

災害に係る住家被害認定業務

実施体制の手引き

Ⅲ. 自治体事例編

平成22年
内閣府

はじめに

災害に係る住家の被害認定は、市町村において実施することとされているが、近年度々発生している大規模災害においては、多数の被災家屋が発生し、被害認定調査、さらには災証明書の発行段階において、各市町村の行政能力を超えた業務量が発生する事態が生じている。

本書は、このような大規模災害が発生した場合における、住家の被害認定の適切かつ円滑な実施の一助とすべく、学識経験者のご意見を踏まえ、大規模災害を経験した自治体における事例を参考に作成されたものである。

大規模災害が発生した際には、住家被害認定業務の実施体制整備の参考として本書をご活用いただくことはもとより、各都道府県、市町村における住家の被害認定及び災証明書の担当等におかれては、平時においても、応援協定の締結等事前対策の充実にあたっての参考として、本書を有効に活用されることを望む次第である。

最後に、本書の作成に際し、学識経験者及び被災自治体等より多大なるご協力を頂いたことに心から感謝申し上げます。

平成22年12月

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

本書の作成にご協力いただいた学識経験者及び地方自治体

住家被害認定業務の実施体制整備のあり方に関する検討会 名簿

（敬称略、順不同）

座長 重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
委員 杉山 義孝	財団法人日本建築防災協会 専務理事
田中 聡	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所 教授
山崎 栄一	大分大学教育福祉科学部 准教授
青木 健司	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 指導係長
宇羅 良博	石川県輪島市建設部都市整備課 建築係長
小野寺 勝	神奈川県横浜市消防局危機管理室 危機対処計画課担当 係長
溝口 裕昭	東京都総務局総合防災部 情報統括担当課長

調査にご協力頂いた自治体

新潟県 柏崎市 小千谷市 石川県 輪島市 兵庫県 佐用町 鹿児島県 さつま町
他

災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きの構成

「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」は、次の3冊で構成されている。

- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き I. 本編
- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き II. 資料編
- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き III. 自治体編

『I. 本編』は、災害時に、住家被害認定業務ならびに災証明書の発行について、体制づくりと実施のために検討すると良いと考えられる項目を簡潔に示したものである。災害に係る住家被害認定業務の全体像がわかるよう、2部構成となっている。1部は「総則」として、災害に係る住家の被害認定制度の概要を記載している。2部は、「被害認定の実施について」として、過去の被災自治体の経験に基づき、住家の被害認定実施にあたって、検討すると良いと考えられる項目を記載している。

『II. 資料編』は、『I. 本編』を補完するものである。全体は、本編と同じ2部構成となっており、1部が「総則」、2部が「被害認定の実施について」であることは、本編と同様である。

「総則」は、『I. 本編』の再掲である。2部の「被害認定の実施について」において、各項目に対して、過去の被災自治体の考え方や、考え方が複数ある場合のメリット・デメリット、具体的な実施事例が掲載されている。

さらに、参考資料として、調査票と記入例、過去の被災自治体等の情報、兵庫県家屋被害認定士制度の紹介、市区町村において事前に準備しておくことが適当な事項、関係法令について掲載している。

『III. 自治体事例編』は、災害時の流れをイメージしやすくするため、過去の災害時の実施状況についてのヒアリング調査結果を、自治体毎に本編・資料編と同じ項目立てで整理したものである。したがって、自治体によって、項目立てはあっても記載のない項目が存在する。

なお、各自治体の実施方法を参考にするための基礎データとして、被災当時の自治体規模や被害規模情報を併せて掲載している。

目 次

1) 新潟県柏崎市	1
I. 被害認定調査の実施体制.....	1
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	1
2. 人員手配.....	4
3. 資機材等の調達.....	5
4. 広報.....	6
5. 都道府県の役割.....	6
II. 被害認定調査の実実施計画.....	9
1. 調査全体の管理.....	9
2. 地域割方針の決定.....	10
3. 班編成方針の決定.....	10
4. 研修の実施方針の決定.....	10
5. コーディネーターの日々の業務.....	11
III. 調査の実施.....	12
1. 調査員の一日の流れ.....	12
2. 伝達ミーティング.....	12
3. 現地調査.....	12
4. 情報共有ミーティング.....	13
5. 調査結果の整理.....	13
6. 翌日への準備.....	14
IV. リ災証明書の発行について.....	15
1. 発行体制の整備.....	15
2. リ災証明書発行台帳の作成.....	16
3. リ災証明書発行の広報.....	16
4. リ災証明書の発行.....	16
5. 被災者支援総合台帳の作成.....	17
V. 参考書式等.....	19
① 調査票.....	19
② 応急危険度判定と被害認定調査の違いの説明資料.....	26
③ 被害認定調査の説明資料.....	27
④ リ災証明書発行のための広報資料.....	29
⑤ リ災証明申請書.....	32
⑥ リ災証明発行申請書兼り災証明書.....	33
⑦ 内部立入調査申請書.....	34
⑧ 調査済証.....	35
⑨ 中越沖地震における“リ災証明書”の発行業務について.....	37

2) 石川県輪島市	57
I. 被害認定調査の実施体制.....	57
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	57
2. 人員手配.....	60
3. 資機材等の調達.....	61
4. 広報.....	63
5. 都道府県の役割.....	63
II. 被害認定調査の実実施計画.....	64
1. 調査全体の管理.....	64
2. 地域割方針の決定.....	64
3. 班編成方針の決定.....	65
4. 研修の実施方針の決定.....	65
5. コーディネーターの日々の業務.....	66
III. 調査の実施.....	68
1. 調査員の一日の流れ.....	68
2. 伝達ミーティング.....	68
3. 現地調査.....	68
4. 情報共有ミーティング.....	70
5. 調査結果の整理.....	70
6. 翌日への準備.....	71
IV. り災証明書の発行について.....	72
1. 発行体制の整備.....	72
2. り災証明書発行台帳の作成.....	73
3. り災証明書発行の広報.....	73
4. り災証明書の発行.....	74
5. 被災者支援総合台帳の作成.....	75
V. 参考書式等.....	78
① 調査票.....	78
② り災証明書.....	80
③ 被災者生活再建支援の体制.....	81
④ 広報資料(住家の修復について).....	82
⑤ 輪島市におけるり災証明書発行スケジュール.....	83
⑥ 位置情報を使った被災者生活再建窓口の様子.....	84

3) 小千谷市	85
I. 被害認定調査の実施体制.....	85
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	85
2. 人員手配.....	87
3. 資機材等の調達.....	87
4. 広報.....	89
5. 都道府県の役割.....	90
II. 被害認定調査の実実施計画.....	91
1. 調査全体の管理.....	91
2. 地域割方針の決定.....	91
3. 班編成方針の決定.....	92
4. 研修の実施方針の決定.....	92
5. コーディネーターの日々の業務.....	93
III. 調査の実施.....	94
1. 調査員の一日の流れ.....	94
2. 伝達ミーティング.....	94
3. 現地調査.....	94
4. 情報共有ミーティング.....	95
5. 調査結果の整理.....	95
6. 翌日への準備.....	95
IV. リ災証明書の発行について.....	96
1. 発行体制の整備.....	96
2. リ災証明書発行台帳の作成.....	97
3. リ災証明書発行の広報.....	97
4. リ災証明書の発行.....	98
5. 被災者支援総合台帳の作成.....	100
V. 参考書式等.....	101
① 調査票.....	101
② 被害認定調査実施の広報資料.....	106
③ リ災証明書発行の広報資料(市民向け).....	107
④ リ災証明書発行の広報資料(市民向け:委任状付き).....	108
⑤ リ災証明書発行の広報資料(町内会長向け).....	109
⑥ リ災証明書の郵送交付広報資料.....	110
⑦ 納税期間の延長に関する広報資料.....	111
⑧ 各種連絡先(市報原稿).....	112
⑨ 各施設への広報協力依頼.....	113
⑩ 再調査申出書.....	114
⑪ 再調査の広報資料.....	115
⑫ リ災証明書の再発行手続き説明資料.....	115

4) 兵庫県佐用町	117
I. 被害認定調査の実施体制.....	117
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	117
2. 人員手配.....	119
3. 資機材等の調達.....	120
4. 広報.....	121
5. 都道府県の役割.....	122
II. 被害認定調査の実実施計画.....	123
1. 調査全体の管理.....	123
2. 地域割方針の決定.....	124
3. 班編成方針の決定.....	124
4. 研修の実施方針の決定.....	124
5. コーディネーターの日々の業務.....	125
III. 調査の実施.....	126
1. 調査員の一日の流れ.....	126
2. 伝達ミーティング.....	126
3. 現地調査.....	126
4. 情報共有ミーティング.....	127
5. 調査結果の整理.....	127
6. 翌日への準備.....	127
IV. り災証明書の発行について.....	128
1. 発行体制の整備.....	128
2. り災証明書発行台帳の作成.....	129
3. り災証明書発行の広報.....	129
4. り災証明書の発行.....	130
5. 被災者支援総合台帳の作成.....	130
V. 参考書式等.....	131
① 調査票.....	131
② り災証明書.....	136
③ 広報資料.....	137

5) 鹿児島県さつま町	139
I. 被害認定調査の実施体制.....	139
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	139
2. 人員手配.....	141
3. 資機材等の調達.....	141
4. 広報.....	142
5. 都道府県の役割.....	143
II. 被害認定調査の実実施計画.....	144
1. 調査全体の管理.....	144
2. 地域割方針の決定.....	144
3. 班編成方針の決定.....	144
4. 研修の実施方針の決定.....	145
5. コーディネーターの日々の業務.....	145
III. 調査の実施.....	147
1. 調査員の一日の流れ.....	147
2. 伝達ミーティング.....	147
3. 現地調査.....	147
4. 情報共有ミーティング.....	148
5. 調査結果の整理.....	148
6. 翌日への準備.....	148
IV. り災証明書の発行について.....	149
1. 発行体制の整備.....	149
2. り災証明書発行台帳の作成.....	149
3. り災証明書発行の広報.....	150
4. り災証明書の発行.....	150
5. 被災者支援総合台帳の作成.....	151
V. 参考書式等.....	152
① 被害認定調査システム入力票.....	152

1) 新潟県柏崎市

【被災災害】新潟県中越地震（平成16年10月23日）

新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）

【被害規模】全壊1,109棟、大規模半壊675棟、半壊3,830棟、

一部損壊22,506棟（住家のみ、平成19年12月1日現在）

住家調査棟数29,324棟（非住家含む調査合計棟数 59,279棟）

【自治体規模等】

○人口：85,632人（平成16年9月31日 旧柏崎市）

93,518人（平成19年6月31日）

○世帯数：30,005世帯（平成16年9月31日 旧柏崎市）

33,841世帯（平成19年6月31日）

資料）柏崎市HPより

当市は中越地震、能登半島地震での被害調査経験者が若干名いたが、市内全域にわたる被害調査の対応について困惑していたところ、地震当日から、京都大学チームと富士常葉大学チームが支援の為柏崎市に来てくれ、主に災証明書発行台帳システムについては京都大学チーム、被害認定調査方法については富士常葉大学チームの協力を全面的に得ることができ、また、新潟県を始め他自治体の協力により未曾有の事態になんとか対処することができた。

I. 被害認定調査の実施体制

1. 調査計画の策定と体制の設立

①担当部署の確定

柏崎市地域防災計画に基づき税務課・納税課が被害認定調査を担当し、コーディネーターを能登半島地震での調査経験職員とした。

②被害情報の収集

地震発生日中に市職員で市内を見て回り、どの地域で、どの程度（何棟程度）の被害があるのか、おおよその情報収集をした。

③関連情報の収集

輪島市職員の他、中越地震において被害認定調査の経験のある小千谷市の経験職員及び有識者から調査についての情報を入手した。経験自治体の事例を参考とすれば良いと考えたことや、近隣自治体の対応を確認することで判定や対応等の地域差をなくせると考え、また効率の良い調査ができると考えた。

④調査方針の設定

翌日から被害認定調査(外観目視調査)を開始したが、この段階では庁内で、調査エリア(どの地区を優先させるか)や調査手順(木造と非木造の調査班を別々にするかどうか等)、外観目視調査の調査方法、内部立入調査はいつ頃からどのように実施するかといった話が錯綜し、方針が定まっておらず、日々現場から生じた調査員からの意見や疑義をミーティングにかけ被災経験自治体職員や有識者からアドバイスをもらい、走りながら、順次対応策を考えて、調査を進めていった。

本来は全体ボリュームを把握し、調査方法・手順を決定し、調査経験自治体の意見を十分考慮し、調査結果がどのように災証明書発行台帳システムで活用されるのか、調査員が認知した状態で調査を行うことが必要で、調査の質や効率に影響するばかりでなく、市民対応も混乱することになり、市民に不信感をもたれてしまう。その点からも拙速に被害認定調査を開始すれば良いわけではなく、市民に十分に説明できるよう、職員が実施する被害認定調査に対して理解することが不可欠である。

また、日頃から図上訓練・シミュレーションなどで、災害時の想定をしておくことも重要と思われる。

a) 調査対象

木造家屋と非木造家屋の調査班を分け、被害の多い木造家屋から調査を開始した。(住家以外の建物も、課税台帳に登載されていない物も全て調査対象とした。)

しかし、主体構造が異なる複合家屋(例：非木造の店舗+木造の居宅部分+土蔵の物置=1棟の家屋)の調査方法等、調査についての方針が固まるまで時間を要した。

柏崎・刈羽原子力発電所敷地内の調査は、県職を中心に別部隊を編成し地震発生後5ヶ月後に調査を行った。

b) 調査対象地域

当初は市街地から実施したが、途中から地区を割り、優先地区を決めて調査をした。

c) 調査区分

平成16年発生の中越地震の際の近隣市町村と同様に、損害基準判定(経済的被害)に合わせ「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」「無被害」とした。

参考:「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する市民税等の減免の特例に関する条例」平成19年7月27日、条例第33号

(災害減免の特例)

第1条「平成19年新潟県中越沖地震」(以下「災害」という。)による被害者に対し平成19年度に課する当該年度分の市民税等の減免については、新潟県柏崎市税条例(昭和35年条例第10号)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

とし、住民税は居住している住宅の被害判定と所得金額に応じた減免措置、固定資産税は資産の被害判定に応じた減免措置が受けられるものとした。

資料) 柏崎市HP : http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/html/dlw_reiki/41990101003300000000/41990101003300000000/41990101003300000000_41990101003300000000_j.html

d) 調査結果の伝達方法

外観目視調査時に判定結果は知らせず（ただし、無被害の場合は赤色の調査済証・一部損壊以上は黄色の調査済証）、外観目視調査を全て完了し、り災台帳作成後、り災証明書を発行する事ではじめて判定結果が分かるようにした。り災証明書請求時点で判定結果に不服がある場合は、内部調査の申し込み予約手続を行ってもらった。

内部調査の際は、家主に説明をしながら調査を行い、目の前で調査票を作成するため、調査終了時に判定結果を伝えた。

e) 調査手法（地震の場合のみ）

外観目視調査を全棟に対し実施し、その判定結果に不服のある場合、改めて内部調査を実施した。

また、外観目視調査開始1週間くらいで非常に被害の少ない地区が数地区あることが判明したため、その地区に対しては、町内会長が調査希望者を取りまとめ申請することにより調査を行った。

⑤調査件数の想定

全棟調査だったため、固定資産税課税台帳上の家屋の棟数を概ねの対象件数に想定した。（未評価の家屋、既に滅失されている家屋などがあり誤差はあるものの大まかな想定数とした。）

⑥全体スケジュールの確認・調整

スケジュールは、各種復興支援策との関係性があり、知事が避難所を8月31日には解消すると発言したことから、それまでに仮設住宅への入居ができるようにしなければならず、そのためにり災証明書が必要となった。

知事から、り災証明書の発行時期について、外観目視調査終了後、一斉ではなく、順次、発行しろという要請があったが、り災証明書発行のためにはデータベースの構築が必要であると考えていたため、有識者からも説得をお願いした。

データベースはその後の作業に大きく影響するため、エクセル形式で管理したものを手作業でり災証明書の発行を始め、途中で発行方法を変更した場合各種データ構築作業が非常に困難になると考えデータベースを構築する事を優先とした。

住民対応としては、り災証明書の発行を急ぐのではなく、相談窓口を設置することとした。

⑦被害認定調査の体制の設定

調査棟数約6万棟に対して、外観目視調査は、実施期間24日間、調査班は50班／日程度、調査員数は述べ2,690人であった。その内訳は、柏崎市職員588人、新潟県職員829人、県内市町村911人、他県250、県外市町村112人であった。内部立入調査は、実施期間87日間（最終的には平成21年3月31日迄）、調査員数は述べ5,576人であった。その内訳は、柏崎市職員760人、新潟県職員3,306人、他県・他市町村1,295人、民間建築士215人（平成19年11月30日現在）であった。

■コーディネーター（一般市民、マスコミから隔離させる）

調査方針の決定
現地調査方法の統一
調査員からの問い合わせ対応
調査対象地区の決定、班割
調査進捗管理（応援要請、日程）
電話対応

■調査員

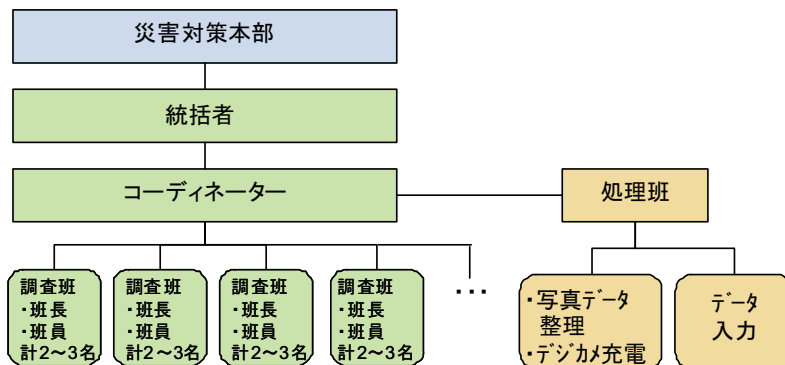
現地調査実施
■班長
調査票チェック
マスター地図への記入
調査票準備
調査地区地図の準備

■処理班

写真データ整理
デジタルカメラ充電
データ入力
市民からの電話対応

■応援人材コーディネート

応援自治体との連絡、調整
ロジ（移動ルート、到着時間、宿泊場所手配 等）
※研修は応援者（有識者）



2. 人員手配

①人員計算

調査スピードについて、住宅密集地域であれば1日最大100棟以上判定する班もあったが、住家が点在している散居村地域では1日に20棟程度となる場合もあった。

内部立入調査は概ね1日4件であった。

応援者数の把握が難しく、応援依頼どおりの調査員数になるとは限らない。また、単に大量に人を投入すれば解決する問題ではなく、人が多すぎると、調査のための研修やミーティングの場が確保できず、調査のクオリティが低くなる。また、調査員の移動手段となる車や備品関係も大量には確保はできない等の物理的問題もあり、日々コーディネーターが人員配置、必要人数を見直した。

②庁内での人員確保

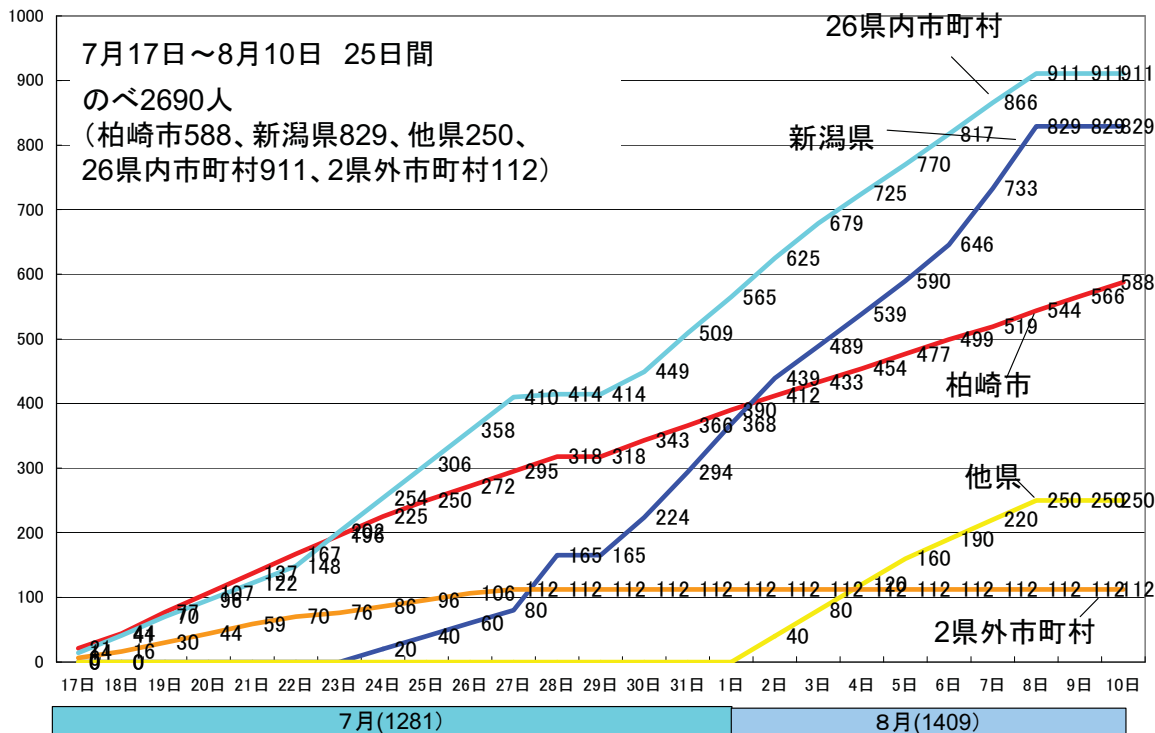
固定資産税評価に関する家屋調査業務の担当者は8人いるが、対象棟数が膨大で8人では不可能であるため今回は、市職員は33名（税務課及び納税課職員）が対応した。

1ヶ月に及ぶ猛暑の中、外観目視調査に休みなく携わり、また帰宅しても被災者であるため肉体的・精神的に疲労困憊し、体調を崩す職員もいたために、職員の勤務管理を十分にする必要もあったと考える。

③応援人員の手配

コーディネーターが必要応援者数を確定し、県等に派遣依頼をした。県内での人員手配について、新潟県人事課、税務課、市町村課が対応してくれた。県人事課は、迅速に、無理な依頼にも対応をしてくれ、市としては非常に助かった。

＜外観目視調査時の体制＞



資料)内閣府「平成19年度 被害認定基準関連調査」検討会資料

柏崎市復興管理監 細貝和司、協力:新潟大学災害復興科学センター 田村圭子「柏崎市が経験したこと」

3. 資機材等の調達

①空間の確保

a) コーディネーターの作業スペース

外部から隔離し、別室を用意、作業に集中できるスペース確保が必要。補助員を1～2名配置した。

b) 調査員の作業スペース

庁舎内の100人程度収容できる会議室を長期間押さえた。調査員の休息場は用意できなかった。

c) ミーティングスペース

上記の作業スペースでミーティングを行なった。

②調査機材の調達

a) 調査済証

黄色、赤色のA5版（別掲）。

b) 調査員証

腕章（応援者は各所属自治体の腕章）とした。

③移動手段の確保

基本的に応援者からは車を用意してもらい、予備的に市側で公用車数台とレンタカーを数台用意した。各調査班には当日の現場までの案内図を用意した。

4. 広報

①被害認定調査実施に関する広報

紙ベースでは回覧板等を利用したが、主として防災無線（各世帯、屋外・主要施設にも設置されている）を利用し、1日数回、被害調査の情報を報じた。

しかしながら、応急危険度判定と、被害認定調査との違いについて特に正しく認識してもらえなかった。また、被災者は、壊れた家屋等について、行政が公金を投入し修復してくれるような勘違いをしている人も多く、被害調査や各支援制度を被災時に正しく理解してもらうことは難しい面がある。

人から人へ誤った情報が伝達するスピードと情報量は侮れない。間違った情報も多く伝達しており、避難所等を上手く使用した周知方法も取り入れるべきであった。

②支援制度やり災証明書発行スケジュール等に関する広報

防災無線及び各戸への臨時文章配布。

③マスコミの対応

コーディネーターを窓口としないで、マスコミ対応は税務課長のみを窓口とした。

マスメディアに対して十分な説明を行い、責任ある報道を依頼する必要がある。

5. 都道府県の役割

新潟県では、災害時には、必要に応じて先遣隊が情報収集をし、応援の中身の判断をし、計画を策定して声をかけて収集する。中越沖地震の際は支援本部を設置した。

市町村への応援のきっかけは重要である。どうしようもなくなってから応援に入っても意味がない。また、五月雨式に応援に入るのも問題である。市から応援要請を待っていても、なかなか出てこないこともあり得るので、発災と同時に応援態勢が組めるということが重要である。県が支援するのであれば、現地にも入り、どういう支援が必要か、どういうルートで入るのか、何を持ってきて欲しいのかといった調整を実施する必要がある。

①市町村間調整

住家の被害認定調査について新潟県は防災部門が所管しており、各市町村に対して説明会などを平常時から開催していた。しかし、災害時における行動が明確ではなかった。具体的な業務分担は、災害対策本部ができたときに、災害対策本部が決めることになる。災害時には危機管理監が筆頭となり、全庁に対して目配りをし、そのスタッフを防災局が担うことになる。調査棟数の決定方法などについて、県としての明確な基準はその時点ではなかった。

災害直後に、各市町村が集まり、情報連絡の枠組みを作らなければ、調査方針等がバラバラになるなどの問題はある。ただし、枠組みに強制力がなく、強制力がなければ、たとえ県が関与しても連携・調整は難しい。災害規模や範囲が大きくなるほど市町村間調整は困難になる。

②市町村からの相談対応

基本としては、市町村業務であるため、市が被害予測をたて、実施計画を立て、実施するものであり、県はそれを支援するというのが本来である。しかし、災害時には、迅速な被災者支援のため、一刻も早く被害認定調査を実施して、速やかに生活再建支援へと移行することを県が方針として打ち出すことが必要となる状況もおきる。県においても、被害認定調査を十分理解しておく必要がある。

具体的な柏崎市への県の支援としては、7月16日の発災時、県職員が、台風警戒のため小千谷市に滞在していた。そのため、被害現地の情報収集することとして、当該職員が直接柏崎市へ向かった。その日のうちに現地の災害対策本部がたち、大学研究チームと面識のあった県職員が、市に引き合わせた。県職員は、その後、3日間、柏崎市に滞在し、県災害対策本部との連絡、柏崎市の各部署へのアドバイスをを行った。

また、調査方針策定のほか、調査様式など円滑な調査のための手法については、内閣府をはじめ、富士常葉大学、京都大学、新潟大学などの研究機関、被災経験自治体や県が支援をした。

③人員手配

調査は、県内市町村や県のほか、県外から多く応援職員も加えて実施された。中越大震災を契機に生まれた支援ネットワーク「ネットワークおぢや」のメンバーや、能登半島地震の被災地、輪島市や七尾市の職員はいち早く応援に駆けつけている。

県内での人員手配については、新潟県人事課、税務課、市町村課が対応した。

県外からの応援を求めるルートは、応援協定に基づくこととなる。当県の場合、北海道・東北ブロックであり、福島県が幹事県となっているので福島県が調整する。福島県の役割は人数を揃えることである。最終的には、内部立入調査では、これらの地域では足りず、全国知事会も通じて関東ブロックにまでお願いした。

なお、幹事県の役割は人数を揃えるところまでであり、受け入れ自治体は、その人達を迎えに行き、宿舎を手配し、割り振り、事前講習を実施して翌日から調査に加わってもらうという手配が必要である。しかし、被災自治体に過剰な業務は追わせられない。調査体制づくりに被災自治

体自体も当然、関与する必要があるが、被災地の意向を確認しながら応援自治体と連絡、調整し、ロジを担う機能が必要である。

具体的にコーディネート組織がどのような構成が良いかはケースバイケースだと思うが、大切なことは位置づけをはっきりさせることである。被災自治体の要望を聞き必要人数などをとりまとめる人、県内の被災していない自治体や他県に応援要請する人、応援要請に基づき来る人の日時等を確認し、移動ルート、到着時間、宿泊場所、事前研修などを手配する人などが必要である。連絡調整組織とは別に、実働部隊として人員確保、調整するチームが必要である。

なお、一度、大地震が起こってしまうと、中越沖地震では、県庁でだけでもトータルで延べ4,600人超の応援人員を出したが、応援職員には税務関係職員が多く、これにより税関係などの通常業務にも少なからぬ影響が出た。被災市町村はもちろんそうなる。それが1ヶ月以上続く状態にならざるをえない。応援を出している市町村も、県ほどの人数でなくても、職員規模から考えればやはりかなりの人数となり、少なくともどこかの部署からそれだけ長期にわたり人を出さざるをえない。これが1ヶ月も続くと限界になり、出せなくなる。中越沖地震ではそういう状況が発生していた。さらに、被害認定調査は日常業務にはないため、受け入れ自治体としては、未経験者が来るケースが多いということになりがちで、県外からの受け入れについては費用の問題なども発生するため、大量動員は容易なことではない。

④資機材調達

調査用の車両は、なるべく応援者の持ってきた公用車を使い、予備的に市側で公用車数台とレンタカー数台を用意した。その他の調査用機材は柏崎市が用意した。

⑤被害認定調査のサポート

非木造家屋調査について県に応援要請がきたため、22日から非木造の外観調査を県が実施した。

木造の外観調査について、当初目標であった8月10日に終了することが困難そうであったため、応援県職員の大量投入を行った。さらに、外観ではそれほどではないが内部被害が大きい家屋が多いと言われ、予想を上まわる件数の再調査申し込みが殺到したことにより、県に追加の応援依頼があったため、県内市町村や県の職員による応援を再開した。その後、さらに全国知事会を通じて東北や関東の自治体職員の派遣を受けるなど、1日200人を超える規模で大量の応援体制を組んだ。

さらに、県では、再調査を円滑に行うため、申込者に事前に図面作成などを支援する予備調査を実施したほか、応援職員に対しては、大学や小千谷市などの協力を得て、調査技術の習得や調査制度を確保するための講習会を開催した。1次調査段階では4回、再調査段階では9回を重ね、受講者は千人を超えた。

II. 被害認定調査の実施計画

1. 調査全体の管理

能登半島地震の被災家屋調査応援に出向いた職員をコーディネーターとし、終日、庁内で翌日の班編成や調査方法等の決定・調整をした。

①人員管理

進捗状況等と被災状況等を確認しながら適性人員配置計画をコーディネーターが立てた。

②地域割の決定

進捗状況、調査員数、被害状況等を確認しながらコーディネーターが実施した。

③調査の進行管理

進行状況は、住宅地図を使用し被害調査を実施したため、調査班長(職員)は帰庁後、住宅地図に調査した建物に調査番号を入れ、色を塗った。この住宅地図を調査進捗管理に用いた。

④調査員間の情報共有方法の決定

a) 伝達ミーティング

前日の夕方の情報共有ミーティングでの質疑・意見をその日の夜、コーディネーターを中心に担当者、有識者と協議し対応策、処理方法を決定し、8時半からの全体ミーティングで他の注意事項と共に伝達を行った。

b) 情報共有ミーティング

調査員は、帰庁後情報整理をし17時頃からミーティングをした。初期は予想外の家屋の判定方法などの検討でミーティングも時間を要した。

他市や県の応援は1日交代などであり、経験者が初心者に教えながら調査した。

調査も後期になると、すぐに終了できた。また、応援部隊はミーティングを待たずに帰ることもあった。これらは慣れてきた調査員と不慣れな調査員を組み合わせることでカバーできたと思う。

c) その他の情報共有手段

応援職員で、初めて調査に入る人には、過去のミーティング内容の簡単な冊子を作り、配布した。指導は班長に任せるOJTで対応した。

⑤一日のスケジュールの設定

8時半から朝礼、その後、調査開始としていた。ただし、班の数が多いほか、応援職員はほぼ日替わりとなるため、その日の班の確認やカメラ・資料の配布等に時間を要した。また、現地までの移動に利用する車両が庁舎近隣に駐車できないなど、迅速に調査開始することが困難だった。

2. 地域割方針の決定

①調査対象地域の確認

当初は全地域全棟調査で開始したが、調査が思うように進まず、被害が極端に少ない地域があることが判明した段階で、被害の少ない地域は希望調査制とした。

②調査順序の設定

当初は市街地の被災が多いと考え、市街地から実施したが、郊外地域で被災が多い地区も多く、改めて被害情報から優先被災地区を決めて調査班を分散させた。

③地域割の見直し

地域ごとの進捗を毎日確認しコーディネーターが割り当て班を見直した。

3. 班編成方針の決定

①班編成の考え方の決定

震災翌日から調査開始したため、当初は市職＋応援者＋経験者で3～4人編成とし、状況を考えながら随時修正した。

a) 班編成の考え方

調査研修を受けた調査員、調査経験のある調査員と未経験者を組ませて調査を行いながら現場で研修を兼ねて育成させた。

地域ごとに市職員のチーフを設定し、進捗状況とチーフからの状況報告で班編成を決定。外観調査規模は、75班/日ほどであった。

b) 1班あたりの人数

1班2人体制の場合と3人体制の場合があったが、3人体制の効率が良かった。3人体制の場合、概ね1人が被害箇所を探し、次の調査対象建物を探す、住民対応などを行い、1人が調査票への記入、1人が写真撮影といった分担であった。

②班編成の見直し

コーディネーターが各種情報を基に随時見直しをした。

4. 研修の実施方針の決定

①研修内容の決定

後々のデータ管理、使用を考慮すると現場での情報収集・記録が重要になってくるため、処理方法を正しく伝達する必要がある。

当市では、有識者に全面的に協力してもらうこととした。今までの事例写真等を参考に研修を13回実施した。調査方法については概ね良好であったが、り災証明書発行の為のデータベース構築についての説明をしていなかったため、データベース構築に必要な情報を明記していなかった調査票も多くあった。

②研修方法の決定

a) 研修担当者

有識者

b) 研修対象者

初心者（木造、非木造別）

c) 開催頻度、開催時間

研修は、13回開催し、受講者は述べ1,150人であった。

5. コーディネーターの日々の業務

①調査地域のコーディネート

全体の被害状況情報を入手し、調査地域割りを判断した。

②班編成のコーディネート

調査員数と進捗状況等から経験者、初心者等を考慮し班編成を行った。

③調査員への研修の実施

調査員の調査精度等を地域チーフ等から確認し、調査員格差が認められた場合や初心者が大量に応援に来た場合等に実施。

④調査員への問い合わせ対応

地域チーフに問い合わせ、解決できない事項はコーディネーターに電話で確認。

根本的には、ミーティング時に報告してもらいその日の夜、協議決定。

⑤調査結果のチェック

チェックはコーディネーターではなく各調査班長及びデータ処理班が翌日、り災台帳にデータ入力する際にチェックした。

⑥情報共有

朝のミーティング時にコーディネーターから報告、指示をした。

⑦翌日の調査準備

バックオフィス班が対応。

⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

外観調査は防災無線を主に使用し、内部調査は、り災証明書発行の際に判定を不服とした家屋に対し、その場で申請・日程予約を行って訪問した。

III. 調査の実施

1. 調査員の一日の流れ

①調査員の一日の流れ

下記スケジュール表による。

②一日のスケジュール

下記スケジュール表による。

時間	新潟県柏崎市(調査未経験者)
8:30~ 8:40	朝礼 前日の留意事項確認 班割・スケジュール確認
8:40~	研修
11:00~	準備の整った班から適宜出発 現地調査
16:00~ (日没)	帰庁舎 調査結果の整理 調査票チェック・回収 調査結果記入など
17:00~	ミーティング 質問事項確認

時間	新潟県柏崎市(調査経験者)
8:30~ 8:40	朝礼 前日の留意事項確認 班割・スケジュール確認
8:40~	調査資材受取、出発準備
9:30~	準備の整った班から適宜出発 現地調査
16:00~ (日没)	帰庁舎 調査結果の整理 調査票チェック・回収 調査結果記入など
17:00~	ミーティング 質問事項確認

2. 伝達ミーティング

①伝達ミーティングの実施

前日の質疑・意見に対する回答・指示・注意を行う。

3. 現地調査

外観調査は真夏でもあり、地域による差異もあるため、各班のペースで実施。

内部立入調査は、住民と直接顔を合わせ説明が必須のため、1日4件程度であった。

①調査対象の確認

a) 地図情報との照合

住宅地図により調査、家屋の位置については調査票に詳細に記載（当初はこれが徹底できずに、固定資産税の減免をする際の台帳物件と調査物件の突合や、GIS上に配置する際に必須とある位置関係の掌握ができない調査票が多かった）。

b) 聞き取り調査

外観調査時は、住民からの聞き取りは基本的にしなかった。

c) 調査対象範囲の確定

主体構造が異なる一棟の家屋が多く、どのように調査判定するか当初かなり問題となった。

d) 調査対象範囲の記録

全棟調査とした。

②写真撮影

り災証明書発行時、家屋や被害認定箇所の特定期間・確認を住民とする際に非常に重要。当初デジカメの使用が不慣れで、ピンボケが多かった。

③調査結果の記入

外観調査及び内部調査共に富士常葉大学の作成した調査票を使用。

④調査済証の貼付

無被害と一部損壊以上で色分けをし、調査番号を記入し目立つところに貼り付ける。り災証明書請求時にこの調査済証を持参すると発行処理が早い。

⑤住民対応

内部調査時には詳しく判定方法について聞かれる。内部調査時に判定結果に納得をしてもらえない場合や大工や工務店関係者が同席する場合もあり、調査員に知識・説得力等が求められた。

⑥調査結果のチェック・報告

調査班長が確認後提出。データ処理班が入力時にチェック

4. 情報共有ミーティング

①情報共有ミーティングの実施

a) 情報共有ミーティングの実施

調査業務完了後17時頃から質疑・意見交換を実施、コーディネーターが即答できないものは翌日の伝達ミーティング時までには他市町村や有識者と協議・検討をして報告。

b) 対応方針の情報共有

必須事項等は、会場のホワイトボード等を利用し掲示、簡易な冊子を作成し配布。

5. 調査結果の整理

①写真データの管理

写真データをパソコンに取り込み、調査番号と同じ名前のフォルダを作成し、その中に保管した。併せて翌日のデジタルカメラの準備を行った(本来はり災台帳システムで、り災データと一元管理したかった)。

②調査票の整理とデータ入力

調査班は帰庁後、班長(職員)が、地図と調査票を集め、記入漏れ等がないか確認し、税務課家屋係に提出。

データ入力は、前日調査したものを翌日入力した。入力は、データ処理班(京大チームや業者、調査員(職員)、税務課など総動員であった)が対応した。

6. 翌日への準備

①翌日の調査準備

翌日の調査票や地図の準備はバックオフィス班(税務課職員)が行った。

IV. り災証明書の発行について

1. 発行体制の整備

①発行部署の決定

柏崎地域防災計画により、り災証明書発行は税務課が担当した。

②発行のための人員確保

外観調査終了後のり災証明書発行だったため、調査担当者を発行業務に配置した。

③発行手順の決定

a) 発行対象者

所有者、居住者、委任を受けた者

b) 発行枚数

複数枚発行

c) 発行方法

指定会場による発行、郵便請求にも対応した。

d) 会場数

当初の約半月間は、ソフィアセンターを利用し地区単位で発行、9月、10月は市役所ロビーと合併前の各役場ロビー（2役場）を使用、11月からは各証明発行窓口（3役場の窓口）で対応

e) 発行時期

全外観調査終了後。

発行当初は希望者が集中しないように、地区別に発行日を限定すると共に、発行日当日も整理券を配布して、整理券の番号ごとに受付時間を設定した（1,000人/日以上となり混乱したため）。

f) 発行手数料

無料

④り災証明書等の様式

a) り災証明申請書

b) り災証明書

り災証明書のフォーマットについては、被災者は住民票他、今後色々必要となるため、世帯単位で記載することにした。前回の小千谷市や他市のり災証明書などを参考に、り災世帯を入れておくと、ひいてはり災者のその後役に役立つと考えた。

2. リ災証明書発行台帳の作成

京都大学の協力により、家屋の被災情報からリ災証明書発行に関する一連の流れをGISと連動したシステムを導入した。

中越地震の際は、エクセルで5,000件ほど入力したところ全くPCが動かなかった。検索に膨大な時間がかかり、その後転記し、証明書を発行するまでに膨大な時間がかかったため、京都大学チームの提案にすぐに乗った。

重要な点の一つとして、被災前(7/16現在)の住民票情報を保管しておくことがあげられる。災害発生日の住民登録の確認ができるデータが必要である。

①リ災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得

住民基本台帳情報(震災時のデータ)
調査データ

②リ災証明書発行台帳の作成

京大の開発したシステムを活用した。

3. リ災証明書発行の広報

①リ災証明書発行のための手続きの広報

各戸に回覧板により配布、周知した。

②支援措置の広報

各戸に臨時広報震災版を配布した。

4. リ災証明書の発行

①リ災証明書発行会場と必要資機材の確保

広い会場でスムーズに発行業務を行うため駐車場、待合スペース、トイレを完備している市立ソフィアセンターを会場とし(当初1000人/日来場があった)機材もできるだけ用意した。

②リ災証明書発行会場の設営

予約カード(時間指定)→受付→発行窓口→相談窓口→内部調査受付窓口と各ブースを設け対応した。

③り災証明書発行業務の流れ

- a) 申請者の誘導・整理
- b) 申請書の記入
- c) 申請書の受理
- d) 判定結果の探索
- e) 被災度の確認
- f) 再探索の実施
- g) り災証明書の発行
- h) 第2次調査申請（地震の場合）

別添 「中越沖地震での“り災証明書”の発行」参照

り災証明書発行時に判定不服者に対し予約をその場で取った。

④調査結果の確認申請

内部調査希望者立会いのもと、損傷箇所を一緒に確認し、調査票も見てもらいながら説明・採点をした。

5. 被災者支援総合台帳の作成

①被災者支援総合台帳作成の有無の検討

膨大な情報量になるため、り災台帳のデータベースを利用し構築した。

②被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得

申請者の情報のほか、り災者情報、り災情報などの他、支援の進捗状況等についても一元的にデータベース化したシステムを開発し運用した。

a) 建物に関する情報

固定資産税の減免を行なうには、り災家屋の判定結果と固定資産税家屋台帳の物件を突合させる必要があるため、り災台帳システムの機能を拡張させ別途課税台帳との突合アプリを開発し、1ヶ月を要しデータを精査し税の減免対応をした。

b) その他支援り災世帯や個人に関する要支援情報など

被災者生活再建支援法が2007年11月に改正されたことを受け、国の支援金の受給要件が変更となった。また、国に合わせて、県の支援金でも受給要件が緩和されたため、差額支給が発生した。こうした状況を踏まえて整備していた台帳をもとに受給資格の再審査を行い、受給対象者を確定の上、対象者に対し必要な手続の通知をした。加えて、国・県の支援金の受給資格があるにも係わらず申請を行っていない被災者について、受給資格があるむねの通知を行なった。さらに、復興基金事業補助などを利用する被災者の被災状況の把握についてり災台帳を活用した。

③被災者支援総合台帳の作成



出典)「被災者台帳による生活再建支援システム」(新潟大学危機管理室 田村圭子)(内閣府 地方都市における地震防災のあり方検討委員会資料)

V. 参考書式等

①調査票

a. 木造外観調査

地震被害外観目視調査 住家被害調査票 木造・プレハブ用(ボード壁面用)

調査日 年 月 日 時 分
所在地 非住家
所在地名 居住者名
連絡先など
調査員名

特記事項(気付いたことなど) 記入欄

被害パターンチャートによる建物全体の判定

START → 地震もしくは上部構造に被害がある? → 無被害

地震被害の有無 → 地盤陥没や液状化が発生? → 30cm以上 → 全壊
→ 30cm以下 → 建物(上部構造)に被害や傾斜がある? → 全壊(崩壊域)

上部構造被害の有無 → 崩壊が発生? → 全壊
→ 崩壊が顕著している? (肉壁全体が崩れている) → 全壊
→ 傾斜がある? → 1/20以上(120cmの下張りで6cm以上) → 全壊
→ 1/80~1/20未満(120cmの下張りで2~6cm程度) → 全壊
→ 全くない~1/80未満(120cmの下張りで2cm未満) → 全壊

※地盤に被害が発生し、壁面に被害が認められない場合は、状況に応じて別途検討する。


判定チェックシートによる部位の判定

傾斜なし 傾斜あり

部位	被害として数値していない部分(調査部分)の被害全体に対する割合	壁の損傷の様子	傾斜なし		傾斜あり	
			損傷点数	採点点数	損傷点数	採点点数
屋根	0%	被害は確認できない	0	0	1~19点	一部損壊
	0~10%	棟や軒先の一部にずれやはがれがわずかに見られるもの	1	1	20~39点	半壊
	10~20%	棟や軒先の一部にずれやはがれが見られるもの	2	2	40~49点	大規模半壊
	20~30%	棟や軒先の一部にずれやはがれが見られ、異材(瓦など)の一部に落下が見られるもの	4	4	50点~	全壊
	30~70%	棟や軒先の一部にずれやはがれが著しく、異材(瓦など)の落下が著しく見られるもの	8	8		
70%~	屋根全体の形状と異材(瓦など)の落下が著しく見られるもの	13	13			
壁	0%	被害は確認できない	0	15		
	0~10%	目地にわずかなずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れが「一部」に見られるもの	4	19		
	10~20%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、窓枠が「一部にかなり」見られるもの	13	26		
	20~30%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、窓枠や壁紙が「著しく」見られるもの	21	33		
	30~45%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、窓枠や壁紙が「著しく」見られるもの	32	41		
	45~60%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、窓枠や壁紙が「著しく」見られるもの	45	52		
60%~	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、窓枠や壁紙が「全面的」に見られるもの	68	71			

傾斜なし 傾斜あり

損傷点数の集計 =

79334 

傾斜ありで19点以下(20点とし、ここから0点として平均を算出する) → 20

点数から該当箇所をチェックする

c. 非木造外観調査

判定結果欄、調査日・所在地、所有者、特記事項、配置図のみ記入

地盤被害外観目視調査 住家被害調査票 木造・プレハブ用(ボード壁面用)

調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

所在地 _____ 非住家

所有者名 _____ 居住者名 _____

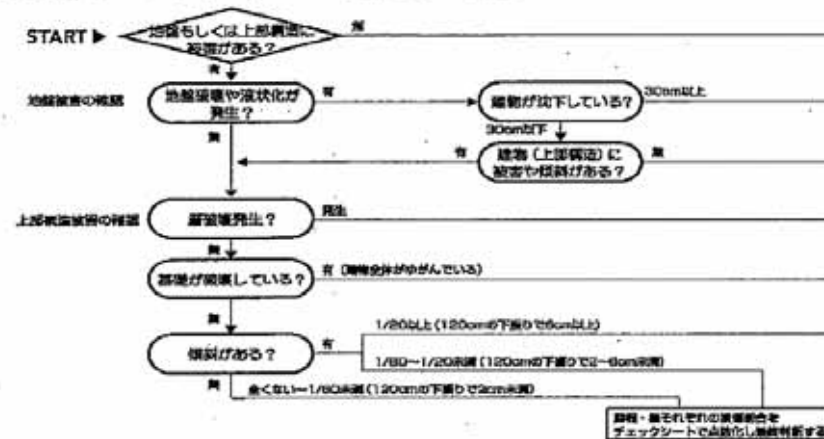
連絡先など _____

調査員名 _____

特記事項(気付いたことなど) _____

配置図 _____

被害パターンチャートによる建物全体の判定



判定結果 (点検する部分をチェックする)

無被害

全壊

無被害(別荘棟別)

全壊(屋根破れ)

全壊

全壊

1~19点 一部損壊

20~39点 半壊

40~49点 大規模半壊

50点~ 全壊

※地盤に被害が発生し、建物の被害が認められない場合は、状況に応じて別途検討する。

判定チェックシートによる部位の判定

部位	損傷割合	損傷の様子	損傷割合による判定	
			傾斜なし	傾斜あり
屋根	0%	被害は確認できない	0	0
	0~10%	棟や軒先の一部にずれやはげれがわずかに見られるもの	1	1
	10~20%	棟や軒先の一部にずれやはげれが見られるもの	2	2
	20~30%	棟や軒先の一部にずれやはげれが見られ、異材(瓦など)の一部に落下が見られるもの	4	4
	30~70%	棟や軒先の一部にずれやはげれが著しく、異材(瓦など)の落下が著しく見られるもの	8	8
	70%~	屋根全体の形状と異材(瓦など)の落下が著しく見られるもの	13	13
壁	0%	被害は確認できない	0	15
	0~10%	目地にわずかなずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れが「一部」に見られるもの	4	19
	10~20%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、変形が「一部」に見られるもの	13	26
	20~30%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、変形や剥離が「各所」に見られるもの	21	33
	30~45%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、変形や剥離が「各所に著しく」見られるもの	32	41
	45~60%	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、変形や剥離が「各所に著しく」見られるもの	45	52
	60%~	目地にずれや、ボード(パネルや合板)に浮き上がりやひび割れ、変形や剥離が「全範囲」に見られるもの	68	71

調査番号

79334

損傷点数の集計 =

20

※集計で19点以下は20点とし、この0を付して平均を算出する。

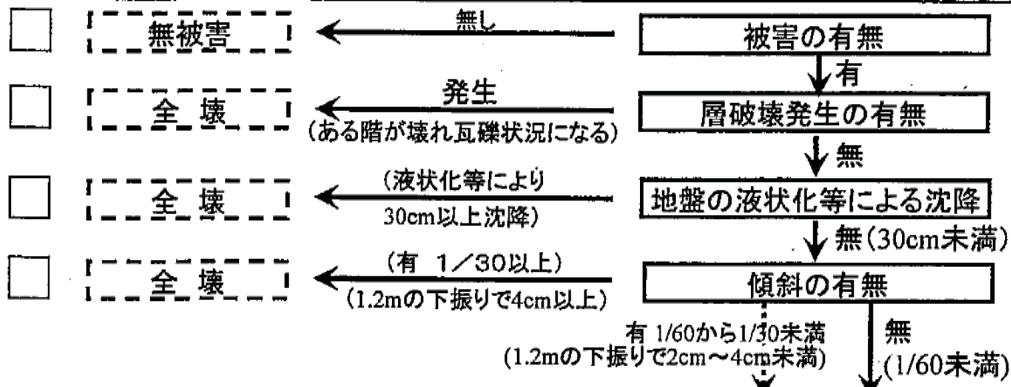
▶ 点数から該当箇所にチェックする

住家被害調査表(地震被害1・2次判定)
「非木造編(1/3)」

整理番号	
------	--

住家所在地			
所有者		調査日	年月日時分
居住者		調査員	
連絡先		氏名	
特記事項 (気づいたこと)			

判定結果(□内に丸印を記入)



- 全壊 ← (②:柱・梁の損傷率が75%以上)
- 全壊 ← (④:外壁の損傷率が56%以上)
- 大規模半壊 ← 50%未満
- 半壊 ← 40%以上
- 一部損壊 ← 20%未満
- 一部損壊 ← 1%以上

柱、雑壁・仕上等、設備等(外部階段含む)、外壁の損傷度をチェックシートで点数化し最終判断する。

	傾斜有り	傾斜無し
外観から柱を確認可能	①,②の大きい方を採用	②
外観から柱を確認不可	③,④で大きい方を採用	④

※②又は④の算定で、柱・梁の損傷率が75%以上、又は外壁の損傷率が56%以上を全壊とする。

	柱(及び梁)	外壁	雑壁・仕上等	設備等	計 (A~D)
	【60%】	【90%】	【30%】	【10%】	
	A1.A2	B	C	D	
①	20				
②					
③		20			
④					

算定結果
□
小数点以下を切り上げ

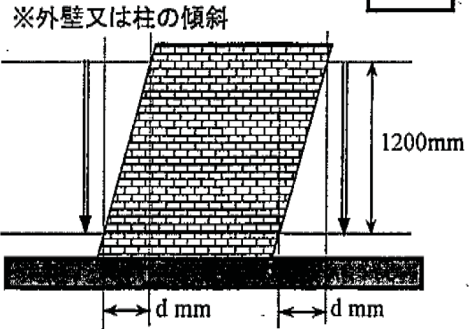
住家被害調査表(地震被害1・2次判定)「非木造編(2/3)」

判定チェックシート

傾斜による判定(一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均する) 単位 mm

外壁, 柱 $\left(\frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} \right) \div \square = \square = \frac{1}{\square}$

※2箇所以下しか傾斜を計測できないときは、最大値を適用する。



【柱(構成比60%)】被害の最も大きい階の柱(但し、調査困難な場合は1階の柱を代用可)

	損傷程度 ア	柱の本数 イ	ア×イ	柱の本数を「正」の字で記入し、集計する。 <input type="checkbox"/> A1 = 60 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)
<input type="checkbox"/> A1	なし	0.00		
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計		ウ	エ	

※損害割合A1が45以上の場合は、柱の損傷率75%以上となり当該住家は全壊
 ※梁が確認できる場合は、次の表により梁も調査する。

【梁(構成比60%)】住家全周の梁

下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。

右表の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ	損傷梁を含む部分の面積/見附面積		損傷程度						
	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00			
<input type="checkbox"/> A2	I	0.10	0.0	0.6	1.5	3.0	4.5	6.0	
	II	0.25	0.0	1.5	3.8	7.5	11.3	15.0	
	III	0.50	0.0	3.0	7.5	15.0	22.5	30.0	
	IV	0.75	0.0	4.5	11.3	22.5	33.8	45.0	
	V	1.00	0.0	6.0	15.0	30.0	45.0	60.0	
	計								

※損害割合A2が45以上の場合は、梁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

住家被害調査表(地震被害1・2次判定)「非木造編(3/3)」

判定チェックシート

【外壁(構成比90%)】 住家の外周壁の仕上部分とその下地部分

下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。

損傷外壁面積 /全外壁面積	損傷程度								
	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00			
I	0.10	0.0	0.9	2.3	4.5	6.8	9.0		
II	0.25	0.0	2.3	5.7	11.3	16.9	22.5		
III	0.50	0.0	4.5	11.3	22.5	33.8	45.0		
IV	0.75	0.0	6.8	16.9	33.8	50.7	67.5		
V	1.00	0.0	9.0	22.5	45.0	67.5	90.0		
計									

右表の数値を合算後に少数点2位以下を切り上げ

※損害割合Bが56以上の場合は、住家全体の損害割合が50%以上となり当該住家は全壊

【雑壁・仕上等(構成比30%)】 外壁の仕上材及び下地材

下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。

損傷雑壁・仕上面積 /全雑壁・仕上面積	損傷程度								
	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00			
I	0.10	0.0	0.3	0.8	1.5	2.3	3.0		
II	0.25	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5		
III	0.50	0.0	1.5	3.8	7.5	11.3	15.0		
IV	0.75	0.0	2.3	5.7	11.3	16.9	22.5		
V	1.00	0.0	3.0	7.5	15.0	22.5	30.0		
計									

右表の数値を合算後に少数点2位以下を切り上げ

【設備等(外部階段を含む)(構成比10%)】

高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備

個別の設備の損壊に応じ、10%の範囲内で損害割合を判定する。

d. 非木造内部立入調査

DATS版 住家減価償却表 (非木造:再調査)

物件番号: _____ 建物番号: _____

④内部仕上
・天井
構造比 10%

⑤器具
構造比 10%

⑥設備等
(外装階段を含む)
構造比 10%

⑦高圧
構造比 50%

⑧内装
構造比 10%

⑨床・梁
構造比 10%

⑩外装
構造比 10%

⑪外装
構造比 10%

⑫外装
構造比 10%

⑬外装
構造比 10%

⑭外装
構造比 10%

⑮外装
構造比 10%

⑯外装
構造比 10%

⑰外装
構造比 10%

⑱外装
構造比 10%

⑲外装
構造比 10%

⑳外装
構造比 10%

㉑外装
構造比 10%

㉒外装
構造比 10%

㉓外装
構造比 10%

㉔外装
構造比 10%

㉕外装
構造比 10%

㉖外装
構造比 10%

㉗外装
構造比 10%

㉘外装
構造比 10%

㉙外装
構造比 10%

㉚外装
構造比 10%

㉛外装
構造比 10%

㉜外装
構造比 10%

㉝外装
構造比 10%

㉞外装
構造比 10%

㉟外装
構造比 10%

㊱外装
構造比 10%

㊲外装
構造比 10%

㊳外装
構造比 10%

㊴外装
構造比 10%

㊵外装
構造比 10%

㊶外装
構造比 10%

㊷外装
構造比 10%

㊸外装
構造比 10%

㊹外装
構造比 10%

㊺外装
構造比 10%

㊻外装
構造比 10%

㊼外装
構造比 10%

㊽外装
構造比 10%

㊾外装
構造比 10%

㊿外装
構造比 10%

① 調査年度: _____ 調査月: _____ 調査日: _____ 調査員: _____

② 調査対象: _____

③ 調査内容: _____

④ 調査結果: _____

⑤ 調査費用: _____

⑥ 調査期間: _____

⑦ 調査場所: _____

⑧ 調査対象: _____

⑨ 調査内容: _____

⑩ 調査結果: _____

⑪ 調査費用: _____

⑫ 調査期間: _____

⑬ 調査場所: _____

⑭ 調査対象: _____

⑮ 調査内容: _____

⑯ 調査結果: _____

⑰ 調査費用: _____

⑱ 調査期間: _____

⑲ 調査場所: _____

⑳ 調査対象: _____

㉑ 調査内容: _____

㉒ 調査結果: _____

㉓ 調査費用: _____

㉔ 調査期間: _____

㉕ 調査場所: _____

㉖ 調査対象: _____

㉗ 調査内容: _____

㉘ 調査結果: _____

㉙ 調査費用: _____

㉚ 調査期間: _____

㉛ 調査場所: _____

㉜ 調査対象: _____

㉝ 調査内容: _____

㉞ 調査結果: _____

㉟ 調査費用: _____

㊱ 調査期間: _____

㊲ 調査場所: _____

㊳ 調査対象: _____

㊴ 調査内容: _____

㊵ 調査結果: _____

㊶ 調査費用: _____

㊷ 調査期間: _____

㊸ 調査場所: _____

㊹ 調査対象: _____

㊺ 調査内容: _____

㊻ 調査結果: _____

㊼ 調査費用: _____

㊽ 調査期間: _____

㊾ 調査場所: _____

㊿ 調査対象: _____

① 調査年度: _____ 調査月: _____ 調査日: _____ 調査員: _____

② 調査対象: _____

③ 調査内容: _____

④ 調査結果: _____

⑤ 調査費用: _____

⑥ 調査期間: _____

⑦ 調査場所: _____

⑧ 調査対象: _____

⑨ 調査内容: _____

⑩ 調査結果: _____

⑪ 調査費用: _____

⑫ 調査期間: _____

⑬ 調査場所: _____

⑭ 調査対象: _____

⑮ 調査内容: _____

⑯ 調査結果: _____

⑰ 調査費用: _____

⑱ 調査期間: _____

⑲ 調査場所: _____

⑳ 調査対象: _____

㉑ 調査内容: _____

㉒ 調査結果: _____

㉓ 調査費用: _____

㉔ 調査期間: _____

㉕ 調査場所: _____

㉖ 調査対象: _____

㉗ 調査内容: _____

㉘ 調査結果: _____

㉙ 調査費用: _____

㉚ 調査期間: _____

㉛ 調査場所: _____

㉜ 調査対象: _____

㉝ 調査内容: _____

㉞ 調査結果: _____

㉟ 調査費用: _____

㊱ 調査期間: _____

㊲ 調査場所: _____

㊳ 調査対象: _____

㊴ 調査内容: _____

㊵ 調査結果: _____

㊶ 調査費用: _____

㊷ 調査期間: _____

㊸ 調査場所: _____

㊹ 調査対象: _____

㊺ 調査内容: _____

㊻ 調査結果: _____

㊼ 調査費用: _____

㊽ 調査期間: _____

㊾ 調査場所: _____

㊿ 調査対象: _____

②応急危険度判定と被害認定調査の違いの説明資料

■応急危険度判定 安全の確保

＜余震による2次災害の防止＞
自分の家は大丈夫でも隣の家が
 倒れ込んできそうな場合は「危
 険」(赤)になります。



■りさい証明 生活再建支援の基準

その後の様々な支援の基準と
 なります。

新潟県中越地震の場合

公的な支援

義援金の配布、生活再建支援法の適用、災害廃棄物の処理、諸税の減免、各種手数料の減免、学費の減免等

民間の支援

生命保険、損害保険への申告
 銀行融資の条件等



参考

回 覧

平成19年7月30日

被災者の皆様

柏崎市災害対策本部

建物の被害調査について

り災証明書交付のための建物の被害調査については、以下の考え
方で行っていますので、ご了解くださるようお願いいたします。

- ①今回の災害は、被害が甚大で被災家屋が全市的に発生している
ことから、り災証明書を短期間で発行するために、内閣府が定
めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、外観
目視による調査を全市で実施しています。外観目視による調査
は、基礎、屋根、外壁を調査することになり、内部については、
外観の状況から同程度の被害状況として判定します。なお、立
会いは不要です。
- ②外観目視の調査結果に異議のある被災者は、再調査の申請をす
るものとし、この場合市は、内部立ち入り調査を実施します。

平成 19 年 7 月 26 日

り災者の皆様

柏崎市災害対策本部

市では、現在り災証明書発行のための建物の被害状況調査を行っています。この被害状況調査の前に、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真を撮影して保管しておいてください。また、工事に係る業者の見積書や領収書などの保管もお願いします。

り災証明書は、8 月 17 日(金)から交付する予定です。交付場所等詳細については、決定次第広報等でお知らせします。

④り災証明書発行のための広報資料

ピンク色のA3用紙裏表に印刷

り災証明書の発行についてお知らせ

平成19年8月11日
柏崎市災害対策本部
(担当：税務課)

1 り災証明書とは

■「り災証明書」は、市が建物の被害状況調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって、証明書の発行が必要な場合は、市民の皆様からの申請に基づき発行します。

2 り災証明書の使い道

■り災証明書が必要な主な各種申請等は以下のとおりです。

区分	主な申請等の内容
証明書の添付が必要なもの	保育料の減免、解体廃棄物運搬承認申請
証明書の添付が不要なもの	被災者生活再建支援制度の適用申請、 市民税・固定資産税（家屋・償却資産）・国民健康保険税・介護保険料の減免、国民年金保険料の免除

3 証明発行に必要なもの（持参いただくもの）

■黄色の調査済証

建物の被害状況調査にお伺いした際に、直接お渡ししたか、家屋に貼っておいたものです。この「黄色の調査済証」は、はがきの倍の大きさで、整理番号が記載されています。

注1) ピンク色の調査済証は、外観上無被害ですので「り災証明書」は発行されません。

注2) “危険”“要注意”“調査済”と表示した、応急危険度判定の紙は必要ありません。

注3) この調査済証がお手元ない場合は、会場でその旨お申し出下さい。

■運転免許証又は保険証など、本人確認ができるもの。

■同居の親族以外の方で、建物所有者の代理人として証明書の発行を希望される方は、申請書の委任状に所要事項を記載し、提出してください。

■発行は、無料です。



ソフィアセンター（図書館）は、8月17日（金）から8月31日（金）まで、り災証明書発行のため臨時休館とさせていただきます。

ご協力をお願いします。

4 リ災証明書発行の日時・会場

- 8月17日～31日まで、お住まいの地区ごとに下記の会場でリ災証明書の発行を行います。この期間の「リ災証明書」の発行は、皆様が「お住まいの住宅」に限り発行します。別記の「リ災証明申請書」に所要事項を記載の上、当日ご持参ください。
- 混雑が予想されます。この期間終了後も継続して発行しますので、お急ぎでない方は、この期間は避けていただくようご協力をお願いします。なお、下記の日程で都合のつかない方で、急いでリ災証明書の発行を希望される方は、都合のつく会場においていただき、その旨お申し出下さい。
- お待ちいただく時間が長くなると予想されますので、おいでになった順に整理番号札をお配りし、リ災証明書を発行できるおおよその時間をお示しいたしますので、ご了承願います。
- 受付時間 各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
- 会場等 ソフィアセンター（図書館）又は西山町事務所

発行日	居住地区	会場
8月17日（金）	駅前・新橋・西本町・東港町・西港町	ソフィアセンター
8月18日（土）	鏡町・錦町・東本町・学校町・中央町・諏訪町・小倉町・栄町・新花町・大和町・桜木町・北園町・安政町	ソフィアセンター
8月19日（日）	豊町・扇町・日吉町・四谷・長浜町・比角・北斗町・松美・三和町・東長浜町・北半田・田塚・新田畑	ソフィアセンター
8月20日（月）	西山町地区（二田小学校区）	西山町事務所
8月21日（火）	西山町地区（内郷・石地小学校区）	西山町事務所
8月22日（水）	柳橋町・関町・宮場町・常盤台・剣野町・三島町・城東・元城町・穂波町・宝町・南光町・田中・半田・岩上・南半田・朝日が丘・希望が丘・ゆりが丘	ソフィアセンター
8月23日（木）	西中通地区	ソフィアセンター
8月24日（金）	松波・荒浜・高浜地区	ソフィアセンター
8月25日（土）	田尻地区	ソフィアセンター
8月26日（日）	北鯖石地区	ソフィアセンター
8月27日（月）	米山台・赤坂町・新赤坂町・大久保・中浜・若葉町・緑町・番神・寿町・鯨波・東の輪町・川内・米山・上米山地区	ソフィアセンター
8月28日（火）	中通地区	ソフィアセンター
8月29日（水）	高田・上条地区	ソフィアセンター
8月30日（木）	北条・中鯖石・南鯖石地区	ソフィアセンター
8月31日（金）	別俣・野田・鶴川・高柳町地区	ソフィアセンター

※駐車場に限りがありますので、できるだけ車はご遠慮ください。また、車でおいでの際は、駐車場係員の指示に従ってください。

※9月3日（月）以降は、市役所、高柳町事務所、西山町事務所で開催します。このため、9月1日・2日は、準備のためリ災証明書の発行は休ませていただきます。

【参考】り災証明書で判定される住家の被害区分

被害区分	被害の状況
全壊	<p>建て直しをしなければならないような状態をいいます。 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ● 又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	<p>ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの ● 損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの ● または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
半壊	<p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住家とその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの ● 具体的には、住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの ● または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもの
一部損壊	<p>全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のをいいます。</p>

⑤り災証明申請書

り災証明申請書

柏崎市長

※太線内を記入してください。

平成 年 月 日

担当者

申請者 (窓口に来られた方)	住所					
	現在の連絡先				TEL ()	
	氏名		り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()			
り災者	住所					
	氏名					
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
り災場所等 (アパート等の 名称、室番号も記入してください。)	柏崎市					
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者住所 氏名) <input type="checkbox"/> 貸家 氏名)				
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊			調査済証 整理番号		
り災原因	平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震による。					

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状	
柏崎市長 様	平成 年 月 日
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について委任します。	
委任者	住 所
氏 名	印

市確認欄

本人 確認 欄	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 職員による確認
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 外国人登録証	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 納税通知書	

⑥り災証明発行申請書兼り災証明書

改ざん防止用紙使用、日付け・発行番号は自動付番、り災年月日・り災原因は自動印刷、市長印は刷り込み
7/16 住民票ある場合は、り災者・り災世帯の構成員・り災場所はデフォルト表示される。

第 12 号様式 (第 12 条関係)

り 災 証 明

平成 年 月 日

柏崎市長 会 田 洋 様

住所

申請者

氏名

下記のとおり、り災したので証明願います。

記

1 り災者

住 所

氏 名

2 り災世帯の構成員

氏 名	続柄	氏 名	続柄	氏 名	続柄

3 り災年月日

4 り災場所

5 り災物件及びり災状況

6 り災原因

7 その他

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

柏崎市長

印

⑦内部立入調査申請書

調査済証 整理番号	
--------------	--

受付日：平成23年1月18日

柏崎市被害状況調査・再調査予約票

申請者：

連絡先：

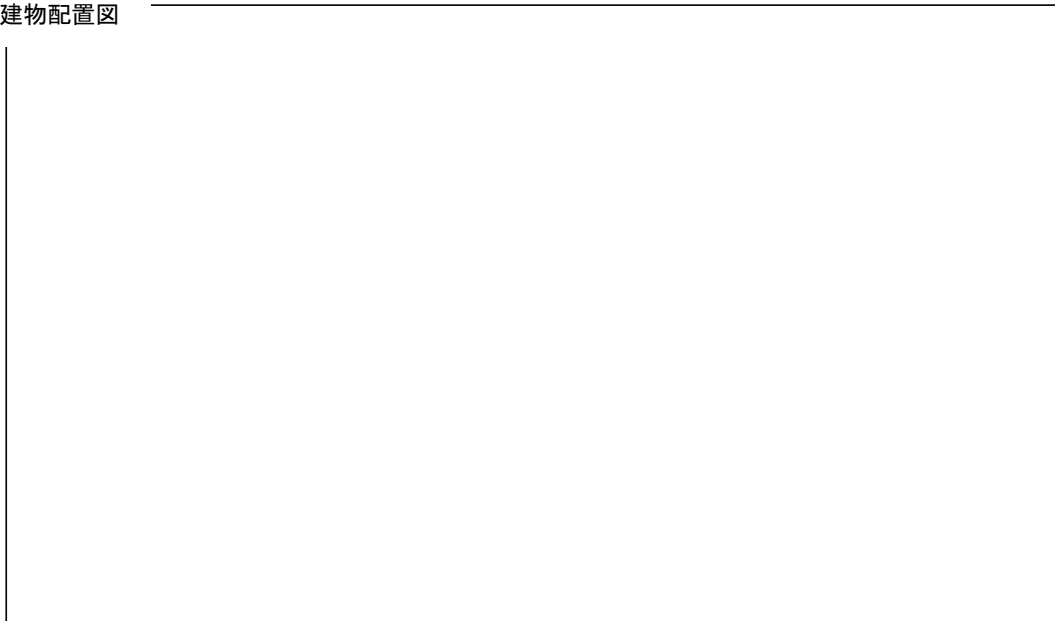
建物所在地：

所有者：

平成19年 月 日 時頃 に再調査にお伺いします。

建物内部の調査となりますので立会いをお願いします。立会いがない場合は再度予約が必要となります。

建物配置図



※都合が悪くなった場合は、早めに下記までご連絡ください。

柏崎市財務部税務課家屋係
電話：21-2256

⑧調査済証

調 査 済 証

整 理 番 号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。り災証明の発行可能時期については、後日広報等でお知らせします。 (り災証明発行の際には、この用紙と印鑑が必要です。)	

調査日時 月 日 午前・午後 時

問い合わせ先
【り災証明について】
柏崎市税務課 家屋係 電話21-2256

(黄色)

調 査 済 証

整 理 番 号

この建物は、罹災証明のための調査を行いました。内閣府の指針に基づき、外観調査の結果、無被害と判定しました。(大変申し訳ございませんが、内部に損壊のある場合は、被害状態が分かる写真を提出していただくか、職員により内部調査を行いますので、税務課家屋係に連絡をください。)

調査日時 7月 日 午前・午後 時

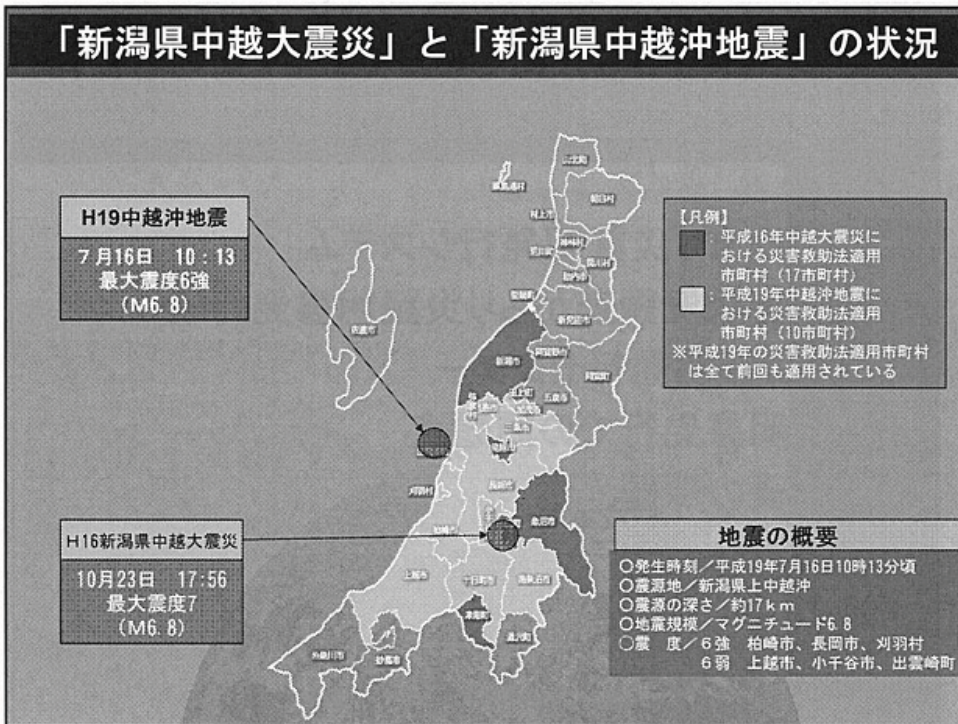
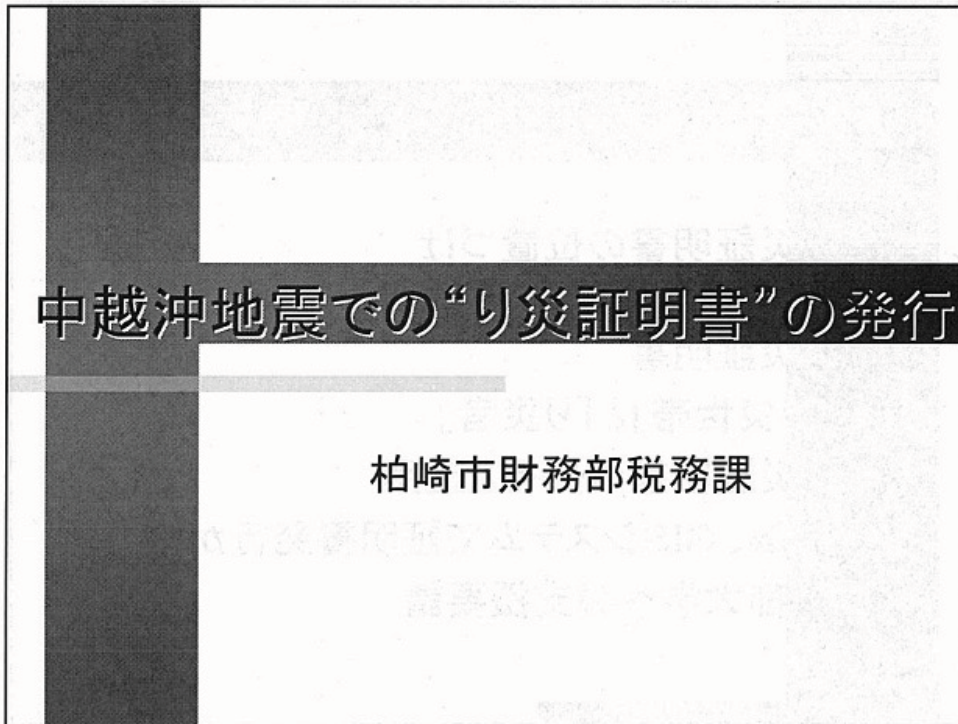
問い合わせ先

【り災証明について】

柏崎市税務課 家屋係 電話21-2256

(ピンク色)

⑨中越沖地震における“り災証明書”の発行業務について



目次

1. リ災証明書の位置づけ
柏崎市災害応急対策実施要綱
2. リ災証明書
3. 「リ災世帯」と「リ災者」
4. リ災証明書の発行と活用
5. 何故、GISシステムで証明書発行か？
6. 京都大学への支援要請

目次

7. 柏崎市リ災証明発行システム
8. 被害状況調査からリ災証明書発行
9. リ災証明発行センター
10. 証明書発行での問題点
11. 今後の課題

り災証明書の位置付け

- 地方自治法第2条「自治事務」
⇔ 法定受託事務
- 柏崎市地域防災計画
(災害対策基本法第42条の規定に基づき柏崎市防災会議が作成する)
- 柏崎市災害応急対策実施要綱

柏崎市災害応急対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市域の災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、災害応急対策に対処する職員の体制、被害状況の調査等について定めることを目的とし、その実施に関しては、新潟県柏崎市災害対策本部条例(昭和38年条例第11号。以下「条例」という。)及び新潟県柏崎市災害対策本部規則(平成8年規則第21号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

柏崎市災害応急対策実施要綱

(被害状況調査)

第3条 災害情報を受けた課長等は、直ちに被害状況を調査しなければならない。

柏崎市災害応急対策実施要綱

(被害状況の報告)

第11条 課長等は、市域の被害状況を防災課長及び防災監を経由して市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による被害状況の報告は、別表第4に定める被害種別認定基準により行うものとし、必要に応じて図面、写真等を添付するものとする。
- 3 被害状況の報告様式及び報告者は、次のとおりとする。

柏崎市災害応急対策実施要綱

報告様式		報告者
1	被害報告(別記第3号様式)	防災課長
2	被害状況調(別記第4号様式)	税務課長 防災課長
3	地区別被害状況調(人的及び住家被害)(別記第5号様式)	
6	被害状況調(別記第8号様式)	人事課長 税務課長 観光交流課長 農林水産課長 都市整備課長 維持管理課長 ガス水道局業務課長 消防本部総務課長
7	地区別被害状況調(農林、土木等被害)(別記第9号様式)	
8	世帯別被害調査表(別記第10号様式)	税務課長

柏崎市災害応急対策実施要綱

● 別表第4に定める被害種別認定基準

- 全壊
- 半壊
- 一部破損
- り災世帯・り災者

(注)被害状況調査のやり方についての規定は無い

柏崎市災害応急対策実施要綱

(り災証明書の発行)

第12条 市長は、災害により被害を受けた者(以下「り災者」という。)からの申請により、り災証明書(別記第12号様式)を発行するものとする。

2 り災証明書は、被害状況調査に基づき、発行する。この場合において、被害状況調査により被害を確認できないときは、り災者等の立証資料等により発行するものとする。

り災証明書(第12号様式)

第12号様式(第12条関係)

り災証明書

平成 年 月 日

柏崎市長 様

申請者 氏名 印

下記のとおり、り災したので証明願います。

記

- 1 り災年月日
- 2 り災場所
- 3 り災物件及びり災状況
- 4 り災原因
- 5 その他

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

柏崎市長 印

- 1 り災年月日
- 2 り災場所
- 3 り災物件及びり災状況
- 4 り災原因
- 5 その他

変更後の り災証明書(第12号様式)

第12号様式(第12条関係) り災証明書

平成 年 月 日

加齢市長 様

住所 申請者 氏名

下記のとおり、り災したので証明いたします

1 り災者
住 所
氏 名

2 り災世帯の構成員

氏 名	性別	氏 名	性別	氏 名	性別

3 り災年月日

4 り災場所

5 り災物件及びり災状況

6 り災原因

7 その他

第 号
上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

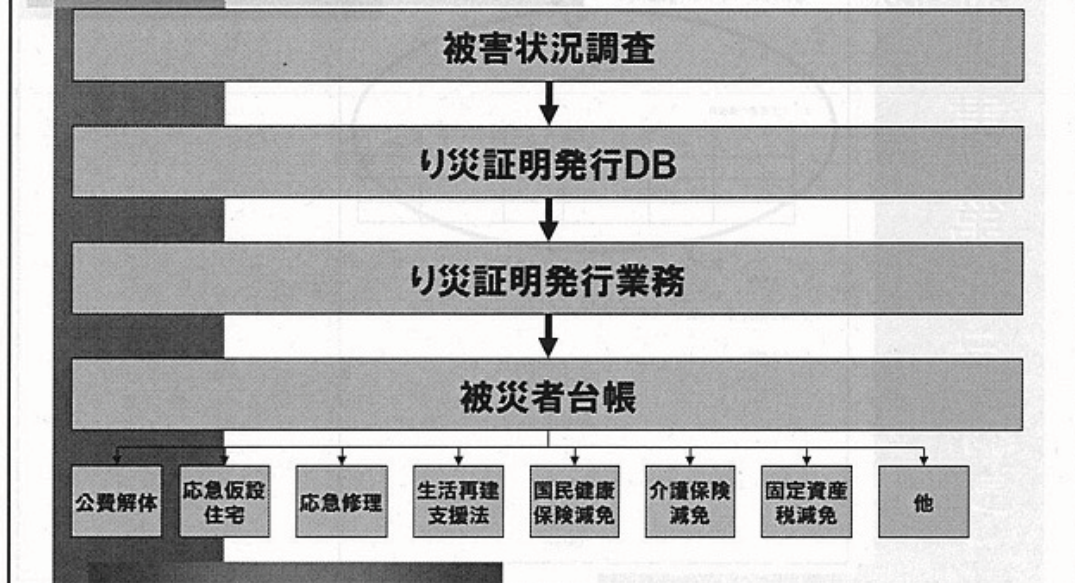
加齢市長 印

- 1 り災者
- 2 り災世帯の構成員

「り災世帯」と「り災者」

- り災世帯
 - 災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった世帯とする。
- り災者
 - り災世帯の構成員とする。
- 世帯
 - 生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。

り災証明書の発行と活用



何故、GISシステムで証明書発行か？

- 中越地震では、5,000棟の被害家屋
 - Excelで5,000件はデータベースの限界
 - 該当者の検索に手間取る(住所・氏名から)
 - Excelシートに手打ちで証明書作成
- 中越沖地震では、約61,000棟の家屋
 - EXcelでのデータ管理不可能
 - 手作業で調査票の検索(入力データの確認)
 - 手打ちで証明書発行不可能

京都大学への支援要請

- WebGISを用いた業務支援システム構築
- 業務に利用可能なデータの構築支援
- 業務軽減を可能とする空間参照型データベースの構築支援
- 被災者生活再建支援台帳の構築支援
- 建物被害集計地図の定期的な提供

柏崎市り災証明発行システム

- GISを用いて家屋を特定
 - － 住宅地図＋航空写真＋家形
- 多様な検索システム
 - － 調査済整理番号から、住所から、氏名から
- 住家被害調査票のPDF化
 - － 入力データの確認、被害程度の説明
- 7/16現在の住民票情報の表示
 - － 基幹系システムで確認の必要なし

柏崎市り災証明発行システム

- り災証明書のプレビュー機能
- 改ざん防止用紙の使用と公印刷り込み
- 再調査依頼の管理
 - － 予約票(地図入り)の発行
- 発行履歴の管理・再調査予約の確認
- 被害状況写真の提示→システム化せず
 - － 調査票IDが無い、どれを撮ったのか不明、枚数が少ない、ぼやけている等

被害状況調査からり災証明書発行

当初予想調査対象建物	61,380棟	
総調査棟数	59,296棟	居宅 29,339棟
全壊	3,430棟	1,110棟
大規模半壊	954棟	675棟
半壊	6,251棟	3,849棟
一部損壊	41,642棟	22,510棟
災害発生日時	平成19年7月16日	
被害認定調査の開始	平成19年7月17日	
外観目視調査の終了	平成19年8月10日	
り災証明発行	平成19年8月17日	

平成19年12月31日現在

被害状況調査からり災証明書発行

被害状況調査	現在進行中
稼働した初日の調査人員	57人/日
1日あたりの延べ投入調査人員の推移	最大216人
うち被災自治体職員	最大46人
うち他自治体による応援職員	最大216人
うち民間による応援員	最大17人
り災証明発行会場設営数	
8月17日から8月31日まで	1会場
9月3日から(市役所ロビー)	3会場
11月6日から税務課	3会場

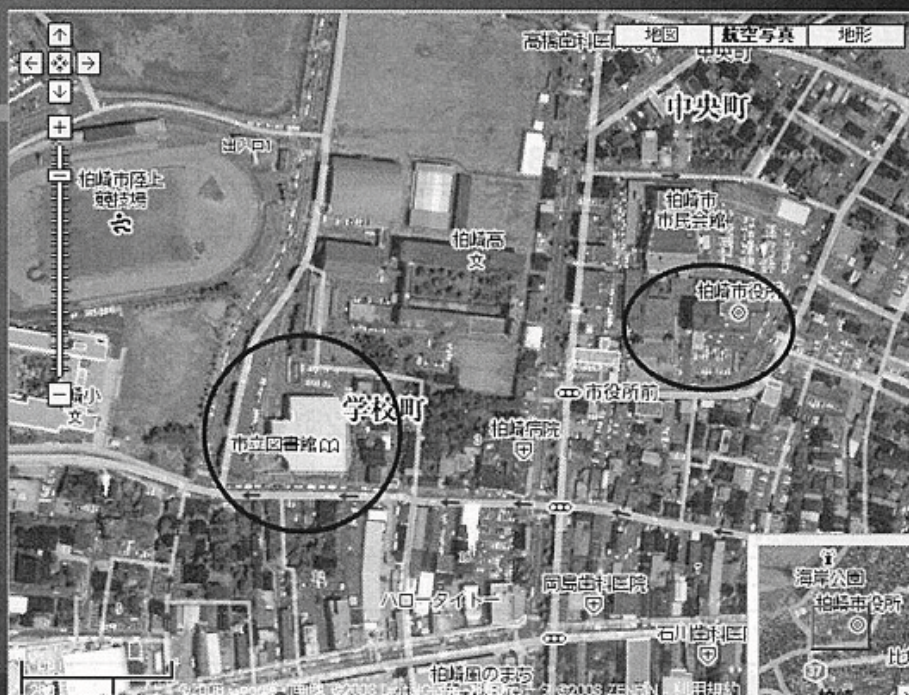
被害状況調査からり災証明書発行

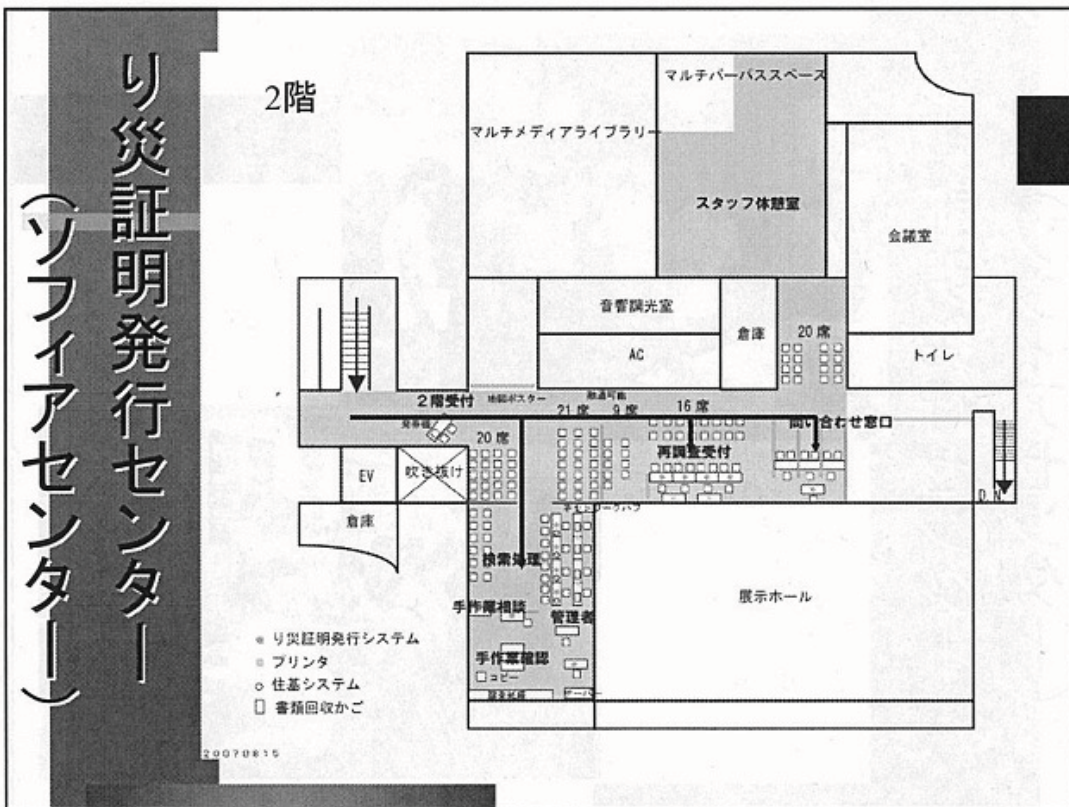
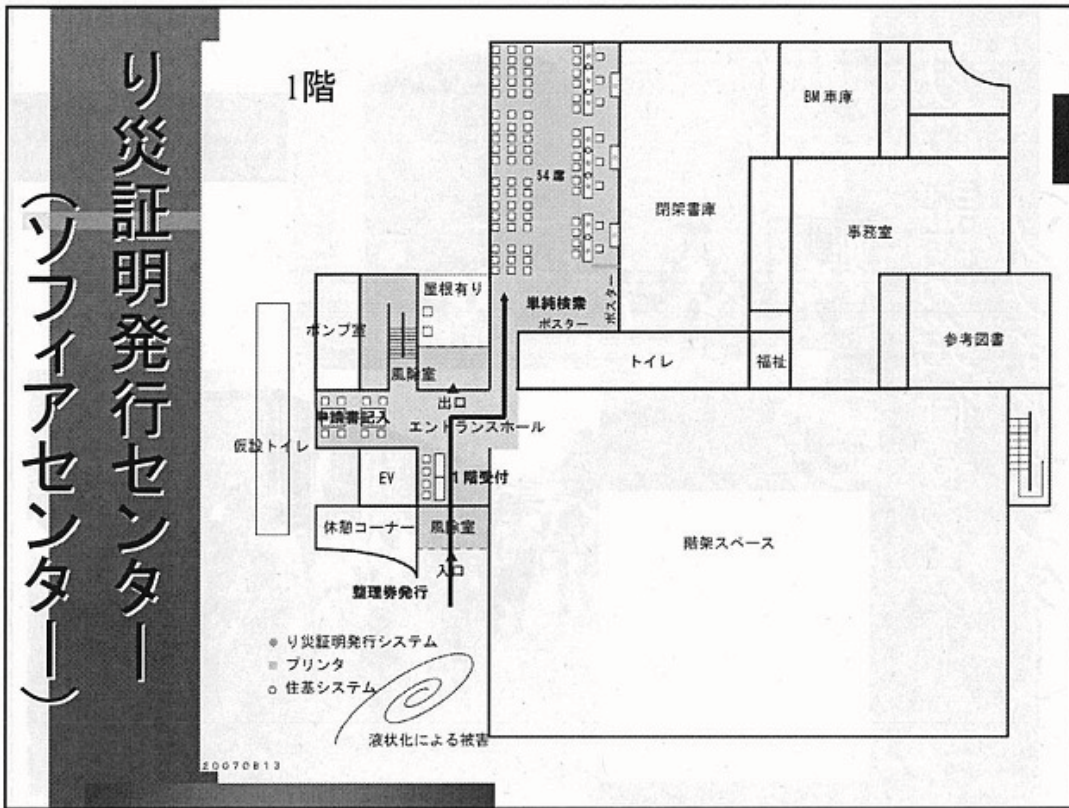
発行窓口(8月17日から8月31日)	
単純発行	8台
検索処理	5台
再調査予約	4台
対応窓口	3席
発行窓口(9月3日から市役所ロビー、2町事務所)	
単純発行	4台
検索処理	2台
再調査予約	2台
対応窓口	2席

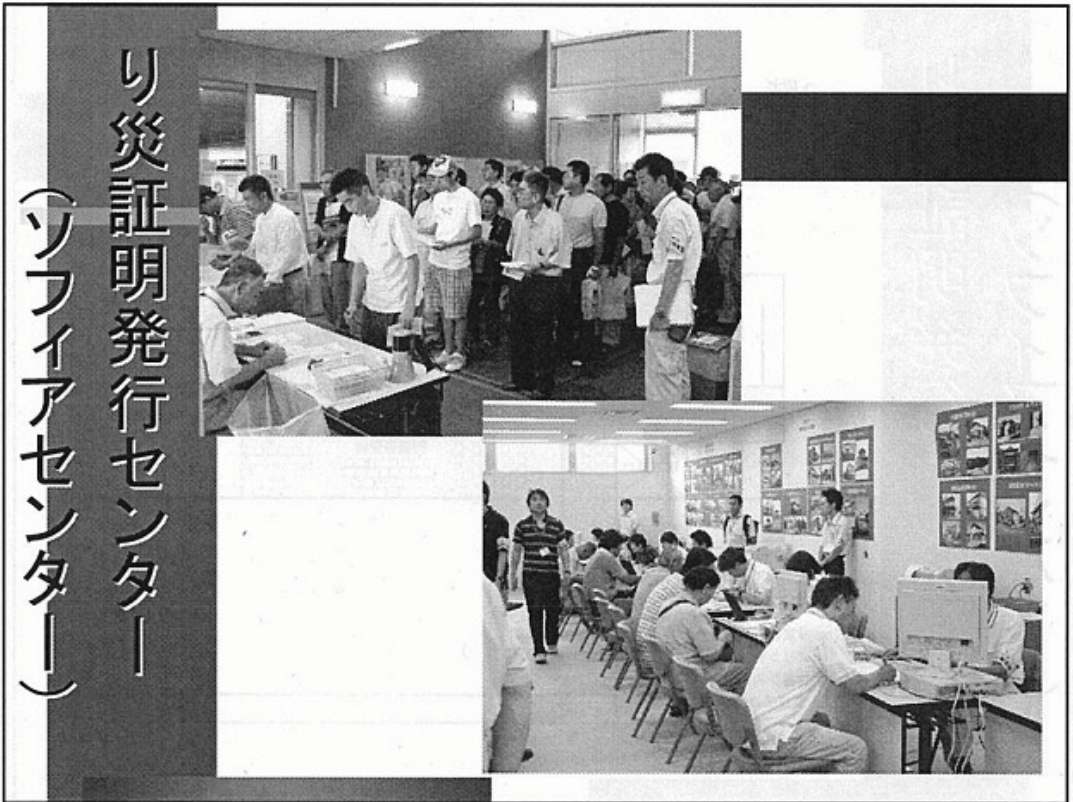
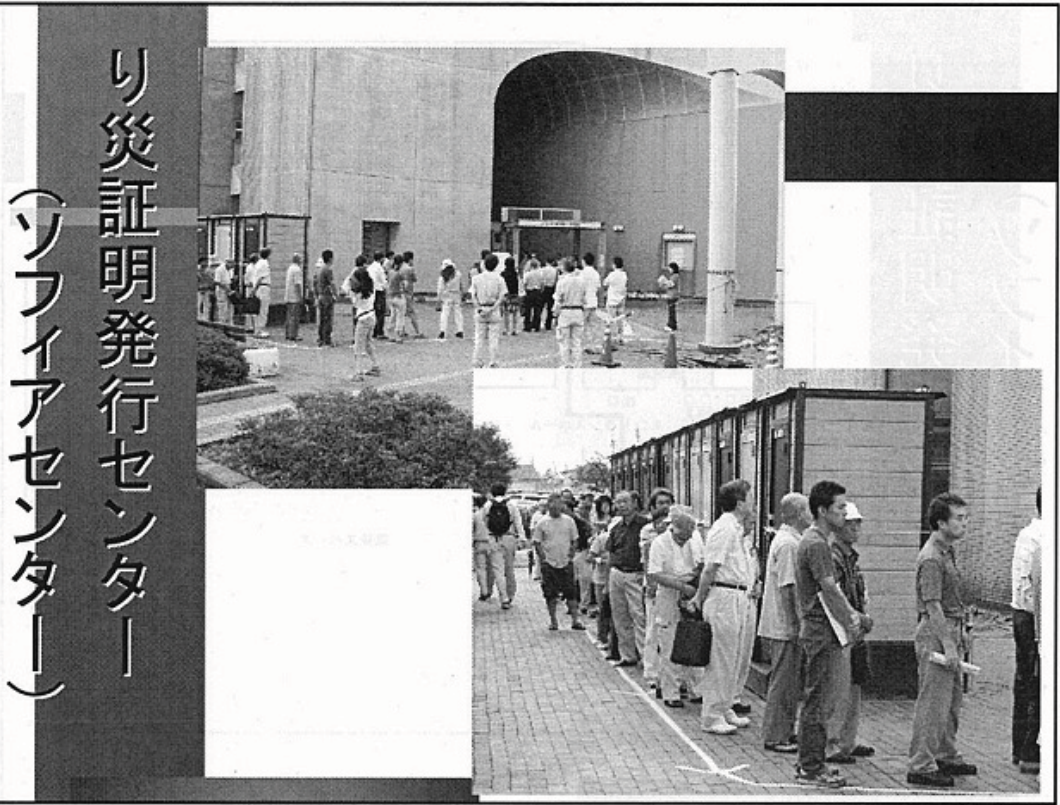
被害状況調査からり災証明書発行

り災証明発行(地区別集中発行 8/17~8/31)	
総延べ投入人員数	890人
うち被災自治体職員	412人
うち他自治体による応援職員	215人
うち民間による応援員	123人
うちその他	140人
1会場1日あたりの最大稼働人員	62人
1会場1日あたりの最小稼働人員	43人
り災証明書発行件数(8月末)	14,656件
り災証明書発行件数(12月末)	52,047件

り災証明発行センター (ソフィアセンター)



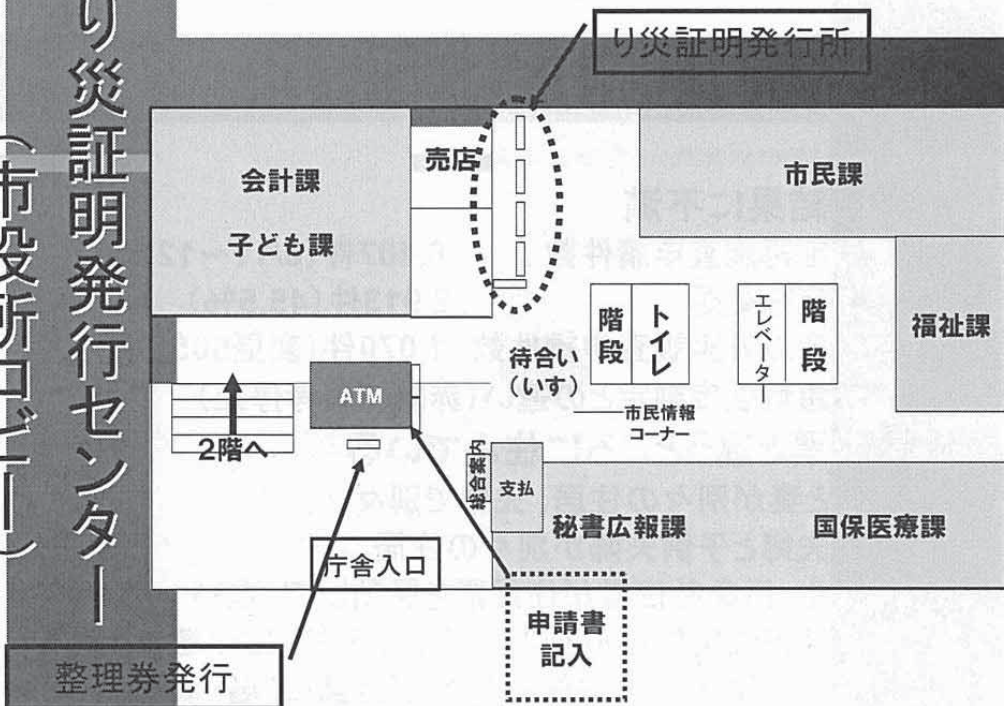


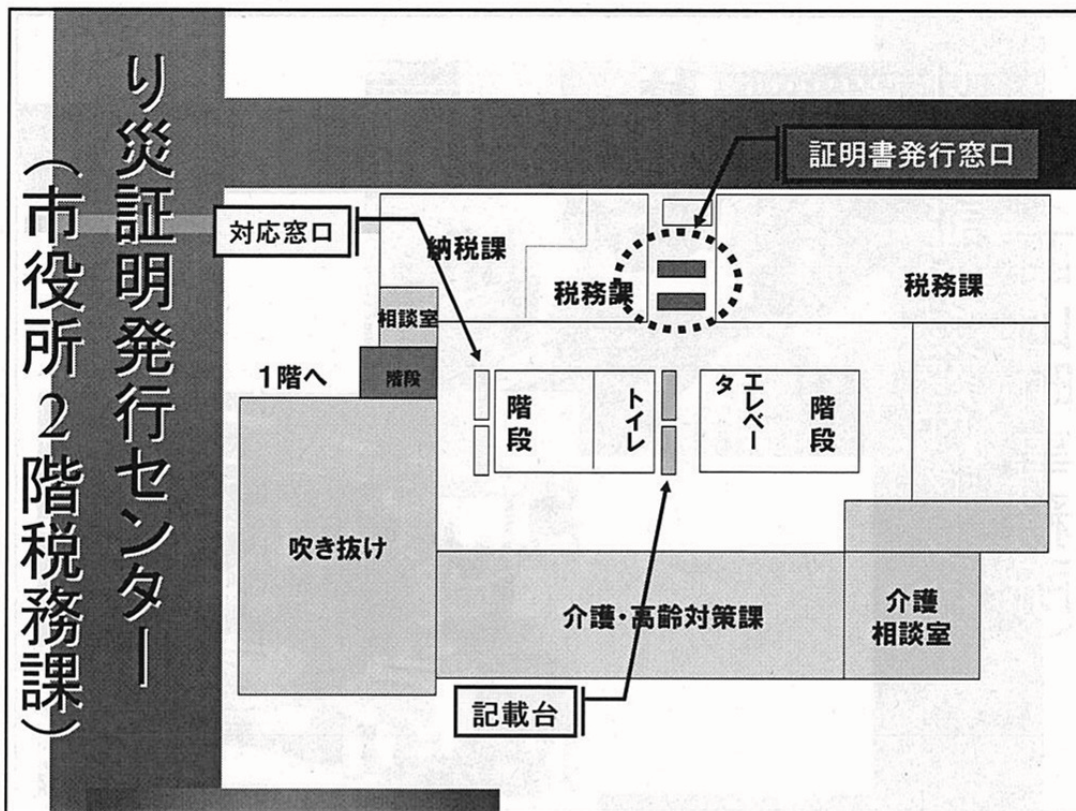


り災証明発行センター
 (西山町事務所)



り災証明発行センター
 (市役所ロビー)





証明発行での問題点

- 判定結果に不満
 - － 居宅再調査申請件数 6,407件(8/11～12末)
 - － 判定を変更 2,913件(45.5%)
 - － 居宅以外再調査申請件数 1,070件(変更505件)
 - － 応急危険度判定との違い(赤紙→思考停止)
- 住民票と違うところに住んでいる
 - － 夫と妻が別々の住居、兄弟で別々
 - － 親夫婦と子供夫婦が別々の住居
 - － 学生・単身赴任者が住民票を異動していない
 - － 実は旧住宅に住んでいた(大抵、そちらは半壊以上)
 - － 住宅でないところに住んでいた(店舗・工場・事務所)

証明発行での問題点

- 住民票に記載されていない人間がいる
 - － 4月に、7月に帰ってきて住んでいた
- 住民票に記載はあるが、別の所に居住
 - － 子供が大学に、夫が単身赴任
- 住民票は一緒だが、生計が別
 - － 親と同居しているが、生計は別々
- 未調査物件の発生
 - － 住宅地図は最新のものではない
 - － 住宅地図に家形がある訳ではない

証明発行での問題点

- 課税物件以外の対応
 - － 家屋ではあるが、未調査となっている
 - － 家屋とみなさず、課税対象外となっているもの
- 証明書発行要員の不足
 - － 休憩が取れない
 - － 様々な話を聞きながら発行
 - － 税務課34名＋納税課15名＝49名
- 柏崎市り災証明発行システムの限界
 - － 10万弱の人口で限界か(人・物・施設)

今後の課題

- 住家の定義の明確化(被災者再建支援法)

- － 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
- － 独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部

- 【参考】住宅・土地統計調査

- － 独立して家庭生活を営むことができるとは、一つ以上の居住室＋専用の台所＋専用のトイレ＋専用の出入口という4つの設備要件を満たしていることをいう。

今後の課題

- 応急危険度判定と家屋被害状況調査

- 住家被害状況調査

- － 調査方針の明確化
 - ・ 外観調査→再調査(3次判定調査)
 - ・ 家屋台帳で調査(1棟判定&住家・非住家)

- 証明発行システムと家屋台帳・家形図の連携

- 災害対応の理解・訓練・事前準備

- － 調査・発行・苦情対応マニュアルの作成
- － 市民広報(案)・マスコミ発表(案)の作成

今後の課題

- 災害関連経費は保険
 - － 何を、どこまで、経費をかけて準備するか？
 - － BCP(事業継続計画)の必要性

- 日本版FEMAのような組織の必要性
 - － 国・都道府県・市町村は対等
 - － リーダーシップを誰が取るか
 - － 何か起きてから、システム構築しては間に合わない

【参考】過去の主な災害

発生日月	名称	被害の状況
S38. 1.12~38. 2	38年豪雪	交通はマヒし、国道8号の管地峠、米山峠はストップし、鉄板を敷いて交通を確保。
S39. 6.16	新潟地震	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。死者2人 負傷者 7人住家半壊 3戸
S53. 6.27	6.26水害	6月25日から降り始めた梅雨前線豪雨は28日まで降り続き、市内各河川で氾濫し特に鵜川流域の枇杷島地区を中心とした市街地では、たん水し、大きな被害を受けた。
S60.12~61. 3	61年豪雪	12月中旬から降り始めた雪は一時小氷状態となったが、1月中旬から強い冬の気圧配置となり、2月末まで休むことなく降り続いた。降雪量の合計は59年豪雪を上回り、近年最高の1,325cmに達した。
H7. 7.11	7.11水害	7月11日夕方からの梅雨前線豪雨により鵜川及び堀川が警戒水位を超え、各所で家屋浸水、水田冠水、土砂崩れ、道路崩壊等の被害を受けた。
H9. 1. 2~4.28	ナホトカ号流出油災害	1月22日早朝、海岸に漂着を確認して回収人員 31,725人
H16.12~17.3	16豪雪	19年ぶりの大雪になり、高柳町田代地区内の主要地方道の道路脇斜面で雪崩が発生。
H16. 7.16~7.17	7.16水害	16日午後から局地的に強い雨に見舞われ、谷根地区が一時孤立状態になったのをはじめ、西部地区を中心に住宅や道路の冠水、土砂崩れなど大きな被害が発生した。
H16.10.23	新潟県中越地震	震源地の新潟県中越地区で震度7を記録。柏崎市でも震度5弱を記録し、甚大な被害が発生した。
H17.6.28	6.28水害	6月27日夜からの梅雨前線豪雨により、鵜川、鵜石川及び堀川の支流が氾濫し大きな被害を受け、3657世帯に避難勧告が発令された。

り災証明と被災者生活再建支援

- 目的: 被害状況調査
- 根拠: 地方自治法
- 自治事務
- 発行: 調査に基づき
証明書発行

- 目的: 被災者の生活
再建支援
- 根拠: 被災者生活再建
支援法
- り災証明書の規定なし
- 全壊・半壊規定なし
- 申請: 被災世帯である
証明書を添付

り災証明書を想定

市町村によって、調査のやり方・証明書の様式が異なる

り災証明と被災者生活再建支援

- 市町村によって、調査のやり方が異なる
+
- 市町村によって、被害判定が異なる
+
- 市町村によって、り災証明書の様式が異なる
↓
- 支援金支給に差が出る
- 居住地による不公平の発生
- 被害状況調査への不信感

2) 石川県輪島市

【被災災害】能登半島地震（平成19年3月25日）

【被害規模】全壊513棟 半壊1,086棟 一部損壊9,988棟（平成21年8月12日現在）

【自治体規模等】

○人口：33,822人（平成19年4月1日現在）

○世帯数：13,138世帯（平成19年4月1日現在）

なお平成18年2月に旧門前町と旧輪島市が合併し、現在の輪島市が施行

資料）被害規模は石川県ウェブサイト（<http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/earthquake.htm>）

自治体規模等は輪島市統計書（<http://www.city.wajima.ishikawa.jp/data/toukei/index.htm>）

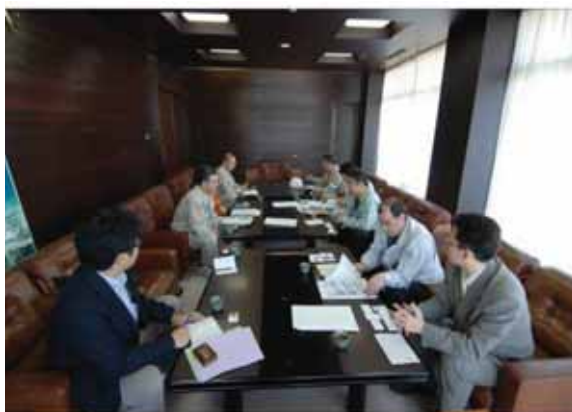
I. 被害認定調査の実施体制

1. 調査計画の策定と体制の設立

①担当部署の確定

地震発生後の翌日(3月26日)、都市整備課と税務課、環境政策課、総務課などの課長や係長の他、さらに応援に入っていた「ネットワークおぢや」のメンバーや富士常葉大学の有識者などがあつまり、今後の当面の対応についての会議を行った。当初、都市整備課としても環境政策課と同様に建物除去の応援のつもりであり、地域防災計画でもり災証明書の発行は税務課の担当となっていた。しかし実際の調査は建物に精通している建築係のある**都市整備課が外観目視調査を担当することとなった。**

被害認定の調査にあたり、災害対応の全体を事前にどの課が主体となり調査を行い、また、誰が指揮を行うのか具体的に決めておかなければ、実際に動くことはできない。さらに、必要な人員、物資等を確保するため、あらかじめ被害認定調査のシミュレーションを行っておくことが重要であると思われる。



②被害情報の収集

被害状況の把握はまず、市民や消防署からの情報に加え、市の職員が現地視察を行うことから始めた。また、発災日の午後には応急危険度判定の判定員により、門前地区や輪島地区の下見を開始した。

応急危険度判定の要員は石川県がコーディネートの上、県内、近隣(富山、新潟県)県に募集をかけており、地震発生後の翌日(3月26日)から調査を開始した。これらの**応急危険度判定の調査結果は、毎日、夕方調査員が庁舎に戻った後に、ゼンリンの住宅地図に色分けして整理しており、**応急危険度判定を担当する都市整備課が外観目視調査も行っていてもあり、**外観目視調査を実施する上での被害情報の把握に活用した。**ただし、もし、固定資産課税台帳の地図を活用することができれば、データも正確であり世帯主の名称も記載されていることから、より利便性が向上する。

なお、被害認定調査では、全壊を赤として地図に着色して調査結果を整理したが、災害対策本部では、危険とされた建物情報を青色で着色していた。使用する住宅地図の年度、着色ルールや被害区分など統一されていないため、地図情報においても混乱するといった事態が発生した。



③関連情報の収集

災害翌日からとにかく被害認定調査を開始したが、具体的なり災証明書発行時期や災証明書により受けられる支援について、職員も理解していない状況であったため、住民からの問い合わせに答えられない状況だった。

また、応急危険度判定で「危険」と判定された建物について、住民が「全壊」と勘違いして、建物の除却申請を行ってしまうケースが発生したり、職員自身も応急危険度判定との違いや、被害認定調査、り災証明書発行のことについて十分な知識がなく、双方に理解が不足していた。

④調査方針の設定

a) 調査対象

市内には蔵と併設する住宅も多く、当初は住家のみを対象としていたが、蔵、工場、駐車場など非住家に対するり災証明書発行要望が多くなった。基礎自治体としてそれらの要望に対応することが必要となるため、**住家と同時に非住家も対象**としており、結果的には当初からまとめて調査をした方が効率的であった。特に内部調査で課税台帳に掲載されていない建物への調査依頼も発生した。

b) 調査対象地域

c) 調査区分

輪島市の固定資産税の減免措置は、4/10、6/10、8/10、それ以上という区分であった。これに対応して、住家の被害認定による点数を活用した

d) 調査結果の伝達方法

e) 調査手法（地震の場合のみ）

調査は第1次調査から実施し、その後依頼のあったものについて第2次調査を実施した。第2次調査を実施したのは全調査棟数のうち9%であった。なお、内部調査の段階において、住民の理解が得られるまで説明し、り災証明書を発行し、再調査は実施していない。

⑤調査件数の想定

⑥全体スケジュールの確認・調整

り災証明書の発行は**発災3日後**で外観目視調査実施の翌日にあたる**3月28日**から開始した。建物の除却申請や様々な支援の関係でり災証明書をとにかく発行してほしいという要望もなされたようである。もし、り災証明書が早く必要なのであれば、外観目視調査(第1次調査)と同時並行で行わざるを得ない。

なお、輪島市の場合では、被害認定結果により建物除却が市の費用負担で実施された。そのため、り災証明書の発行を早めることで、道路を塞ぐ建物や隣家に傾斜した建物除却が早く開始できた。また、仮設住宅の申し込みにり災証明書を活用するため、仮設住宅の申し込みにも早い段階から利用できた点もメリットといえる。さらに、支援制度の提供も早く開始できるようになる点も、被災者支援という観点からはメリットであった。

一方で、建物除却の問題がクリアでき、また、支援内容が事前に公表されていれば、必ずしもり災証明書の発行も早い必要性はない。また、発行時期については他の市町村で先に発行が始まると、市民の発行への要望が高まるため、全体的な調整は必要となる。

⑦被害認定調査の体制の設定

都市整備課の係長が庁内に残って外観目視調査全体のコーディネートをを行い、庁内職員及び応援職員で現地調査及び調査前後の処理を実施した。一方で、内部調査においては税務課職員が対応した。

実際に当時の現場を振り返っても、災害対策本部は被害認定業務を把握できていなかったのではないと思われる。災害対応全般に、人員配置やコントロールが適切に行われず、待機時間の発生や、業務の緊急度の判断に後から考えると誤りもあったように思う。被害認定調査だけをコントロールする人間がいることは望ましいと考えられる。

2. 人員手配

①人員計算

②庁内での人員確保

当時の輪島市の職員は看護師などを除いて約300人である。

外観目視調査については都市整備課の9人全員と、税務課職員4人が対応したほか、避難所対応などを行っているが地域防災計画上役割が明確ではない観光課など他課の職員を、都市整備課長が個別の協力依頼で確保した。

内部調査については、外観目視調査と同じ調査員が担当した方がよいとの意見も出たが、結果的に他の業務との関係もあり、税務課が担当した。また、実際に調査を行う調査員についても、できる限り継続的に同じ職員が担当する方が効率的であると考えたが、出納閉鎖の時期でもあり、同じ職員を確保することは難しかった。なお、結果的に内部調査は約1,600件を対象として実施している。

内部調査は、居住者にアポイントを取ってから実施するため、午前・午後で2件ずつとし、調査が早く終了した場合には別途その場でアポイントを取りながら追加する形式とした。そのため、調査班数が調査件数に直接的に影響することとなることから、班数の増加を検討したが、現実的には人員不足から実現しなかった。

なお、門前町は小さいまちであり、知人に出会ってしまっただけで調査に影響が出た場合もある。

③応援人員の手配

新潟県からの応援職員については、新潟県職員の一人が完全にコーディネートしており、宿泊先や交通確保引き継ぎ事項、連絡先などもすべて対応していただいた。また市町村からの応援人員についてはコーディネーターを担当した輪島市職員が調整した。基本的に外観目視調査では1週間継続して担当いただく事をお願いしており、応援に来ていただいた自治体の中では3週間先まで決定し、1週間ローテーションの応援職員名のリストを提供していただいた。

外観目視調査では、調査内容や調査方法等に関して情報提供を行うと同時に、各市の応援職員のスケジュール(輪島市に滞在している期間の情報)を提示した。これは、情報を一覧して把握するという目的の他、応援に来ている市町村が互いに支援が継続していることを把握するこ

とで、応援を継続していただく事も目的としていた。一度応援職員が途切れてしまうと、市長名で再度依頼が必要となる上に、引き継ぎなどもされずに手間が煩雑となってしまふ。

一方で、再調査を実施した場合には、継続して一人の人に応援に来ていただく事ができる、スポット対応となったため、人材の確保とノウハウの継承に苦労した。

なお、一人が被災地に応援に来ていただける期間は1週間で限度であるように思う。

3. 資機材等の調達

①空間の確保

a) コーディネーターの作業スペース

b) 調査員の作業スペース

当初都市整備課で作業をしていたが、市民も訪問する上に電話も鳴りっぱなしになる、という環境で業務遂行上問題があったため、応急危険度判定が終わった日（3月30日）の夜から、**応急危険度判定チームの控え室を作業部屋として確保**した。

最終的には個人情報扱う部屋は別の場所を確保したが、当面はこの部屋で、応援職員の名簿の張り出しなども行った。

c) ミーティングスペース

②調査機材の調達

調査資機材は、コーディネーターが管理した。パソコン、プリンターやネットワーク環境、電話、ガムテープといったオフィス用品の他、下げ振り、コンベックス、ヘルメット、デジカメ、デジカメ予備電池、携帯電話、油性ペン、住宅地図、腕章、車などの調査資機材を調達した。

こうした物資の中で一番問題が発生したのはデジタルカメラである。電池が切れたりメモリーカードが不足するといった事態が発生した。当初は役所にあるものを集めて使っていたが、最終的にはオリンパスから無償貸与していただいた。これにより、電池やメモリーカードの規格が統一され、調査員が予備の電池やメモリーカードを持って調査に出かけられるようになったほか、準備作業が大幅に効率化できるほか、調査員が異なるメーカーのカメラになれる必要性もなくなった。本来的にはどこかの機種でそろえてストックしておけるとよいと思う。

また、3月末で雨や雪の天候も多く、調査票がにじまないように途中から油性ペンに切り替えたほか、あらかじめ天候に応じてにじみにくい紙を購入して調査票を印刷するなどの対策を行った。

下げ振りとコンベックス(メジャー)は、市民に対して丁寧で正確な調査を実施していることをアピールする観点からも、代替品ではないものを活用した方がよい。

地図については、最初のうちは応急危険度の結果を色塗りした地図をカラーコピーして活用していたこともある。いずれにしても、ベースとなる地図はゼンリンの住宅地図であるが、年度によって区画などが異なったりする場合があるため、ベースマップとして利用する住宅地図の発行年度も事前に確定しておいた方がよい。

なお、その他の道路地図等は特に用意していない。

物資の管理

■ 物資の確保

調査にはさまざまな物資が必要となる

- ・ 下げ振り
- ・ コンバックス
- ・ ヘルメット
- ・ ガムテープ
- ・ 油性ペン
- ・ デジカメ
- ・ デジカメ予備電池
- ・ 携帯電話 (GPS携帯ならさらに良い)
- ・ パソコン
- ・ プリンター
- ・ ネットワーク環境
- ・ 電話
- ・ 住宅地図



a) 調査済証

国からの指導は特になかったが、輪島市で独自に作成し、最終的には約6回改訂している。当初は調査の趣旨と判定結果を記載していたが、判定結果は個人情報に該当することと詐欺などの材料となることから記載を取りやめ、調査IDだけを記載するようになった。また、周知の観点からも調査の趣旨をできるだけ短く、わかりやすく記載すると共に、調査結果や調査方法についての問い合わせも受けるようになっていたため、内閣府の指針に基づいて実施している旨の記載を行うこととした。

また、あわせてり災証明書発行日について、当初は、即日発行といった内容が記載されていたが、り災証明書発行業務がパンクしていたため、発行は調査日より1週間後と書き換え、印鑑の持参が必要など、り災証明書発行手続きの際に必要な内容も記載した。

調査済証も、無被害の被災者がり災証明書発行手続きに訪れることを防ぐため、被害の有無で2色に分類した。

こうした調査済証を作成し利用することは、非常に有効であった。

調査済証	
整理番号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。下記の調査日より1週間後から、り災証明の交付申請の受付をいたします。 (この用紙と印鑑が必要です。)	
調査日時 4月 日 午前・午後	
問い合わせ先	
【供出建物の除去について】 輪島市環境対策課 電話 23-1853	
【り災証明について】 輪島市税務課 電話 23-1126	

調査済証	
整理番号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。内閣府の指針に基づき、り災調査の結果、無被害と判定されました。	
調査日時 4月 日 午前・午後	
問い合わせ先	
【供出建物の除去について】 輪島市環境対策課 電話 23-1853	
【り災証明について】 輪島市税務課 電話 23-1126	

b) 調査員証

③移動手手段の確保

4. 広報

①被害認定調査実施に関する広報

京都大学の協力を得て、応急危険度判定と被害認定調査の違いについての資料もつくったが、パニック状態であり組織が有効に機能していなかったため、広くは利用されなかった。

**■応急危険度判定
安全の確保**
＜余震による2次災害の防止＞
自分の家は大丈夫でも隣の家が
倒れ込んできそうな場合は「危険」(赤)になります。

**■りさい証明
生活再建支援の基準**
その後の様々な支援の基準となります。

能登半島地震の場合
公的な支援
義援金の配布、生活再建支援法の適用、災害廃棄物の処理、諸税の減免、各種手数料の減免、学費の減免等

民間の支援
生命保険、損害保険への申告
銀行融資の条件等



②支援制度やり災証明書発行スケジュール等に関する広報

③マスコミの対応

5. 都道府県の役割

①市町村間調整

②市町村からの相談対応

③人員手配

新潟県からの応援職員については、新潟県職員の一人が完全にコーディネートしており、宿泊先や引き継ぎ事項、連絡先などもすべて対応していただいた(再掲)。

④資機材調達

⑤被害認定調査のサポート

II. 被害認定調査の実施計画

1. 調査全体の管理

①人員管理

②地域割の決定

輪島市は、2市町が合併して間もない時期であったため、土地勘の関係で、市全体を輪島地区と門前地区の2つの調査区域に分割し、その上で、さらにそれらを細かく分割して地域を設定した。

③調査の進行管理

最終的に、外観目視調査では平均1班60棟/日、内部調査では、午前・午後それぞれ2棟(計4棟/日)であった。最大は、外観目視調査では1班200棟/日、内部調査で1班8棟/日であった。

④調査員間の情報共有方法の決定

a) 伝達ミーティング

外観目視調査全体をコーディネートしていた職員は、役所で勤務する前、民間企業の現場監督経験を有していたため、朝礼が必要であろうと考え朝礼を行った。そこでは、調査実績の報告と班編制の確認、調査等における変更点の連絡、注意事項等の情報共有を行った。

b) 情報共有ミーティング

外観目視調査では、結果の集約が終了した後、応援に来ていた長岡市・小千谷市の職員と、富士常葉大学の有識者が参加するミーティングを開催し、疑問点などを相談し解決した。ミーティング時間は調査になれてくることで、短縮されてきた。

また、ミーティングの内容を議事録として整理し、Q&A集として作成した。また、この内容を掲示板にも張り出し、共有できるようにした。その際、前日までのものは残しておき、変更点が分かるようにした。

なお、このQ&Aとともに、基本的な被害認定調査についてもまとめて、マニュアルとしてとりまとめ、応援職員には、このマニュアルを配布すると共に、マニュアルも随時更新した。

c) その他の情報共有手段

⑤一日のスケジュールの設定

2. 地域割方針の決定

①調査対象地域の確認

②調査順序の設定

調査全体で、前半は明日にも取り壊すというエリアから実施し、次に、エリア限定の全棟調査

を実施し、その他、対策本部によせられる調査依頼についてフォローしていった。

③地域割の見直し

3. 班編成方針の決定

①班編成の考え方の決定

a) 班編成の考え方

外観目視調査では班は3人1班とした。経験者を継続的に1人は入れることを考えても、1班2人体制よりは3人体制が適切と判断した。

3人体制の場合は、1名が全体像や被害箇所の写真撮影、もう1名が被害認定調査と調査票の記入、残り1名は居住者対応とした。居住者対応の担当を1名加えることによって、他の2人は調査に集中でき、調査が終了次第すぐに次の調査対象に移動できるようになった。また、居住者が不在の場合は、居住者対応の担当は次の調査対象に先に移動し、事前に被害箇所のチェックを行うことにより、効率的に調査を実施することができた。

また、班長は輪島市の職員が担当するようにし、原則として、各班に輪島市の職員が参加するように調整した。ただし、輪島市の職員でも班長にならない場合もあった。

一方で、内部調査については、2人1班とした。再調査の場合、住民への説明が必要となるため、一人が調査及び撮影場所の指示などの全体のコントロールと住民対応を行い、他の一人が写真撮影等を実施するという体制とした。

b) 1班あたりの人数

外観目視調査では班は3人1班とした。一方で、内部調査については、2人1班とした。

②班編成の見直し

当初は木造・非木造をあわせて調査していたが、調査方法が大きく異なるため、木造建築物を悉皆調査する「木造ローラー班」、非木造建築物を調査する「非木造班」を設定した。また、それとは別にコーディネーターからのその時々からの指示に従って、調査漏れや緊急調査が必要な調査を実施する「ピンポイント班」、機動的に支援を行う「遊軍班」を設置した。このうち、「遊軍班」は木造用・非木造用両方の調査票と地図を装備し、様々な調査依頼に柔軟に対応した。

4. 研修の実施方針の決定

①研修内容の決定

外観目視調査では調査後のミーティングの内容を整理したQ&A集とともに、基本的な被害認定調査についてもまとめて、マニュアルとしてとりまとめ、応援職員には、このマニュアルを配布するとともに、マニュアルも随時更新した(再掲)。

一方で、内部調査では、相手の意向をふまえたような話し方や対応方法についても把握することが必要となった。

②研修方法の決定

a) 研修担当者

研修については富士常葉大学の有識者と小千谷市の職員が担当して実施した。

内部調査では、班長を育てる目的から、小千谷市の調査経験を有する職員を講師とし、市役所近傍で協力いただける実際の民家を活用して、約10人を集めた研修調査を実施した。

b) 研修対象者

c) 開催頻度、開催時間

5. コーディネーターの日々の業務

①調査地域のコーディネート

調査の効率化を図るために、区画単位でノルマを与えるといったことも行った。

②班編成のコーディネート

パソコンが利用できるようになるまでは、付箋紙に職員の名前を記載して班編成を検討した。具体的には黄色の付箋に市の職員の名称を、青色の付箋に応援職員の名称を記入し、それらを組み合わせながら班編成を行った。

③調査員への研修の実施

④調査員への問い合わせ対応

⑤調査結果のチェック

⑥情報共有

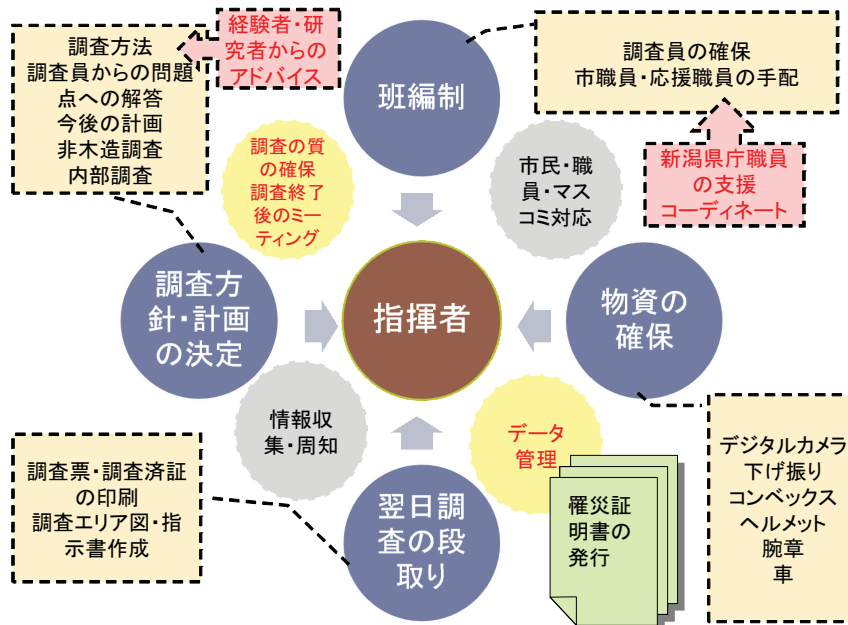
⑦翌日の調査準備

内部調査を実施する段階で一番時間がかかったのは、資産状況調査を並行して実施できるように家屋の名寄せを行う事であった。被害認定業務で直接必要となるわけではないが、最終的に固定資産税の減免等につながるため、あわせて資産状況調査を実施する方が良いと考え、名寄せ帳を作成した。ただし、調査時には持参しなかった地区(門前地区)や、税務担当者以外の職員が調査を行う場合に、滅失確認(資産状況調査)を行って良いのか、という問題もある。なお、他市町村では、外観目視調査の段階から、課税台帳を活用して調査リストを作成したと聞いている。

⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

内部調査を実施していて時間が空いた場合、その場でアポイントを取ることとなるが、住宅ではなく調査時間が短い納屋、土蔵などを対象として調査した。

<参考資料：コーディネーターの業務>



資料) 輪島市都市整備課 宇羅良博「2007. 3. 25能登半島地震『建物被害認定調査の状況』」

III. 調査の実施

1. 調査員の一日の流れ

①調査員の一日の流れ

②一日のスケジュール

2. 伝達ミーティング

①伝達ミーティングの実施

3. 現地調査

①調査対象の確認

a) 地図情報との照合

外観目視調査では、まず建物の位置関係を記載し、調査する建物を調査票に記入した。調査票には建物が複数ある場合にどの建物を調査したかを記載できるように「配置図」の欄を独自に大きくしている。

b) 聞き取り調査

c) 調査対象範囲の確定

り災証明書発行を考えると、外観目視調査の時に居住状況の確認と調査票への記載があると良かったという指摘もあった。居住の有無が支援金の支給に関係するため、居住者が母屋に住んでいたのか、離れにも居住している形跡があったかなど確認できると良い。

d) 調査対象範囲の記録

内部調査を実施した際に、外観目視調査でどの被害状況から判断したのか（例えばどの柱を元に判定を行ったのか）などが分かると、住民への説明上良いと感じた。

さらに、外観目視調査との間で建物の棟数を変更する必要がある場合があった。具体的には内部調査の場合には廊下だけでつながっていたり、木造と非木造の合致区である場合には2棟として判定することもあり、外観目視調査の段階で、調査上切り分けられる建物については明確になっていると良いと感じた。



②写真撮影

写真は、まず全体写真をとり、最後に調査票の整理番号を撮影することで統一し、調査結果の整理の際に写真が散逸することを防いだ。

また、写真は撮影者によってアングルなどが異なるが、被害程度について、あまりズームアップして撮影すると、なにを撮影したのかわからなくなるものもあった。ただし、写真は建物の特定や一見全壊などの証明にもつながる。補助金申請の際に、証拠提出を要求されることもあり、写真を撮影しておくことは非常に重要である。

③調査結果の記入

④調査済証の貼付

被害の有無で2色に分類した調査済証を貼付している(詳細前述)

⑤住民対応

内部調査では、調査対象はある程度明確であり、まずは、「判定が必ず変わるものではない」という説明からはじめた。特に被災後時間が経過すると、外観目視調査と同時に内部調査を実施せざるを得ない場合もあり、この場合は、居住者が一番被害が大きいと思っている場所を聞いてみることで、調査への理解を得るようにした。

また、調査方法などを説明し、再調査申請の取り下げをお願いして、時間短縮を図るといったことも行った。

⑥調査結果のチェック・報告

4. 情報共有ミーティング

①情報共有ミーティングの実施

a) 情報共有ミーティングの実施

外観目視調査では、結果の集約が終了した後、応援に来ていた長岡市・小千谷市の職員と、富士常葉大学の有識者が参加するミーティングを開催し、疑問点などを相談し解決した。ミーティング時間は調査になれてくることで、短縮されてきた。（再掲）

調査員により判定結果にバラツキもみられたが、夕方の報告会の実施により、それは最小限に抑えることができたと考えている。



b) 対応方針の情報共有

ミーティングの内容を議事録として整理し、Q&A集として作成した。また、この内容を掲示板にも張り出し、共有できるようにした。その際、前日までのものは残しておき、変更点が分かるようにした。

なお、このQ&Aとともに、基本的な被害認定調査についてもまとめて、マニュアルとしてとりまとめ、応援職員には、このマニュアルを配布すると共に、マニュアルも随時更新した。（再掲）

5. 調査結果の整理

①写真データの管理

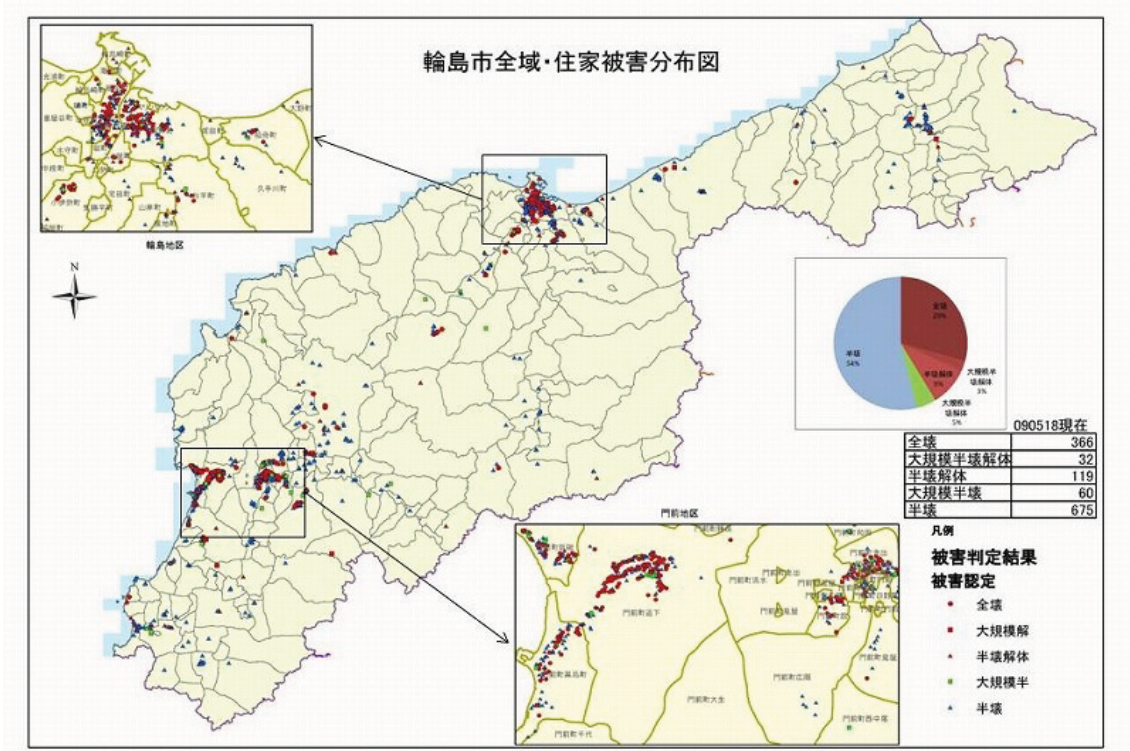
②調査票の整理とデータ入力

外観目視調査では、1日・1班あたり平均して約60棟の調査を実施し、その後、調査結果を整理していた。調査の整理は、まず、ゼンリンの住宅地図で該当建物を探し、被害程度に塗り分けた上で、調査IDを記載した。なお、京都大学からの指摘を受けて、調査票を電子化する場合にも対応できるよう、IDとQRコードを付加するとともに、チェック項目を設定しながら整理を行った。

今回は地図を使ったアナログで乗り切ったが、人口規模が大きくなれば、GISなどのデータベースを確立しないと対応できないだろう。

内部調査の結果については内部調査を実施したもののうち1人と、内部調査をコーディネーターした税務課職員とで入力した。

<GISを使用し、被災家屋の位置情報と被災者台帳をデータ結合したMAP>



6. 翌日への準備

①翌日の調査準備

外観目視調査の場合、前日に担当地区が判明した段階で、調査票に調査日や調査名などをあらかじめ記載しておくなど、事前準備をする班もあった。また、コンベックス(メジャー)をさげ振りの長さに合わせて6cmで固定しておく等の効率化を図っていた班もあり、そうした班では、最大で1日に200件近くの調査を行った。

IV. り災証明書の発行について

1. 発行体制の整備

①発行部署の決定

地域防災計画でもり災証明書の発行は税務課の担当となっており、**税務課が担当**した。

②発行のための人員確保

最大では、**本庁税務課16人、門前総合支所で10人、4箇所ある支所・出張所で9人の体制**であった。ただし16人の内8人は再調査の業務を兼務しており、残り8人の配置は、発行窓口²に2人、住民基本台帳や課税台帳のデータの検索係が1人、記入支援が1人、入力・発行係が3人、受付が1人であった。

なお、住民基本台帳を閲覧することを考えると、福祉関係課など住民基本台帳を利用可能な他課の職員を活用することも想定される。

③発行手順の決定

a) 発行対象者

b) 発行枚数

c) 発行方法

各支所・出張所では申請受付のみを担当し、発行は本庁の税務課が実施して、支所・出張所に郵送することとした。当初本庁の税務課で全てデータ入力及び発行を行っていたが、それでは対応できず、一部発行業務を門前総合支所に振り分けた。

d) 会場数

本庁の発行会場でも別会場を設けることはできず、通常税務課の窓口を使って対応し、6つある窓口のある1つを相談窓口や再調査申請の窓口として利用した。門前支所ではカウンターで発行及び再調査申請を行っていた。



e) 発行時期

f) 発行手数料

④り災証明書等の様式

a) り災証明申請書

b) り災証明書

2. り災証明書発行台帳の作成

①り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得

②り災証明書発行台帳の作成

3. り災証明書発行の広報

①り災証明書発行のための手続きの広報

②支援措置の広報

4. リ災証明書の発行

①リ災証明書発行会場と必要資機材の確保

本庁の発行会場でも別会場を設けることはできず、通常の税務課の窓口を使って対応し、6つある窓口のうち1つを相談窓口や再調査申請の窓口として利用した。門前支所ではカウンターで発行及び再調査申請を行っていた。

本庁舎での資機材は、住民基本台帳や課税台帳と接続し、り災証明書の発行ができるパソコンが9台、出力用のプリンタが2台であった。ただし、実際には入力・発行をしている職員は3名である。もし、9台のパソコンを全て活用して発行業務をこなそうとすると、おそらく15名＋α程度の人数が必要となると考えられる。

②リ災証明書発行会場の設営

③リ災証明書発行業務の流れ

大きな流れとしては

- ①記入された書類を、受付番号を記入した上で受領する。
- ②蓄積された受領した書類から必要なデータを調べ、それをもって入力端末に移動して必要事項を入力し、発行する。
- ③結果をもって発行窓口に行き、内容を確認し、押印した上で発行する。

a) 申請者の誘導・整理

30分から長ければ1時間程度の待ち時間となる場合もあり、発行までの時間が長いとの苦情も多かった。

b) 申請書の記入

c) 申請書の受理

申請書の受理等の場合の居住確認は住民基本台帳を基本とした。ただし、住民票がない居住者の場合、区長の証明や公共料金の明細などを元に判断した。課税台帳の場合は、同じ建物でも別々の台帳番号であることもあり、居住確認として活用することは困難であると感じた。

d) 判定結果の探索

e) 被災度の確認

f) 再探索の実施

g) リ災証明書の発行

h) 第2次調査申請（地震の場合）

④調査結果の確認申請

再調査(内部調査)の受付については、受付一覧を作成し、そこに、調査予定日、調査結果、写真データの保管番号などを入力した。その際調査の整理番号については10番とばしで採番した。

5. 被災者支援総合台帳の作成

①被災者支援総合台帳作成の有無の検討

②被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得

a) 建物に関する情報

b) その他支援り災世帯や個人に関する要支援情報など

③被災者支援総合台帳の作成

【輪島市からのメッセージ～能登半島地震問題点とその解決方法】

（１）混乱期にゼロから取り組むことの限界

災害対応という混乱期にゼロから取り組むことには限界があり、事前の準備が重要となる。例えば、今回の能登半島地震の被害認定調査では、被災家屋の調査が完了した証として家屋に調査済証が貼られた。これは、被災し避難している住民が調査完了を確認し、支援を受けるための足がかりとなるものであり、今後の被災自治体でも活用されることを望む。しかし、実はこの紙を家屋に貼るルールや調査済証の内容については国で定められた基準がなく、調査済証については、当市においても6回の改良を重ね現在の書式に至った。この調査済証ひとつとっても平常時に準備すべきと考えられる。

（２）人・物資の確保

当市においては、災害対応時における人員の適正配置が課題として残ったが、この調査が以後の被災者の支援に必要なものであることが全庁的に周知されることで、調査員の確保、支援の受け入れなどが効率的に行えると考えられる。

物資についても、災害が起きてからではなく、事前の準備を十分に行うことで行政の災害対応能力を発揮できると考えられる。

（３）広域連携体制の必要性

実際に災害が起きる時には、近隣自治体にも同様の被害が起きていることが想定できる。能登半島地震の発災時も、隣町が被害を受けており、連携することは困難であった。そこで、近隣自治体との連携だけでなく、被災経験のある自治体との連携や広域連携による協力体制を整える必要がある。

（４）被害認定調査等の事前講習会の実施

当市では、様々な災害対応が発生する混乱期に、被害認定調査の講習会を開くことになった。これは、事前に受講可能な講習会であり、緊急時に行うものではないことは明らかである。繰り返しになるが、平常時から災害時に備えて意識的に取り組むことが必要である。

（５）情報マネジメントの重要性

本市においては災害発生当初は、集められた建物被害情報を、複数の担当者が発行会社や発行年度の異なる住宅地図に、手作業で記入し、色分けを行っていた。受付されたものを、都市整備課職員を中心とした被害認定調査班へ申し送り、調査を行った後、その結果を受付地図にフィードバックするという流れで作業を進めていた。

しかしながら、当然、情報収集班と被害認定調査班の持つ情報には半日から1日程度のタイムラグが生じることとなり、被害情報受付の後半になると、被災者に対し「どれくらい待てば自分の家屋に被害認定調査が訪れるか」を説明する上でのボトルネックともなっていた。

被災自治体に求められる業務は多岐にわたり、それらのほとんどは業務担当とされる部局が即座に割り当てられる。被害認定調査や災証明書の発行という業務も、市で策定した地域防災計画に定められた手順により、担当部局が定められ、他県で被災を経験した自治体からの支援も受けながらその業務を行っていた。しかし、それぞれの業務が単独で行われており、部局を超えての情報共有が全く行われていなかった。結果的に、輪島市では、効果的な災害対応業務で必要とされる情報の収集・集約、状況認識の統一、課題解決の対応方針決定、そして計画実行という一連の流れを、地域防災計画だけをもとに行うことは非常に困難であったと言える。

振り返ると災害対応のほとんどが、場所（位置情報）または住所を使ったものであった。

当市において発災後、京都大学より位置情報（G I S）を使った被災者台帳の一元化する提案をうけ、さらにE S R I ジャパンの自治体GIS利用支援プログラムにより、位置情報を活用した災害対応の効率化を図った。我々の人口規模での災害対応においても、情報マネジメントが非常に困難な状態であり、大規模自治体ではこの位置情報システム（G I S）を使った災害対応が不可欠と言えるのではないかと考える。

～おわりに～

調査員や物資の確保、調査結果の整理などのために必要な体制を日常的に整備しておくことで、基礎自治体における災害対応業務を効率化することが可能となる。

次に、調査の質を確保するためには、調査終了後のミーティングを毎日行い、調査における問題点とその解決方法を整理し、調査員の情報共有および調査レベルの一致を図ることが効果的である。

発災前には準備が不十分であった輪島市において、研修により習得した方法により、ある程度被害認定調査の効率化が図られた。この被害認定調査を迅速かつ公平に行うことは、被災者の生活再建支援を効果的に進めるためにも不可欠なものと言える。自治体規模が違っても、必要となる災害対応は同じであり、被災を経験した自治体として効率的な対応の提言ができると考えられる。また、各自治体が定める地域防災計画についても、実働可能な計画への見直しが提案できると考える。

今後の防災対策において、全ての自治体が平時からの継続的な準備を行い、次の災害に迅速に対応することが可能となる仕組みを整え、全庁的な災害対応業務の効率化が図られる事を期待する。

被害認定用パターンチャート (モルタル壁面用)



被害程度の目安 (数字は損傷部分の割合)

被害程度の目安	無被害	一部被害	半壊	大規模半壊	崩壊域以外	全壊
被害の特徴	被害なし	亀裂・剥落が発生 瓦のずれや落下が発生	傾斜1/60rad一 柱や梁が折れる 小屋根が壊れる	亀裂・剥落が顕著 瓦の大部分が落下 構造被害が大きい	傾斜1/20rad以上 基礎が破壊 壁面にゆがみが生じる	ある壁が壊れる 瓦崩れ状態になる
被害イメージ						
上部構造被害						
基礎被害						
被害イメージ						
地盤被害						
被害イメージ						
建物価値の損失の目安	0%	0~20%	20~40%	40~50%	50%以上	
補修判断の目安	補修・再使用可能				補修困難・修復不可能	

屋根の損傷の様子 (数字は損傷部分の割合)

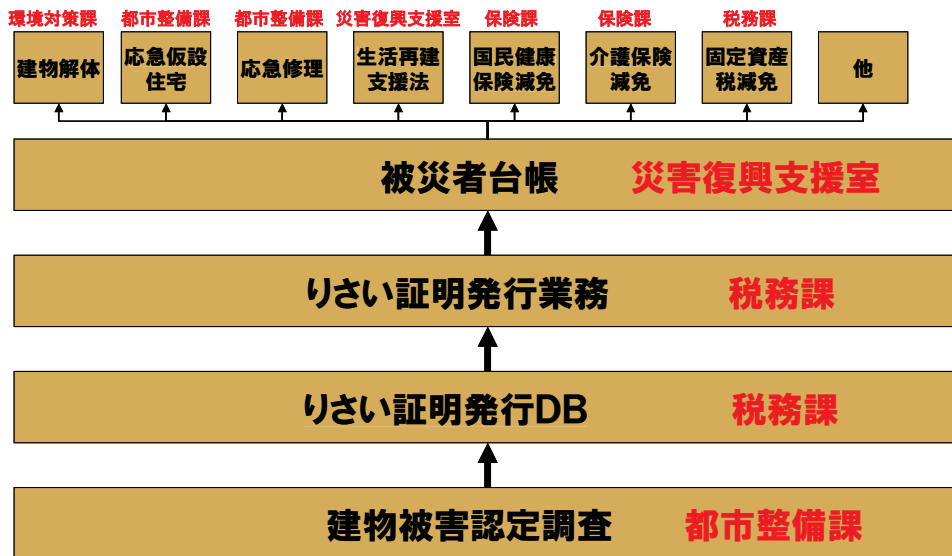
0~10%	10~20%	20~30%	30~70%	70%~
棟や軒先の一部にずれやはがれ がわずかに見られるもの	棟や軒先の一部にずれやはがれ が見られるもの	棟や軒先の一部にずれやはがれ が見られ、瓦材(瓦など)の一部に 落下が見られるもの	棟や軒先の一部にずれやはがれ が著しく、瓦材(瓦など)の落下が 表所にかかり見られるもの	屋根全体の变形と瓦材(瓦など) の落下が著しく見られるもの

壁の損傷の様子 (基礎被害を含む/数字は損傷部分の割合)

0~10%	10~20%	20~30%	30~45%	45~60%	60%~
ひびわれや剥離、むくみが 一部に見られるもの	ひびわれや剥離、むくみが 一部にかなり見られるもの	ひびわれや剥離、むくみが 「面」に見られるもの	ひびわれや剥離、むくみが 「面」にかなり見られるもの	ひびわれや剥離、むくみが 「面」に見られるもの	ひびわれや剥離、むくみが 「全面」に見られるもの

③被災者生活再建支援の体制

被災者生活再建支援体制



り災証明の発行はゴールではない。つぎの生活再建の出発点である。

④広報資料（住家の修復について）

新潟県中越沖地震で被災を受けた皆様へ

**「全壊」＝「修復不可能」
ではありません**

～解体する前に「**修復**」の検討を～

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
応急危険度判定で「危険」の赤紙を貼られたり、り災証明で「全壊」と判定された住宅にお住まいの皆様は、傾いた住宅を見て、「もう住めない。取り壊すしかない」とお考えではないでしょうか。

しかし、木造住宅は傾いたり、壁が落ちたりしても、修復可能なものはたくさんあります。**応急危険度判定やり災証明は、修復できるかどうかを判断しているものではありません。**

住宅を解体してしまう前に、「修復して住み続けられないか」、今一度、専門家の意見を参考にしながらご検討下さい。

【全壊判定の住宅の修復事例（輪島市）】



修復前（全壊判定）

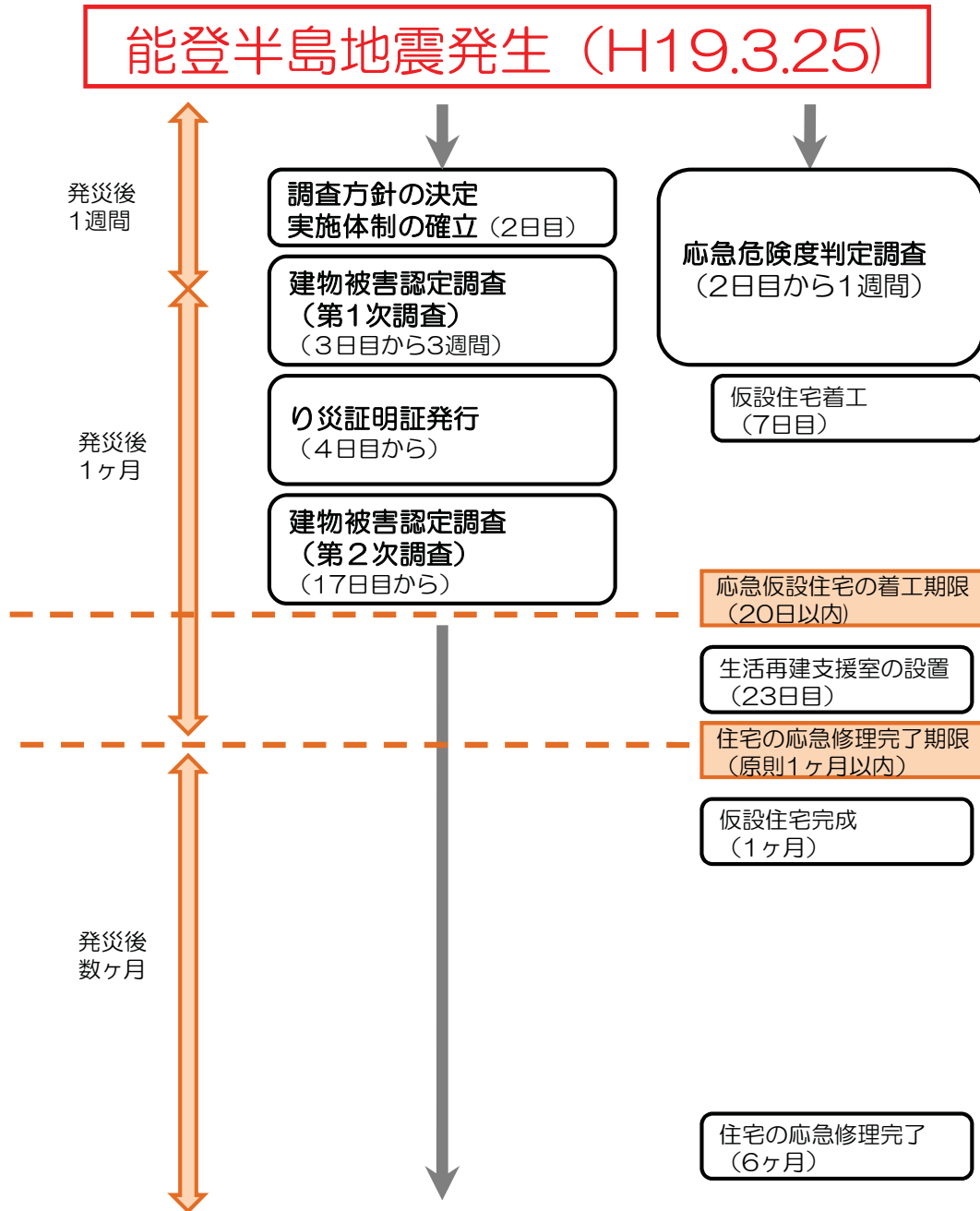


修復後

石川県輪島市



⑤輪島市におけるり災証明書発行スケジュール



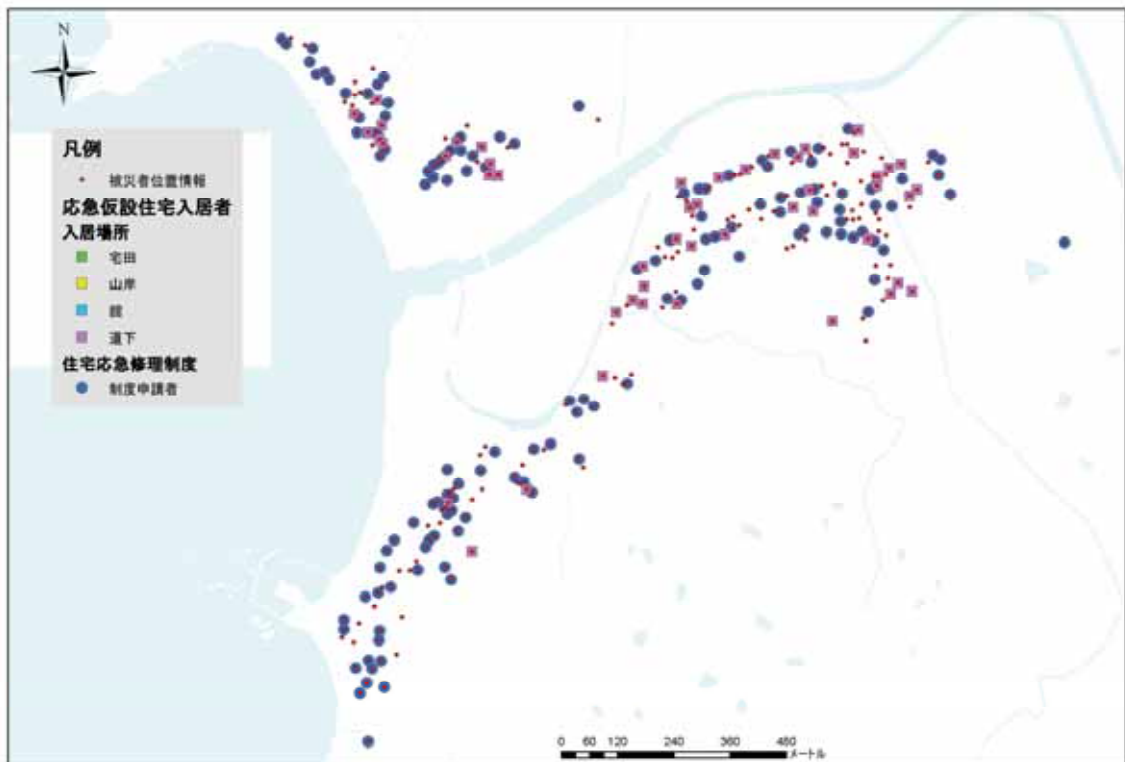
⑥位置情報を使った被災者生活再建窓口の様子

●GIS研修会

●受付での位置情報の取得



●被災家屋の位置情報と生活再建支援情報を結合したMAP



3) 小千谷市

【被災災害】平成16年（2004年）新潟県中越地震（平成16年10月23日）

【被害規模】全壊622棟 大規模半壊370棟 半壊2,386棟 一部損壊7,514棟（平成20年8月1日確定）

調査棟数 16,109棟（住家10,892棟、非住家5,127棟）

【自治体規模等】

○人口：41,069人（平成16年12月31日現在）

○世帯数：12,316世帯（平成16年12月31日現在）

資料）被害規模は小千谷市ウェブサイト

(http://www.city.ojiya.niigata.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10518)

自治体規模等は小千谷市統計書（平成21年版）

(http://www.city.ojiya.niigata.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=12459)

I. 被害認定調査の実施体制

1. 調査計画の策定と体制の設立

①担当部署の確定

小千谷市地域防災計画に基づき、**税務課が被害認定調査からり災証明書発行にいたる一連の業務の担当部署となった。**

②被害情報の収集

③関連情報の収集

10月25日に小千谷入りした阪神大震災を経験した神戸市の危機管理チームから、り災証明書等に関する基礎的な情報を収集した。

また、富士常葉大学および京都大学防災研究所等の研究者グループ（以下、研究者グループとする）から、被害認定調査に係る具体的な調査方法等に関する情報を収集した。

④調査方針の設定

a) 調査対象

市の基本方針として、**住家・非住家を問わず、市内の全建物を悉皆調査し、調査結果に基づきり災証明書を発行することを定め、結果として住家と非住家を合わせて16,109棟を調査した。**

b) 調査対象地域

市内の全地域を調査対象地域とした。

c) 調査区分

被害認定基準における被害区分（全壊、大規模半壊、半壊）のほか、一部損壊についても判定した。

ただし、一部損壊については修繕により使用することを想定していることから、減免の対象とはしないことに決めた。

d) 調査結果の伝達方法

内部立入調査（DATS）については、点数と判定結果をその場で住民に伝えた。

e) 調査手法（地震の場合のみ）

調査時間の短縮および調査班の評価の均衡化を図るため、小千谷市と研究者グループが、内閣府の基準をもとにDATS方式の調査票を考案した。

まずは外観のみの外観目視調査（DATS）を実施し判定を行い、り災証明書を発行したのち、住民から申請があった場合に内部立入調査（DATS）を実施した。

⑤調査件数の想定

市の基本方針として、住家・非住家を問わず市内の全建物を悉皆調査することとなっており、当初想定された調査件数は約1万5千棟であった。

⑥全体スケジュールの確認・調整

過去の震災被害の前例から、り災証明書の発行を被災1カ月後と設定し、それに合わせて調査の進捗管理を行った。

<中越沖地震 小千谷市の場合のり災証明書に基づいた被災者支援>

メニュー	担当部局	実施時期	必要な区分(住家被害)
住宅応急修理制度	都市開発課	1月以内 実際は翌年3月まで延長 (6ヶ月)	全壊、大規模半壊、半壊
住宅応急仮設住宅	都市開発課	着工が20日以内	全壊、大規模半壊、半壊
災害援護資金の貸付	総務課	償還期間10年	全壊、半壊
被災者生活再建支援制度	都市開発課	37月間	全壊、大規模半壊、半壊
義援金	健康福祉課 高齢福祉課	4ヶ月後等、4回 (H17.2/16等4回)	全壊、大規模半壊、半壊、 一部損壊
地方税等の減免	税務課	—	全壊、大規模半壊、半壊
国民健康保険一部負担の減免	市民生活課	3ヶ月後まで (H17.1.22まで)	全壊、大規模半壊、半壊
老人医療一部負担の減免	市民生活課	3ヶ月後まで (H17.1.22まで)	全壊、大規模半壊、半壊
廃棄物の処理	市民生活課	3年5ヶ月後まで (H20.3.31)	全壊、大規模半壊、半壊
災害公営住宅	建設課		全壊、大規模半壊世帯等
小千谷市地震災害特別資金貸付制度	商工観光課	5ヶ月後まで (H20.3.31)	中越地震により事業所に被害あり
確認申請手数料の減免	建設課		中越地震に関するもの

(担当部局の名称はH16年度の名称)

⑦被害認定調査の体制の設定

研究者グループからのサポートを得つつ、小千谷市税務課職員が中心となり調査体制を構築した。被害認定調査自体は、小千谷市税務課の家屋評価を行っていた職員を中心に、庁内の他課職員や、他市町村および県からの応援人員等により実施した。

2. 人員手配

①人員計算

木造の外観目視調査(DATS)については、1班2名から3名で調査を行い、1棟あたり約5分から10分要した。最大で1日24班であった。外観目視調査であれば5分から10分で実施できるため、1日に40棟程度調査できるのではないかと。

非木造の外観目視調査(DATS)については1班2名で調査を行った。

内部立入調査(DATS)については、1班2名で1日10班程度で実施した。1棟あたり約60分要した。

②庁内での人員確保

被害認定調査の担当である税務課には資産税係、市民税係、管理収納係の3つの係があるが、課内での異動がなく家屋調査の経験者は資産税係のみに限定されていた。しかし、それだけでは人数が不足するため、ほとんどの税務課職員が被害認定に動員された。

市役所内はどの部署も人的余裕はなかったが、被害認定調査の重要性・切迫性から、職務命令により、保育士など家屋調査に関係のない部署の職員も動員された。

最終的に、市職員の被害認定調査の延参加人数は、税務課が886人、その他課が125人の合計1011人であった。

③応援人員の手配

最終的に、応援人員の被害認定調査の延参加人数は、県税事務所が537人、県内市町村職員が161人、県外の市町村職員が244人であった。

応援期間が短いと、その都度新たな応援人材に対し説明を行い、班編成の調整を行う必要がある。そのため、1週間程度にわたる応援が望ましい。

3. 資機材等の調達

①空間の確保

通常であれば税務課職員30名が執務するスペースに、研究者グループや応援職員を合わせ70名程度が滞在しており、厳しい作業環境であった。

a) コーディネーターの作業スペース

b) 調査員の作業スペース

c) ミーティングスペース

②調査機材の調達

下げ振りについて、極論すれば割り箸に糸でおもりをぶらさげても代替可能である。しかし、被災者から見た場合、道具で信頼性が損なわれている面があったと感じる。小千谷市では被災時に全く備えが無かったため、下げ振りの手配ができず、間に合わせのものを活用したが、できれば平時から機材は一定数準備し、専門的な用具を使った方が調査に信頼感を持ってもらえる。

画板付鞆があると、画板とカバンが一体化しており、調査に便利である。カバンには、調査票や筆記用具など調査に必要なものを入れることができる。



雨天時には、画板の上から透明なビニール袋をかぶせ肘まで覆って調査することにより、調査票が濡れることを防いだ。



a) 調査済証

応急危険度判定と被害認定調査を混同する住民が多く、混乱した。応急危険度判定との混同を避けるため、被害認定調査が済んでいることを示すステッカー等を貼付するとよいのではないか。

b) 調査員証

小千谷市の職員は、職員証をつけた。また、保育士が調査を行った際には、職員証が保育士の職員証となり、かえって住民の信頼を損なうことにもなりかねない。特に内部立入調査においては、家人と接触する機会があるため、職員証を付けないか、つける場合も「調査員」といった表現にとどめた方がよい。

③移動手段の確保

調査員の移動手段としては、当初は市役所の公用車を使用していたが、途中からは班数が多くなってきたため個人の車も借り使用した。

調査地区が近ければ、1台の車に2班4名が乗ることもあった

4. 広報

被害認定調査や応急危険度判定など、各種調査に関する情報提供を行うことは、その後の各種手続き等をスムーズに進めるために大変重要である。

①被害認定調査実施に関する広報

②支援制度や被災証明書発行スケジュール等に関する広報

③マスコミの対応

国や県からの情報がマスコミを通じ、被災自治体よりも先に被災者に流れてしまい、被災者に対応する職員が知らない情報を被災者から受け取るようなこともあった。また、マスコミから被災者への情報伝達が正確でない場合もあり、そうした状況の中で、判定結果に対する住民の納得を得ることは難しかった。

また、被災証明書発行日初日には、マスコミ各社の取材が殺到したため、申請者のプライバシー保護および発行センターの環境への配慮から、取材を発行開始から15分に限定し、以降のセンター内における取材を禁止した。

5. 都道府県の役割

①市町村間調整

小千谷市では、研究者グループからの支援を受け、同グループが開発したDATS方式により被害認定調査を実施したが、近隣市ではそれぞれ支援に入った自治体の方法が採用され、調査票や判定の状況が異なるなど、**市町村間の調整は図られなかった。**

市町村ごとに判定結果が大きく異なることがないように、国や都道府県の専門職員が現地で研修等を行うべきである。

②市町村からの相談対応

③人員手配

大きい災害が発生すると、指導の面で県から協力を得られればよいと感じる。

④資機材調達

⑤被害認定調査のサポート

非木造建造物の調査には、建築構造の専門家が必要であると考え、内閣府や消防庁、新潟県などに専門家の派遣を打診したが、協力を得られなかった。

非木造建造物の被害認定調査については、家屋調査を新潟県が担当していたため、非木造調査の外観目視調査(DATS)は県職員のみで実施した。非木造調査の内部立入調査(DATS)は県職員と市職員で実施した。

II. 被害認定調査の実施計画

1. 調査全体の管理

①人員管理

②地域割の決定

調査対象地区が広いため、班ごとに調査地域が重ならないよう、地区を決めて調査を行った。

③調査の進行管理

④調査員間の情報共有方法の決定

a) 伝達ミーティング

b) 情報共有ミーティング

c) その他の情報共有手段

⑤一日のスケジュールの設定

2. 地域割方針の決定

①調査対象地域の確認

②調査順序の設定

税務課の担当者が中心となり、各班が担当する地区の割り当てを行った。1つの地区を1日から2日で調査することを原則とした。

③地域割の見直し

3. 班編成方針の決定

①班編成の考え方の決定

a) 班編成の考え方

木造の外観目視調査（DATS）については、最初は税務課の家屋係5名がそれぞれ班長となり応援人員と組み各班2名体制で調査を開始した。

応援人員については調査に不慣れな人のみで構成される班ができないよう留意した。また、余震が頻繁に発生しており、安全面で考慮し、女性同士の班ができないようにした。そのほか、なるべく地理に詳しい人を班に組み込むようにした。

調査は、被害認定の調査票が木造と非木造で異なること、また家屋調査の担当が木造と非木造で異なることから、木造と非木造に分けて調査を実施した。非木造の外観目視調査（DATS）については、家屋調査を新潟県が担当していることから、県の職員のみで班を構成した。

内部立入調査（DATS）については、市と県の職員が組み、木造・非木造の区別なく調査を行った。

b) 1班あたりの人数

木造の外観目視調査（DATS）については、1班2名から3名で調査を行った。一人が被害を見て確認し、もう一人が記録するという役割分担とした。

非木造の外観目視調査（DATS）については1班2名で調査を行った。

内部立入調査（DATS）については、1班2名で実施した。

②班編成の見直し

調査が進むに従い、調査に慣れた職員に班長を任せ、新たな応援人員と組む形で、徐々に班の数を増やしていった。班長になるまで、およそ1週間程度要した。

班の数が安定してからは、作業の効率性の観点から、なるべく同じ人と班が組めるようにした。

4. 研修の実施方針の決定

①研修内容の決定

被災直後と内部立入調査（DATS）実施前に、それぞれ事前講習会を1回ずつ開催した。

講習においては、午前中に、内閣府の運用指針、り災証明書の使われ方、調査票の使用手法、判定の手順等の説明ののち、阪神・淡路大震災の建築被害写真を用いた演習を実施した。午後には、実際の建物を使った実地訓練、その後のフォローアップの相談等を実施した。

そのほか、途中から参加した調査員を対象に、適宜、簡略化した研修を実施した。

②研修方法の決定

a) 研修担当者

被災直後の事前講習では、神戸市市職員が内閣府の被害認定指針の解説を行い、研究者グループがDATSを利用した調査方法を説明し、その後トレーニングを実施した。内部立入調査（DATS）実施前は、研究者グループが実施した。

b) 研修対象者

被災直後の事前講習は木造の外観目視調査（DATS）に限定した講習であり、税務課職員のみを対象とした。

c) 開催頻度、開催時間

木造の外観目視調査（DATS）については、調査票の記入方法と現地調査について、10月28日に事前講習会を実施した。内部立入調査（DATS）については、調査票の記入方法と現地調査について、11月25日に事前講習会を実施した。

途中から参加した調査員に対しては、適宜、簡略化した研修を実施した。

5. コーディネーターの日々の業務

①調査地域のコーディネート

②班編成のコーディネート

③調査員への研修の実施

④調査員への問い合わせ対応

⑤調査結果のチェック

⑥情報共有

⑦翌日の調査準備

⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

III. 調査の実施

1. 調査員の一日の流れ

①調査員の一日の流れ

②一日のスケジュール

毎朝8時を目途に市役所に集合し、班割表を確認し、班がそろい次第、前日に準備した調査道具一式を持ち出発した。割り振られた地区まで車で移動し、調査を実施した。

お昼頃に、一度庁舎に戻り、調査票のチェックや、記入漏れ、悩んだことなどを調査票に記入した。

昼食後、再度現場に向かい、日没で辺りが暗くなるまで調査を実施した。

その後、税務課に戻り、調査票を提出し、デジタルカメラのデータ処理や調査結果の地図への落とし込み、翌日の準備として調査票に予め記入できる事項を記入した。21時から22時ごろまでに作業を終え、退庁した。

2. 伝達ミーティング

①伝達ミーティングの実施

3. 現地調査

調査班ごとに班長を決め、班長に班の運営を任せた。班長は、与えられた範囲を時間内に完了する責任を負うほか、調査の準備や現場で起こる事態に対応することが求められた。

①調査対象の確認

a) 地図情報との照合

b) 聞き取り調査

c) 調査対象範囲の確定

d) 調査対象範囲の記録

②写真撮影

③調査結果の記入

④調査済証の貼付

調査済証は貼付していない。

⑤住民対応

⑥調査結果のチェック・報告

4. 情報共有ミーティング

①情報共有ミーティングの実施

a) 情報共有ミーティングの実施

b) 対応方針の情報共有

毎日の調査終了後に、調査員がその日疑問に思ったことや判断に迷った事例について、**研究者グループおよび神戸市職員に相談する会を設定し、調査員からの疑問の解消と調査制度の安定化に努めた。**

また、調査の途中段階で、これまでの調査員からの質問をまとめたFAQを作成し調査員に配布の上、周知徹底を図った。

5. 調査結果の整理

①写真データの管理

外観目視調査(DATS)において、内部立入調査(DATS)に備え、判定の証拠となる被害個所をデジタル写真で撮影することとした。

写真の保存・整理については、人員およびデジタルメディアへのリテラシーの観点から、**研究者グループが担当した。**写真の撮影方法や手順が調査員によって異なっていたため、研究者グループが中心となり、デジタルカメラを用いた家屋写真の撮り方について、画素数や露出・アングルなどの標準化を行った。

②調査票の整理とデータ入力

1日の調査終了後に庁舎に戻り、調査に用いた書類を整理した。そのほか、被害を被害程度ごとに色を分けて現場で書いた図面に書き込む作業を行った。**調査票の入力作業は、研究者グループと地元企業が無償で行なった。**

6. 翌日への準備

①翌日の調査準備

翌日の調査準備として、調査員は調査票に予め記入できる事項を記入した。

当日の調査の整理と、翌日の調査対象家屋の資料準備とをバランスよく実施する必要がある。可能であれば、翌日の調査対象家屋に関する資料準備に専念する人員を確保することが望ましい。

IV. リ災証明書の発行について

1. 発行体制の整備

①発行部署の決定

②発行のための人員確保

外観目視調査(DATS)終了後の11月21日～24日に、小千谷市総合産業会館(サンプラザ)にてリ災証明書を発行した際には、市職員26名、派遣職員9名、ボランティア5名、総数として40名体制で対応した。業務ごとの人数は以下に示す表のとおりである。

＜リ災証明書の発行体制(役割と人数)(新潟県小千谷市)＞

		総数	市職員	派遣職員	ボランティア
申請者の誘導・整理・記入支援	駐車場係	7	1	1	5
	整理券配布係	3	1	2	-
	申請用紙交付係	2	1	1	-
	記入補助係	2	1	1	-
申請書の受理と検索	受付係	8	8	-	-
	検索程度記入係	4	4	-	-
リ災証明書の出力・発行	程度伝達係	4	2	2	-
	押印連番係	2	1	1	-
	入力係	2	1	1	-
不明検索	不明検索係	3	3	-	-
相談対応	相談係	3	3	-	-
	計	40	26	9	5

注)1次調査完了後の発行時。

資料)「新潟県中越大地震小千谷市の記録」(新潟県小千谷市)

③発行手順の決定

a) 発行対象者

発行対象者は、住家・非住家を問わず地震発生時に市内に建物を所有していた人および居住していた人である。

b) 発行枚数

市内の全世帯(約12,000世帯)に発行することを想定し、事前に2枚複写用紙を1万数千枚準備した。

神戸市からのアドバイスを受け、原則は1枚、必要な場合はコピーで対応してもらい、公印が必要な場合は原本証明ということで対応した。

c) 発行方法

研究者グループが地元の業者と共同で、GISを用いたり災証明書発行システムを開発し、同システムを用いて発行した。システムが完成したのが発行日前日の朝であり、その日の午後にシステムのセットアップ、関係者全員によるリハーサル、職員のコンピュータシステムの習熟、業務手順の確認、洗い出し等を行った。

d) 会場数

会場は当初、小千谷市総合産業会館（サンプラザ）で発行し、その後市役所の市民ホールに移した。その後、税務課事務室にさらに移した。いずれの会場においても、発行窓口は1カ所である。

e) 発行時期

11月21日～24日は小千谷市総合産業会館（サンプラザ）、11月25日～翌年1月10日までは市役所の市民ホール、1月11日以降は税務課事務室で発行した。

f) 発行手数料

④り災証明書等の様式

a) り災証明申請書

b) り災証明書

阪神・淡路大震災において神戸市が使用した様式を用いた。

2. り災証明書発行台帳の作成

①り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得

土地家屋図および住宅地図の情報を使用した。

②り災証明書発行台帳の作成

土地家屋図を用いて被害認定調査が行われていたため、それぞれの家枠に付与されている家屋コードをキーに、それぞれの建物の面積、構造、築年、所有者名等の情報に、被害判定結果とその数値根拠の情報を統合し、データベースを作成した。ただし、り災証明書は、建物所有者だけでなく、賃貸住宅の借家人や住民登録を行っていない居住者に対しても発行されるため、土地家屋図と住宅地図をGIS上で統合し、データを作成した。

データベース化の作業自体は、税務課にて土地家屋図の管理業務を発注している地元の業者に発注した。

3. り災証明書発行の広報

①り災証明書発行のための手続きの広報

研究者グループが、り災証明書に関するQ&Aとポスターを作成した。

②支援措置の広報

豪雪地帯にある小千谷市は、早い年だと11月中旬にも降雪に見舞われるため、住宅再建に向けた取組みのなかでも応急仮設住宅への入居を急ぐ必要があった。そのため、11月17日に応急仮設住宅への入居受付を開始することとし、合わせて被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の相談を受け付けることとした。場所は、市内最大の避難所となっていた小千谷市総

合体育館のメインアリーナの一部を使用した。

被災者生活再建支援法は、非常に複雑で細かい制約がある制度であるうえ、事実上初めての運用であったこともあり、日によって相談員の説明内容が異なるなど、混乱をきたした。

4. り災証明書の発行

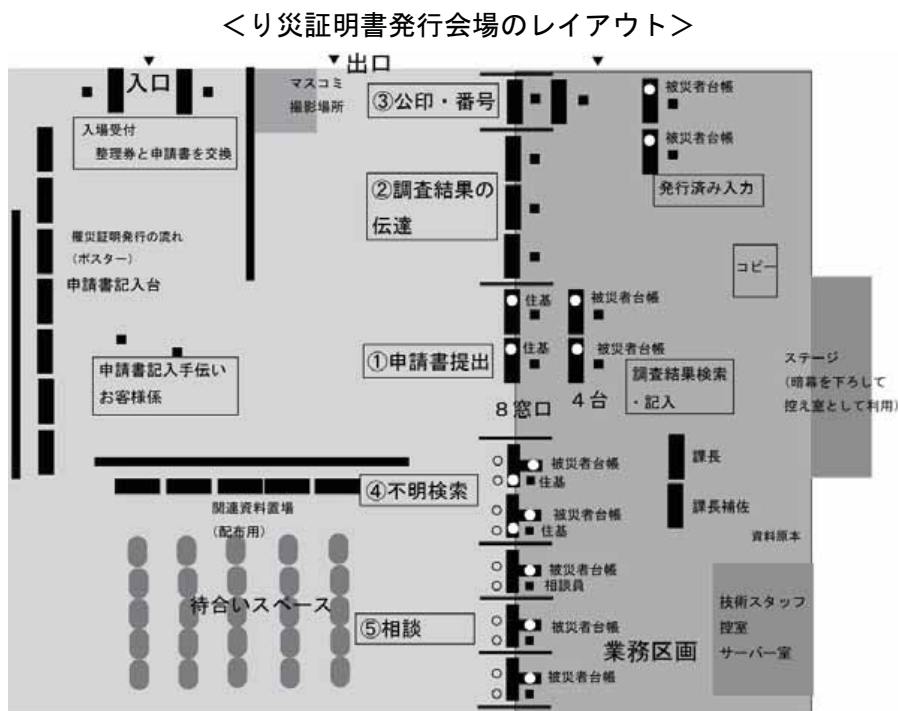
① り災証明書発行会場と必要資機材の確保

11月21日から24日の4日間は、小千谷市総合産業会館(サンプラザ)で行った。広さの問題から市役所で発行するのは難しいと考え、小千谷市総合産業会館(サンプラザ)を借り、市内全域をいくつかの地域に分け、地域ごとに発行日時を指定して発行した。しかし、発行日が平日であったうえ、住民が自宅の後片付けに時間を要したことなどから、この期間のり災証明書の発行数は全世帯の約4分の1にあたる約3,200件で、想定した件数よりも少なかった。

11月25日以降は、発行会場を市役所の市民ホールに移した。その頃には、被災者にも余裕ができたのか、大勢が訪れ最大で4時間待った人もおり、非常に不評であった。

② り災証明書発行会場の設営

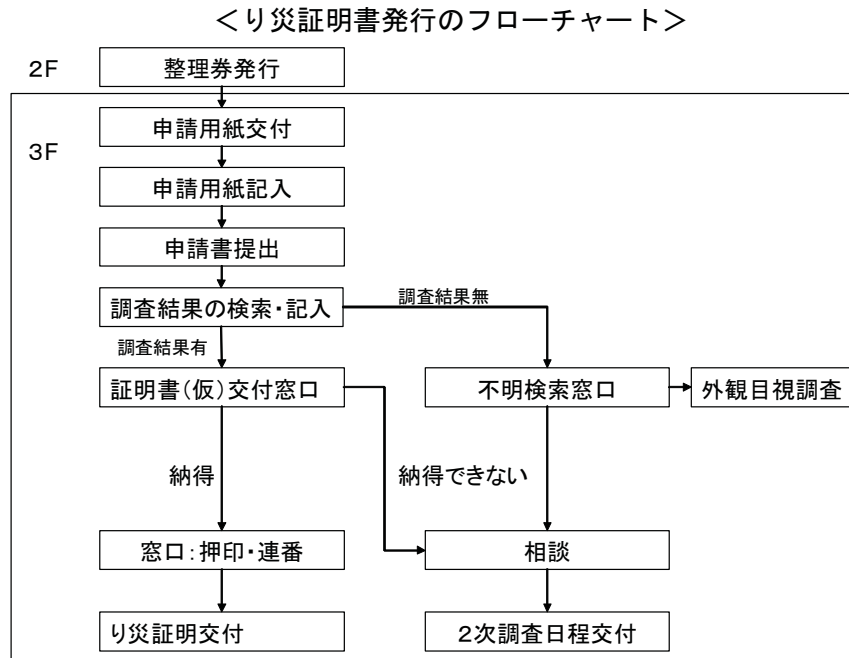
り災証明書発行会場のレイアウトは以下の通りである。



出典) 「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について一事例と例示」 (内閣府 平成19年度)

③り災証明書発行業務の流れ

小千谷市総合産業会館(サンプラザ)におけるり災証明書発行のフローチャートは以下のとおりである。



資料)「新潟県中越大震災小千谷市の記録」(新潟県小千谷市)

- a) 申請者の誘導・整理
- b) 申請書の記入
- c) 申請書の受理
- d) 判定結果の探索
- e) 被災度の確認
- f) 再探索の実施
- g) り災証明書の発行
- h) 第2次調査申請(地震の場合)

④調査結果の確認申請

5. 被災者支援総合台帳の作成

①被災者支援総合台帳作成の有無の検討

②被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得

a) 建物に関する情報

b) その他支援り災世帯や個人に関する要支援情報など

③被災者支援総合台帳の作成

本資料は、以下の資料に基づき作成した。

- ・新潟県小千谷市「新潟県中越大震災 小千谷市の記録」
- ・田中聡・重川希志依・高島正典「エスノグラフィー調査に基づく建物被害認定調査のプロセスの実態と課題 ―小千谷市における事例の分析―」（地域安全学会論文集No. 8、2006. 11）
- ・堀江啓・重川希志依・牧紀男・田中聡・林春男「新潟中越地震における被害認定調査・訓練システムの実践的検証 ―小千谷市のり災証明書発行業務への適用―」（Institute of Society Safety）
- ・田中聡・重川希志依・林春男・牧紀男「新潟県中越地震小千谷市支援のプロジェクトマネジメント ―プロジェクトマネジメントの枠組みによる評価―」（Institute of Society Safety）
- ・小千谷市提供資料「小千谷市データリスト」 / 等

V. 参考書式等

①調査票

a. 外観目視調査 (DATS) /木造・プレハブ用 (平成16年10月29日版)

平成16年10月29日更新

整理番号

被災度判定チャート(判定基準)			
0%	0%~20%	20%~50%	50%以上
無被害	被害が軽微	被害が中等	被害が甚重
被害が軽微 (例: 屋根瓦の破損が軽微、壁紙の剥がれが軽微、床の浮き等) 被害が中等 (例: 屋根瓦の破損が中等、壁紙の剥がれが中等、床の浮き等) 被害が甚重 (例: 屋根瓦の破損が甚重、壁紙の剥がれが甚重、床の浮き等)	被害が軽微 (例: 屋根瓦の破損が軽微、壁紙の剥がれが軽微、床の浮き等) 被害が中等 (例: 屋根瓦の破損が中等、壁紙の剥がれが中等、床の浮き等) 被害が甚重 (例: 屋根瓦の破損が甚重、壁紙の剥がれが甚重、床の浮き等)	被害が軽微 (例: 屋根瓦の破損が軽微、壁紙の剥がれが軽微、床の浮き等) 被害が中等 (例: 屋根瓦の破損が中等、壁紙の剥がれが中等、床の浮き等) 被害が甚重 (例: 屋根瓦の破損が甚重、壁紙の剥がれが甚重、床の浮き等)	被害が軽微 (例: 屋根瓦の破損が軽微、壁紙の剥がれが軽微、床の浮き等) 被害が中等 (例: 屋根瓦の破損が中等、壁紙の剥がれが中等、床の浮き等) 被害が甚重 (例: 屋根瓦の破損が甚重、壁紙の剥がれが甚重、床の浮き等)

判定チャエックスシート(チャートで判断できない場合に使用)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">屋根</th> <th style="width: 50%;">壁</th> </tr> <tr> <td> 屋根として機能していない部分(損傷部分)の調査 (調査対象とする割合) 0% 0%を超え10%以下 10%を超え20%以下 20%を超え30%以下 30%を超え40%以下 40%を超え50%以下 50%を超える </td> <td> 壁として機能していない部分(損傷部分)の調査 (調査対象とする割合) 0% 0%を超え10%以下 10%を超え20%以下 20%を超え30%以下 30%を超え40%以下 40%を超え50%以下 50%を超える </td> </tr> </table>	屋根	壁	屋根として機能していない部分(損傷部分)の調査 (調査対象とする割合) 0% 0%を超え10%以下 10%を超え20%以下 20%を超え30%以下 30%を超え40%以下 40%を超え50%以下 50%を超える	壁として機能していない部分(損傷部分)の調査 (調査対象とする割合) 0% 0%を超え10%以下 10%を超え20%以下 20%を超え30%以下 30%を超え40%以下 40%を超え50%以下 50%を超える	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">屋根</th> <th style="width: 50%;">壁</th> </tr> <tr> <td> 損傷の具体的な様子 被害は確認できない 被害が軽微 被害が中等 被害が甚重 被害が全壊 </td> <td> 損傷の具体的な様子 被害は確認できない 被害が軽微 被害が中等 被害が甚重 被害が全壊 </td> </tr> </table>	屋根	壁	損傷の具体的な様子 被害は確認できない 被害が軽微 被害が中等 被害が甚重 被害が全壊	損傷の具体的な様子 被害は確認できない 被害が軽微 被害が中等 被害が甚重 被害が全壊
屋根	壁								
屋根として機能していない部分(損傷部分)の調査 (調査対象とする割合) 0% 0%を超え10%以下 10%を超え20%以下 20%を超え30%以下 30%を超え40%以下 40%を超え50%以下 50%を超える	壁として機能していない部分(損傷部分)の調査 (調査対象とする割合) 0% 0%を超え10%以下 10%を超え20%以下 20%を超え30%以下 30%を超え40%以下 40%を超え50%以下 50%を超える								
屋根	壁								
損傷の具体的な様子 被害は確認できない 被害が軽微 被害が中等 被害が甚重 被害が全壊	損傷の具体的な様子 被害は確認できない 被害が軽微 被害が中等 被害が甚重 被害が全壊								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総合点</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総合点</td> </tr> </table>	総合点					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総合点</td> </tr> </table>	総合点							
総合点									

住家被害調査票(木造・プレハブ用)

町名	調査日	年	月	日
所有者	なし			
居住者	なし			
連絡先など	なし			
特記事項 (風付いたことなど)				

判定結果(丸印を記入)

無被害

層破壊

全壊

半壊

全壊

被害がある?

層破壊発生?

傾斜の有無?

基礎が破壊している?

50点~

40~49点

20~39点

1~19点

壁・屋根それぞれの損傷度をチャエックスシートで点数化し最終判断する

もしくは何らかの被害があった場合

b. 外観目視調査 (DATS) /木造・プレハブ用 (平成16年11月10日版)

整理番号

被災度判定チャート(判定基準)

0%	0%~20%	20%~50%	50%以上
無被害	一部損壊	半壊	全壊
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度
被害の程度	被害の程度	被害の程度	被害の程度

判定チェックシート(チャートで判断できない場合に使用)

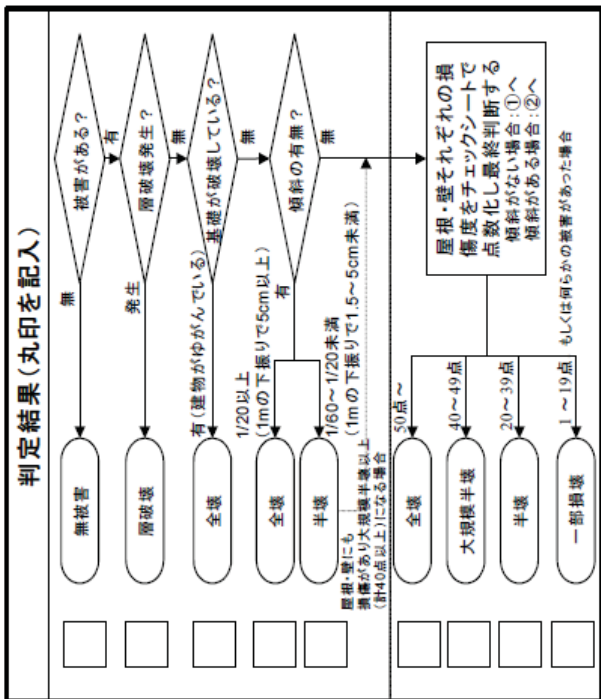
被害	被害の具体的な様子	損壊点数
0%	被害は確認できない	0
0%を超え10%以下	被害が軽微に認められる	1
10%を超え20%以下	被害が軽微に認められる	2
20%を超え30%以下	被害が軽微に認められる	4
30%を超え50%以下	被害が軽微に認められる	7
50%を超える	被害が軽微に認められる	12

①傾斜なし
 ②傾斜あり(+15点)
 ③傾斜あり(+15点)

平成16年11月10日更新

住家被害調査票(木造・プレハブ用)

住家所在地	調査日	年	月	日	時	分
所有者	調査員					
居住者	氏名					
連絡先など						
特記事項 (気付いたことなど)						



d. 外観目視調査 (DATS) /非木造

② 傾斜・仕上等 (30%)

・傾斜程度 (%)

・柱で判定する場合のみ

(1) 各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入)

・(ウ) × (オ) = 合計

・よって、外壁・仕上等全体の損傷割合…(ケ) × 0.3 (構成比) = %…B

・該箇の損傷を具体的に記入する。

③ 設備等 (外壁) (10%)

・よって、設備全体の損傷割合… %…C

④-1 集計 (柱で判定)

□ 傾斜が1/80以上1/30未満のとき

・傾斜 (20%) + B + C = %…D

・ A1 + B + C = %…E

DとEを比較した結果、大きい数値は % = 住家全体の損傷割合

□ 傾斜が1/80未満のとき

A1 + B + C = % = 住家全体の損傷割合

④-2 集計 (外壁で判定)

□ 傾斜が1/80以上1/30未満のとき

・傾斜 (20%) + C = %…F

・ A2 + C = %…G

FとGを比較した結果、大きい数値は % = 住家全体の損傷割合

□ 傾斜が1/80未満のとき

A2 + C = % = 住家全体の損傷割合

⑤ 特記事項

判定結果 (丸印または点線を記入する)

丸印	腐蝕
線斜による劣化	
全壁 (80%以上)	
大面積半壁 (40%-80%)	
半壁 (20%-40%)	
一部損傷 (1%-19%)	
外観劣化なし (0%)	

(注1) 計算は、その損傷小數第1位を四捨五入する。
 (注2) 損傷箇の割合は、全体を「1」として算定する。

住家被害調査表 (非木造)

整理番号

住家所在地

所有者 調査日 年 月 日

居住者 調査員氏名

連絡先

<1>

○一見して

・該当する場合は□にチェックし調査終了。該当しない場合は<2>へ進む。

・住家全部が倒壊 (= 全壊判定)

・住家の一部が全部倒壊 (= 全壊判定)

<2>

(1) 傾斜

・測定結果を下記に記入し、該当するものに□にチェックする。

測定箇所					平均
水平距離 (mm)					

・傾斜の状況 (スケッチ等)

(チェック欄: () 内は下げ振り計300mmの場合の例)

・1/30以上 (45mm以上) = 調査終了 (= 全壊判定)

・1/40以上1/30未満 (30mm以上45mm未満) = 損傷割合20%とし、(2)へ進む

・1/60未満 (30mm未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む

(2) 崩位の累積状況 (傾斜が1/30未満の場合に行う。)

①-1 柱 (80%)

□ 柱の傾斜で判定する場合

程度 (ア)	柱の本数 (本) (イ)	(ウ) × (イ)	E = (イ) × (イ)
無・軽微			この欄には「軽微・軽微者の柱」の本数を記入。
10%			
25%			
50%			
75%			
100%			
合計			

・よって、柱全体の損傷割合…(ウ) × 0.6 (構成比) = %…A1

※(ウ)が75%以上である場合、全壊判定。 □

①-2 外壁 (80%)

□ 外壁の傾斜で判定する場合

・傾斜外壁面割合

・傾斜程度 (%)

(1) 各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入)

・(エ) × (オ) = 合計

・よって、外壁全体の損傷割合…(オ) × 0.9 (構成比) = %…A2

※(オ)が75%以上である場合、全壊判定。 □

e. 内部立入調査 (DATS) /非木造

<p>住家被害調査票 (非木造：再調査)</p> <p>調査年月日: _____ 調査員氏名: _____</p> <p>調査場所: _____</p> <p>被害状況: _____</p>	<p>調査日時: _____</p> <p>調査員氏名: _____</p> <p>調査場所: _____</p> <p>被害状況: _____</p>
<p>④ 内部立入調査 (天井)</p> <p>構成比 10%</p>	<p>⑤ 天井</p> <p>構成比 10%</p>
<p>① 屋根</p> <p>① 外断り</p> <p>構成比 10%</p>	<p>② 柱 (又は耐力壁)</p> <p>構成比 50%</p>
<p>③ 床・裏</p> <p>構成比 10%</p>	<p>④ 窓</p> <p>構成比 10%</p>

税務課からのお知らせ No.2

各種届出等に必要な「り災証明書」を発行するために、被災家屋の調査を行っております。

この調査は地区ごとに逐次行っております。

一次調査は外観からの調査ですので、立会いの必要はありませんが、敷地内には立ち入らせていただきますのでご了承ください。

なお、被災された家屋の取り壊しは、あらかじめ小千谷市税務課にお知らせください。

連絡先

税務課 TEL 83-3508

注 意

市の税務課職員と偽って、調査に訪れ、スキを見て盗難をするという事例が過去にありました。

税務課職員は、名札を付けておりますし、徴税吏員証又は身分証明書を持っておりますので、必ず確認の上、調査にご協力ください。

③り災証明書発行の広報資料（市民向け）

市民各位

新潟県中越地震小千谷市災害対策本部

新潟県中越地震に伴う「り災証明書」の発行について

この度の震災につきまして衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災家屋の調査が概ね終了いたしましたので、「り災証明書」を発行いたします。

「り災証明書」を必要な方は、下記により申請してください。

なお、詳細は町内会長を通じて配付される案内をご覧ください。

記

交付会場 小千谷市総合産業会館「サンブラザ」3階 ホール

交付日時 平成16年11月21日(日)～24日(水)

午前9時～正午 午後1時～午後5時

交付地区及び日時

11月21日(日)		11月22日(月)		11月23日(火)		11月24日(水)	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
土川 上ノ山 本町 平成	稲荷町 元町 日吉 船岡 栄町 千田地区	東栄 川井地区 岩沢地区 真人地区	・生 元中子 信濃町 山寺 旭町 木津町 木津団地 津山町 横渡 浦柄	桜町 山谷 両新田 藪川 平沢	千谷川 城内 時水	山辺地区 吉谷地区 東山地区	片貝地区 五辺 高梨

※午前は午前9時～正午 午後は午後1時～午後5時です。

※申請の際は、印鑑及び本人と確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

※会場に来られない方は、11月25日以降市役所税務課で発行いたします。

④り災証明書発行の広報資料（市民向け：委任状付き）

平成16年11月15日

市民各位

新潟県中越地震
小千谷市災害対策本部

新潟県中越地震に伴う「り災証明書」の発行について

この度の震災につきまして衷心よりお見舞い申し上げます。
さて、被災家屋の調査が概ね終了いたしましたので、「り災証明書」を発行いたします。

「り災証明書」を必要な方は、下記により申請してください。

記

交付会場 小千谷市総合産業会館「サンプラザ」3階ホール

交付日時 平成16年11月21日（日）～24日（水）
午前9時～正午 午後1時～午後5時

※地区毎に発行いたしますので、裏面をご覧ください。

- 注意事項** ※同居の親族以外の方が申請する場合は、下記の委任状に記入の上、本状をご持参ください。
※今回の交付は、原則として緊急を要する一般住宅（アパート等含む）に現に居住している方のみを対象に交付いたします。
※「り災証明書」の発行は、11月25日以降も市役所税務課で発行いたします。

き り と り

「り災証明書」受領委任状

平成 年 月 日

代理人 住所 _____
(窓口にくられた方)

氏名 _____ 印

本人 住所 _____
(証明書の必要な方)

氏名 _____ 印

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

私に係る「り災証明書」の交付申請及び受領について代理人を選任し、その権限を委任いたします。

⑤り災証明書発行の広報資料（町内会長向け）

平成16年11月15日

町内会長（行政事務嘱託員）様

新潟県中越地震
小千谷市災害対策本部

「り災証明書」の発行について（お願い）

この度の震災に献身的に対応されておりますことに対して、心よりお礼申し上げます。

さて、各種支援の申請に必要な「り災証明書」の発行を行いますので、貴町内の皆様に配布いただき、周知をお願い申し上げます。

《参 考》

り災証明書の使われ方（例）

公的な支援

- ・各種税の減免
- ・各種手数料の減免
- ・学費の減免
- ・仮設住宅の貸与
- ・被災者自立支援金の支給
- ・災害援護資金の貸付
- ・各種融資の資料
など

私的な支援

- ・損害保険への申告
- ・銀行融資の条件 など

⑥り災証明書の郵送交付広報資料

各 位

平成16年11月25日

新潟県小千谷市税務課長

新潟県中越大地震に伴う「り災証明書」の郵送請求について

このたびの震災により被災されたことにつきまして衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災家屋の調査が概ね終了いたしましたので、郵送請求による「り災証明書」を発行いたします。

下記により申請してください。

記

交付手順：①「り災請求書」（今回お送りしたもの）に必要事項（太わく内）を記入してください。

- ②次ぎのものを同封のうえ小千谷市役所税務課に返送してください
1. 「り災証明書」（必要事項記入、押印してください。）
 2. 返信用封筒（80円切手を貼ってください）
 3. 申請者の運転免許証、パスポート、保険証などのコピーを添付してください。
 4. 「原本証明」が必要な方は、その必要枚数をメモ用紙等にかいてください。

③小千谷市税務課で申請書を受け付けます。

④「り災証明書」を請求者に郵送します。

※原則として「り災証明書」は、1枚のみの発行となりますので、ご注意ください。

返送先：〒947-8501
新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市税務課 宛
TEL 0258-83-3508

お知らせ

新潟県中越地震により市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び保育園保育料の納期を当分の間、延長いたします。延長期間については、改めてお知らせします。

なお、11月1日の口座振替は中止いたしました。

問合せ先

税金関係 税務課 TEL 83-3508

保育料関係 健康福祉課 TEL 83-3517

⑧各種連絡先（市報原稿）

H17.1.10号 市報おぢや 原稿

り災証明書について 税務課 TEL83-3508

被災家屋等の廃棄物処理について 市民生活課 TEL83-3509

被災者生活再建支援制度について 都市開発課 TEL83-3513

1月11日以降につきましては、平常業務日（土、日曜、祝日を除く）に受け付けいたします。

⑨各施設への広報協力依頼

平成16年11月1日

施設長 様

小千谷市税務課長

お知らせの貼付について（依頼）

小千谷市税務課では、新潟県中越地震における「り災証明書」の発行に向けて、市内全戸を対象として被災家屋の調査を行っております。

避難所等には「税務課からのお知らせ」を配付してありますが、貴職の施設内にも見やすいところに貼付いただきますようお願いいたします。

災害時の混乱の中、恐縮に存じますが特段のご配慮をお願い申し上げます。

⑩再調査申出書

再調査申出書

平成 年 月 日	(No)
住所	TEL () -
連絡先	TEL () -
申出人	
被害状況 (被害の程度について○をつけてください。)	
屋根	①瓦が数枚ずれたり、割れたりしている ②ぐしが腐れて瓦が落下している ③ぐしが全面的にずれて瓦が落下している ④瓦がほぼ全面的にずれ、破損落下している ⑤屋根全体がゆがんでいる
外壁	①塗り仕上にわずかなひび割れがある・ボードの日地にわずかなずれがある ②塗り仕上に剥離がある・ボードの日地にひび割れやずれがある ③仕上材が脱落している・ボードの日地の著しいずれや部分的な浮き上がりがある ④仕上材が脱落して下地材にひび割れがある・ボードが脱落している ⑤全ての仕上材が脱落・下地材が破損している
基礎	①ひび割れがある (〇所) ②基礎が割れている (〇所) ③基礎の仕上モルタルの剥離や剥落がある (〇所) ④東が玉石からはずれた (〇所) ⑤基礎が沈んでいるまたは傾いている
柱	①柱と梁にわずかなずれがある ②柱に細い亀裂がある ③柱に太い亀裂がある ④柱・梁に大きな割れや仕口に著しいずれがある ⑤柱・梁に割れ、著しい折損があり取替が必要
内壁	①塗り壁の隅におずかなひび割れやボードの日地にわずかなずれがある ②壁と天井・柱に隙間やボード、タイルの日地にひび割れやずれがある ③壁の剥離や浮き、タイルの剥離、ボードの日地に著しいずれ、浮き上がりがある ④壁やタイルが剥落、ボードが脱落している ⑤全ての仕上材が脱落し、下地材が破損している
床 (階段を含む)	①床と壁にわずかなずれがある ②床板の継目に隙間がある・床に凹凸がある・床がザシヤシヤする ③床板のずれ、ゆがみがある・傾斜がある ④床板に著しいゆがみがある・土台が基礎から著しくずれている ⑤全ての床板がゆがんでいる・全ての土台、柱、東が基礎、東石から脱落している・階段がゆがんでいる
天井	①天井板にわずかな隙間がある ②天井板に隙間がある ③天井板の浮きや塗天井に亀裂がある ④天井板のずれや一部脱落、塗天井の剥離がある ⑤天井面のゆがみや天井板が脱落している
障子	①換気障子が破損し、取替えが必要・サッシの開閉が困難 ②サッシの継ぎの破損や壁面に隙間がある ③換気障子の可動部が破損、サッシのガラス破損や開閉が不能 ④障子の可動部が破損し、かまちの一部欠損やひび割れ、枠の一部が変形している ⑤障子が破損されている
設備	①台所流し台 ②洗面台 ③浴槽などの本体 ④配管の取付け ⑤ペラダ ⑥冷暖房機器 ⑦その他 ()
その他	
再調査年月日	平成 年 月 日 保 員

⑪再調査の広報資料

り災証明の再調査

り災証明に不服のある方は、再度調査をいたしますのでご遠慮なく申し出てください。

- 申込先 小千谷市役所税務課
発行済のり災証明書をご持参のうえ、税務課「り災証明書発行窓口」
へお申込みください。
- 申込期限 平成17年2月10日(金)
- 問い合わせ 税務課 電話83-3508

⑫り災証明書の再発行手続き説明資料

様

再調査の結果判定が変更となりましたので、明日以降、変更後の「り災証明書」を発行いたします。**この用紙と印鑑を持参の上、小千谷市役所 り災証明書発行受付までお越しください。**

月 日 担当 _____

連絡先
小千谷市役所税務課
TEL 0258-83-3508

4) 兵庫県佐用町

【被災災害】平成21年台風第9号災害（平成21年8月9～10日）

【被害規模】全壊139棟 大規模半壊269棟 半壊483棟 床上浸水157棟 床下浸水742棟
（平成22年3月5日現在）

総調査棟数 2,202棟

【自治体規模等】

○人口：20,463人（平成21年3月31日現在）

○世帯数：7,124世帯（平成21年3月31日現在）

資料）被害規模は兵庫県ウェブサイト（http://web.pref.hyogo.jp/pa20/pa20_000000030.html）

自治体規模等は総務省統計局（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/17216.html）

I. 被害認定調査の実施体制

1. 調査計画の策定と体制の設立

①担当部署の確定

佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、佐用町庁舎自体が被災していたこと等から、被害認定調査については、**兵庫県が主導して調査計画を立案・実施**した。

佐用町の地域防災計画や水防計画では、被害認定調査の担当課として税務課が規定されていたが、税務課は庁内の水没した書類の整理を実施することとなったため、**住民課が担当**することとなった。なお、建設課は復興に向けた現地調査を担当し、教育課は避難所の管理や資材調達を担当した。

家屋被害認定士の資格を持つ職員は多くが税務課職員であったが、被害認定調査を優先させてはいない。

再調査以降は、新たに設置した**災害復興対策室を被害認定調査担当の窓口**とした。1次調査時のデータ管理は住民課が行っていたため、再調査時のデータの入力作業も住民課が対応した。入力件数が少なくなった後は、災害復興対策室が引き継いで入力作業を行った。また、調査票原本は住民課が引き続き保管していたため、**再調査の判定結果の問い合わせ窓口は住民課**とした。

②被害情報の収集

被害の大きな地域について、**自治会長からの連絡をもとに被害状況を把握**した。

③関連情報の収集

④調査方針の設定

a) 調査対象

調査対象は、地域特性を考慮して基本的に**住家のみを対象**とした。住家には、店舗併設住宅や1階部分が工場となっている住宅等、「住宅と一体となったもの」と「離れ」を含めた。倉庫等の独立した非住家については対象外としたが、住民から調査依頼を受けた場合には調査対象とした。

b) 調査対象地域

調査地域については、**被害の大きな地域から調査を開始し、周辺地域へ調査範囲を拡大**していくこととした。

また、8月23日以降、住民から追加の調査依頼があった地域についても調査を実施した。

c) 調査区分

d) 調査結果の伝達方法

e) 調査手法（地震の場合のみ）

⑤調査件数の想定

1班が1日に調査可能な棟数の目安は13件とした。

⑥全体スケジュールの確認・調整

佐用町における被害認定調査は、災害発生から3日後の8月12日に収集した被害情報に基づきスケジュールの検討を行い、被害認定調査件数を1,900件(1日あたり13件)と想定し、**4日後の8月13日から1週間のスケジュールで開始**した。実際には当初のスケジュールをやや超過し、10日間を要した。

なお、調査期間を1週間とした理由として、被災者に対し速やかに支援措置を提供したいという町長の意向があったためである。

また、8月25～26日の2日間で災証明書の発行を行った。その後2回に分けて再調査を実施した。8月23日以降、住民から出された追加調査依頼に対応した。

⑦被害認定調査の体制の設定

佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、佐用町庁舎自体が被災していたこと等から、被害認定調査については、**兵庫県が主導して調査計画を立案した。**(再掲)

再調査までの被害認定調査については、県が主導し、調査方法、調査票チェック、データ入力等の作業を行った。佐用町は職員3～4名体制で調査対象となる地域の自治会長との連絡調整、調査スケジュールの作成、翌日の調査の準備・調査範囲の設定等を行う「運営班」を担った。

調査の実施方法について、県として家屋被害認定士制度制定後初となる被害認定調査であり、具体の体制把握については、応急危険度判定の実施方法を参考に構築した。

2. 人員手配

①人員計算

②庁内での人員確保

佐用町の地域防災計画や水防計画では、被害認定調査の担当課として税務課が規定されていたが、町の方針として税務課は水没した書類の整理を実施することとなったため、住民課が担当した。家屋被害認定士の資格を持つ職員は多くが税務課職員であったが、被害認定調査を優先させてはいない。

③応援人員の手配

佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、庁舎自体が被災していたこと等から、佐用町長が兵庫県に、直接被災状況や応援要請等についての電話連絡を行った。

兵庫県職員の派遣にあたっては、県人事課が取りまとめた。また、県内他市町からの応援可能な人員の把握は、県市町振興課が行った。

応援人員は県内各市町から20名、県から20名が派遣されることとなった。

大半の応援職員が佐用町まで日帰りで応援に来ており、移動手段や食事等については、すべて応援職員各自が調達した。

3. 資機材等の調達

佐用町庁舎が被災したため、調査に必要な資機材についてはほぼすべて応援職員各自の持参に頼った。具体的な資機材としては、デジタルカメラ、メジャー、スケール、下げ振り、懐中電灯等である。このうち、デジタルカメラ、スケール、下げ振りについては県の市町振興課から、その他の資機材については周辺市町から借り受けた。具体的には、佐用町のパソコンが浸水し使用できない状況であったため、調査データ入力用のパソコンとして周辺市町から4台のパソコンを借り受けた。コピー機についても水没し、使用不可能であったため、調査票は応援に来ていた県の担当者が持参した。

なお、デジタルカメラについては、応援職員の持参としたため、機種にばらつきが生じ、パソコンへの取り込み方法も機種により異なった。

①空間の確保

佐用町本庁舎が浸水被害を受けたため、別館の2階の一室を被害認定調査の作業場所とした。朝のミーティング、研修、データ整理等、被害認定に関連する作業はすべて同一の部屋で行った。

部屋の広さは被害認定の調査員40人全員が十分に入れるほどの広さを確保した。ただし、被害認定調査を行う一室に隣接して、マスコミの待機場所が設置されたため、作業スペースにマスコミが入出できるような環境であった。個人情報保護の観点や、落ち着いて被害認定調査の作業に従事する環境を確保する点からも、外部の人間が簡単には出入りできない場所を確保することが重要である。

a) コーディネーターの作業スペース

b) 調査員の作業スペース

c) ミーティングスペース

②調査機材の調達

a) 調査済証

被害認定調査済み家屋への調査済証の貼付作業は実施していない。結果として、重複調査や調査漏れが多発してしまったことから、調査済証の貼付は実施した方がよい。

b) 調査員証

被害調査の調査員としての身分証明証等は発行していない。

③移動手段の確保

交通が不便な地域や遠隔地での調査は、応援職員が使用している車を用いた。公用車の場合もあったが、自家用車を使用している職員もいた。

4. 広報

①被害認定調査実施に関する広報

被害認定調査の実施日について、自治会長を通じて住民に連絡した。

②支援制度やり災証明書発行スケジュール等に関する広報

支援制度については広報誌の臨時号で一覧を掲載した。阪神・淡路大震災の教訓から、支援制度についてはすべての情報がまとまった段階で公開した。

り災証明書発行の広報については、自治会長に周知を依頼したほか、町の防災行政無線で放送した。ただし、この時点ではまだ無線が入らない地域も一部あった。

また、定例記者会見で発表した内容が新聞各社(購読者の多い地方紙等)に大きく取り上げられたことも効果的であった。

③マスコミの対応

マスコミ対応として、災害発生から数日後より、被害認定調査の作業部屋の向かいに位置する一室を記者会見場兼マスコミ関係者の待機場所として用意し、副町長が連日定例会見を開き、情報公開に努めた。

基本的な方針として、被害認定調査に関する情報の公開にあたっては情報がある程度まとまった段階で公表することとした。

5. 都道府県の役割

①市町村間調整

佐用町、宍粟市、朝来市、いずれの市においても被害認定調査のノウハウを持った職員が少なく、**兵庫県職員が各市町に対し調査方法の説明を行った**。その結果として、調査方法を統一することができた。各市町の調査方法の統一は、県の役割として非常に重要である。

また、後から調査を開始した宍粟市では、佐用町で用いた調査結果の整理ファイルのフォーマットが活用される等、先行して調査を実施した経験を十分に活かすことができた。

②市町村からの相談対応

佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、庁舎自体が被災していたこと等から、佐用町長が兵庫県に、直接被災状況や応援要請等についての電話連絡があり、情報交換を行った。

③人員手配

兵庫県職員の派遣にあたっては、県の人事課が取りまとめた。また、県内**他市町からの応援可能な人員の把握は、県の市町振興課**が行った。

具体的には、県が県内各市町の人事担当課長宛に**人員派遣依頼文書を送付し、派遣可能人数について照会した**。各市町からの回答を受け、**応援時期と応援人員数の派遣要請**を行った。

応援人員の要請に際しては、家屋被害認定士に限定せず、**建築・土木職を含め、大規模災害全般への支援を前提に広く人員を募集した**。

応援人員を派遣する際は、市町からの派遣要請に基づき、派遣分野・人数を確認する。佐用町については、被害が相当数出ており、庁舎自体が被災しており、佐用町より派遣要請を受け、**応援人員の派遣を決定した**。

④資機材調達

佐用町庁舎が被災したため、**調査に必要な資機材の大半を応援職員各自が持参した**。

具体的な資機材としては、デジタルカメラ、メジャー、スケール、下げ振り、懐中電灯等である。佐用町のパソコンが浸水し使用できない状況であったため、4台のパソコンのほか、調査に必要な各種資機材を応援市町から借り受けた。またコピー機も使用不可能であったため、調査票を県庁でコピーし、担当者が毎日持参した。

⑤被害認定調査のサポート

調査が軌道に乗るまでは県が主導的な役割を果たす必要がある。

II. 被害認定調査の実施計画

1. 調査全体の管理

①人員管理

調査員の管理については、登庁時に調査員名簿に所属・名前等を記入してもらい、管理を行った。

兵庫県災害対策課から、毎日2～5名が応援人員として、管理のサポートを行った。派遣された人員は、県民局(県の税務担当部署職員)から1日20名、周辺市町から1日20名程度で、1日あたり約40名・20班体制で被害認定調査を実施した。

被害認定調査開始直後はコーディネーター、調査員、運営班も不慣れで、組成した20班全てを効率良く運用できなかった。調査に慣れていない自治体では、手始めに調査班を少なく組成して2～3日間調査を実施する試行期間を設け、その後体制を拡大した方が効率良く班を運営できたと考えられる。

応急危険度判定では調査班10班にコーディネーターを1人置くことが望ましいとされているが、被害認定調査においては、調査内容がさらに細かいこともあり、コーディネーター1人が10班を管理するのは困難である。

②地域割の決定

③調査の進行管理

調査終了後、調査班が整理した調査終了箇所を運営班(佐用町職員)がマスター地図に転記し、進行管理を行った。

④調査員間の情報共有方法の決定

- a) 伝達ミーティング
- b) 情報共有ミーティング
- c) その他の情報共有手段

⑤一日のスケジュールの設定

遠方からの調査員が多かったことや、調査入力用のパソコンが4台と限られていたことから、調査実施後の情報整理に必要な時間等を考慮し、**調査開始時間を10時、終了時間を15時とした。**

帰庁後、各調査員は調査票の整理、写真の整理および調査を完了した住家の地図上でのチェック作業を実施した。

2. 地域割方針の決定

①調査対象地域の確認

②調査順序の設定

③地域割の見直し

3. 班編成方針の決定

①班編成の考え方の決定

a) 班編成の考え方

班の組成にあたっては、被害認定を迅速に進める必要があることから**未経験者と経験者の組み合わせ**となるよう配慮した。また、同一市町から派遣されている職員同士でペアを組む方が意思疎通を円滑にできるとの考えから**同一市町の職員が同じ班**になるよう編成した。

b) 1班あたりの人数

調査班は2名で構成した。佐用町職員が災害対応のため、被害認定調査に従事できなかったことから、県や周辺市町からの応援職員のみで組成した。

②班編成の見直し

県や応援市町職員からなる2名体制で調査を実施したが、調査地域に効率良くたどり着くため、例えば、被災自治体職員を交えた班編成や地域の自治会役員を案内人とする等、班の構成員に土地勘が無い場合の工夫が必要と考えられる。

4. 研修の実施方針の決定

①研修内容の決定

研修内容として、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の定義や、部位別損傷割合の判定方法、調査票への記入方法等の説明、兵庫県家屋被害認定士の講習会で使用している例題の解説等を行った。

研修に使用するテキストは、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月改定)、「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について-事例と例示-」(平成19年)、兵庫県の水害判定に関する資料を用いることとした。

また、この研修後、現場に出る前の注意事項として住民からの問い合わせ対応について説明した。

②研修方法の決定

a) 研修担当者

兵庫県職員が研修講師を担当した。途中から、効率化のため、県職員による研修内容をビデオで撮影し、それを参加者に見てもらおうよう工夫した。

b) 研修対象者

被害認定調査の経験の有無にかかわらず、この度の調査で初回となる調査員を対象に研修を実施した。

c) 開催頻度、開催時間

5. コーディネーターの日々の業務

県職員が調査全体をコントロールするために重要なコーディネーター役を担い、調査員間の情報を取りまとめた。

コーディネーターは、調査員からの調査方法に関する質問への回答(現場からの電話問い合わせへの対応)、調査員帰庁後の調査票のチェック(記入漏れ、計算ミス)、判定に迷ったケースの対応を行った。

①調査地域のコーディネート

②班編成のコーディネート

③調査員への研修の実施

④調査員からの問い合わせ対応

調査基準を統一するため、不明点についてはコーディネーターに電話連絡をし確認することとした。調査開始1時間程度は電話が鳴り止まないような状態が続いた。調査に慣れるにしたがって、問い合わせ頻度は減少した。

⑤調査結果のチェック

⑥情報共有

調査員が判断に迷った事例は、調査中または調査終了後にコーディネーターに相談することで情報を共有した。その中で、コーディネーターが共有すべきと判断した事項や新たに決定された方針については、朝のミーティング時に調査員全員に情報共有を図った。

⑦翌日の調査準備

⑧調査先への連絡・調整(水害、風害、地震第2次調査)

佐用町職員から調査実施日の午前7時頃に、該当する地域の自治会長へ連絡を行った。なお、予定時間に遅れ、苦情が寄せられることもあった。

III. 調査の実施

1. 調査員の一日の流れ

①調査員の一日の流れ

調査の1日の流れについては、下表の通りである。遠方からの調査員が多くいたこと、調査後の情報整理に必要となる時間等を考慮し、**調査開始時間を10時、終了時間を15時**とした。

AM7:00～	自治会長への連絡（佐用町）
AM9:00	集合、ミーティング、研修
AM10:30～	調査出発
～	調査（昼食は各自）
PM3:00～	調査終了・帰庁（データ提出後解散）
～深夜	入力・翌日調査資料の準備作業（佐用町）

②一日のスケジュール

2. 伝達ミーティング

①伝達ミーティングの実施

3. 現地調査

①調査対象の確認

- a) 地図情報との照合
- b) 聞き取り調査
- c) 調査対象範囲の確定
- d) 調査対象範囲の記録

②写真撮影

③調査結果の記入

④調査済証の貼付

⑤住民対応

調査開始からしばらくたった段階で町に相談窓口が設置され、支援措置等についてはその窓口にお問い合わせよう対応を統一した。

住民から「調査終了後のどの段階で修繕して良いか」という質問を受けた場合に「再調査の申請も考えられるため、り災証明書の発行が完了するまでは現状を保存した方が良い」と回答する

など、現場で質問を受けた際の対応については、研修後、現場に出る前の注意事項として説明した。

再調査の依頼があった場合には、損傷箇所を1点1点、居住者とともに確認しながら調査を行った。

⑥調査結果のチェック・報告

4. 情報共有ミーティング

①情報共有ミーティングの実施

a) 情報共有ミーティングの実施

調査終了後、調査員が判断に迷った事例については、コーディネーターと調査員間で判定方法や対応について共有を図った。また、コーディネーターが共有すべきと判断した事項や新たに決定された方針については、朝のミーティング時に調査員全員に伝達した。（再掲）

b) 対応方針の情報共有

コーディネーターが共有すべきと判断した事項や新たに決定された方針については、朝のミーティング時に調査員全員に伝達した。（再掲）

5. 調査結果の整理

①写真データの管理

応援職員にデジタルカメラの準備を依頼したため、現地調査の担当者が各々写真データの保管まで行った。

②調査票の整理とデータ入力

調査員は帰庁後、写真データの取り込み、調査票の作成やチェックを行った。一連の作業に1時間程度を要した。

調査員の整理作業を受け、佐用町職員2名の運営班が作業した。1名が調査票と住宅地図を照合し、調査範囲の住家の件数と調査票の枚数の照合作業を行い、もう1名が、写真取り込みのチェックを行った。

6. 翌日への準備

①翌日の調査準備

翌日の調査準備として、翌日に実施する各班の調査地域を住宅地図に書き込み、そのコピーを調査票に添付し資料をセットした。これらの作業は町職員8名で行ったが、作業は連日深夜に及んだ。

IV. り災証明書の発行について

1. 発行体制の整備

①発行部署の決定

り災証明書発行は災害復興対策室が担当した。会場手配をはじめ、支庁との連絡調整を行った。なお、個別の調査票(調査結果)管理や、住民相談対応は住民課が担当した。

②発行のための人員確保

り災証明書の発行は、早期の発行が早期の復興につながるとの考えに基づき、25日の発行開始が決定した。これを受け、24日に住民課8名と災害復興対策室20名程度でり災証明書の発行準備作業を行うこととした。

25～26日のり災証明書の発行は、庁内の電話対応と仮設住宅関係の対応者を除き、職員総掛かりで対応した。人員は、住民課、災害復興対策室、各支所の担当者と他市町からの応援職員で構成した。

③発行手順の決定

a) 発行対象者

り災証明書は、**居住者（世帯主）と所有者双方に対して発行**した。被災者生活再建支援法では居住者（世帯主）が対象とされているが、保険支払い等の観点から、所有者と居住者双方に発行することとした。世帯主は住民基本台帳に登録されている世帯主を基本とした。

手続きとして、被災者からの「り災証明願」の提出を受けて発行することとした。

なお、住民基本台帳上は同一世帯であるが、離れ等で実体上は別々に居住しており、それぞれでり災証明書の発行を希望するといったケースもあり、その場合には民生委員からの証明書の添付を受け発行することとした。

b) 発行枚数

2010年8月時点でのり災証明書の発行枚数は**1,200枚**である。調査実施棟数2,202棟のうち半数程度に留まっている。この理由として、床下浸水で保険等に影響がない場合は、り災証明書を受け取りに来ていないケースが多かったことが挙げられる。床下浸水でり災証明書を申請したケースは、大学の学費免除、会社の見舞金等で数件程度である。

c) 発行方法

初回発行分については、**地域別に会場を指定し受け取りにきてもらうこと**とした。

発行時間短縮のため、事前に公印を捺印しておき、発行時点で、発行日を手で記入し、データに、手渡した日を発行日として入力した。

c) 会場数

り災証明書の初回発行分については、**被害程度の大きい地区8会場**（本庁第2庁舎と南光支所、三日月支所、上月支所、上月保健福祉センター、三河出張所、地域福祉センター（平福）、久崎地区センター）で行った。

その後の発行分については随時、本庁・各支所（3箇所）、出張所で対応した。

d) 発行時期

り災証明書の初回発行は、8月25～26日の2日間とした。

f) 発行手数料

④り災証明書等の様式

a) り災証明書申請書

b) り災証明書

り災証明書の様式については、住民課で被害認定調査実施時から検討を行っており、インターネット等で他市町の様式等を参考とした。申請書と証明書が一体となったり災証明書案も作成したが、最終的には簡潔なものが良いだろうということとなり、判定結果のみを記載する様式とした。

2. り災証明書発行台帳の作成

①り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得

佐用町では台帳が水没していて利用できない状況であったため、世帯主、床面積については、現場での聞き取り調査によって把握した。

②り災証明書発行台帳の作成

所有者、居住者、住所、地番等、その他り災証明書に記載のある情報について整備した。住民課でアクセスを組み、関連データをアクセスへ移行して、り災証明書発行へ向けた入力作業を行った。部位別の被害率等のデータを入力すると、損害割合と判定結果が出力されるようなエクセルを作成した。

3. り災証明書発行の広報

①り災証明書発行のための手続きの広報

り災証明書発行の広報については、自治会長に周知を依頼したほか、町の防災行政無線で放送した。ただし、この時点ではまだ無線が入らない地域も一部あった。また、定例記者会見で発表した内容が、新聞各社に記事として比較的大きく取り上げられたことも効果があった。(再掲)

また、り災証明書の申請書記入例とあわせて支援金制度を紹介する説明パンフレット、県民だより広報(県の広報誌)を配布した。

②支援措置の広報

り災証明書によって受けられる支援措置については、9月に臨時広報を発行し、支援制度を紹介した。

4. リ災証明書の発行

①リ災証明書発行会場と必要資機材の確保

②リ災証明書発行会場の設営

③リ災証明書発行業務の流れ

a) 申請者の誘導・整理

b) 申請書の記入

c) 申請書の受理

d) 判定結果の探索

e) 被災度の確認

f) 再探索の実施

g) リ災証明書の発行

h) 第2次調査申請（地震の場合）

④調査結果の確認申請

5. 被災者支援総合台帳の作成

①被災者支援総合台帳作成の有無の検討

②被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得

a) 建物に関する情報

b) その他支援り災世帯や個人に関する要支援情報など

③被災者支援総合台帳の作成

V. 参考書式等

①調査票

a. 木造

住家被害調査表(浸水被害)「木造・プレハブ編(1/3)」				整理番号
住家所在地	兵庫県	市・郡	町	丁目
所有者				調査日
居住者				年月日時分
連絡先				調査員氏名

<1>

○ 浸水	※いずれか該当するものに□にチェックする	浸水高さ		チェック欄	備考
	・浸水が床上まで達していない	床下	cm	<input type="checkbox"/>	調査終了 <2>へ
	・浸水が床上まで達している	床上	cm	<input type="checkbox"/>	
	・浸水被害に加え、物理的な被害が生じている	混合被害調査を実施		<input type="checkbox"/>	
特記事項	床面積	1階	2階	3階	合計

<2>

○ 部位の損傷状況											
① 屋根 【構成比 0%】 A	○ 概略屋根面積		最大階の床面積 × 屋根計数 = 屋根面積								
	※屋根計数		<input type="text"/> m ² × <input type="text"/> = <input type="text"/> m ²								
	(1) 勾配屋根 1.4		損傷面積 ÷ 屋根面積 = 屋根損傷面積率								
	(2) 陸屋根 1.0~1.1		<input type="text"/> m ² ÷ <input type="text"/> m ² = <input type="text"/>								
	損傷面積割合C	0.00	0.10	0.20	0.30	0.40	0.50	0.75	1.00	① 損傷率 (A×B×C)	
	損傷程度B	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	I	25%	0.0	0.3	0.5	0.8	1.0	1.3	1.9	2.5	
	II	50%	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.8	5.0	
	その他	100%	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	7.5	10.0	
床(階段含む) 【構成比 10%】 A	○ 床 各階の床板(下地含む、畳、階段、仕上材等の損傷状況を調査する。)										
	C		浸水床面積 ÷ 延べ床面積 × 損傷程度B × 構成比A								
		損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	② 損傷率 (A×B×C)
		損傷程度B	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	I	25%	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0	2.2	
	II	50%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3	
	その他	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	
外壁 【構成比 15%】 A	○ 外壁 (モルタル塗り、タイル貼り、漆喰塗り仕上げ壁、合板類に吹き付け仕上げ壁、サイディングボードを施した壁等)										
	C		浸水床面積 ÷ 延べ床面積 × 損傷程度B × 構成比A								
		損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	③ 損傷率 (A×B×C)
		損傷程度B	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	I	50%	3.8	4.2	4.5	4.9	5.3	5.7	6.0	6.4	
	II	100%	7.5	8.3	9.0	9.8	10.5	11.3	12.0	12.8	

住家被害調査表(浸水被害)「木造・プレハブ編(2/3)」

内壁 【構成比 15%】 A	○内壁 (モルタル塗り仕上げ、漆喰塗り仕上げ壁、合板壁やボード(クロス等の壁紙を張ったもの)の仕上げ及び下地材等)																																																																								
	$C \times \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷面積割合C</th> <th>0.50</th> <th>0.55</th> <th>0.60</th> <th>0.65</th> <th>0.70</th> <th>0.75</th> <th>0.80</th> <th>0.85</th> <th></th> <th></th> <th>④損傷率 (A×B×C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損傷程度B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0%</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>30%</td> <td>2.3</td> <td>2.5</td> <td>2.7</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.4</td> <td>3.6</td> <td>3.9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>100%</td> <td>7.5</td> <td>8.3</td> <td>9.0</td> <td>9.8</td> <td>10.5</td> <td>11.3</td> <td>12.0</td> <td>12.8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			④損傷率 (A×B×C)	損傷程度B												0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			I	30%	2.3	2.5	2.7	3.0	3.2	3.4	3.6	3.9			II	100%	7.5	8.3	9.0	9.8	10.5	11.3	12.0	12.8														
	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			④損傷率 (A×B×C)																																																													
損傷程度B																																																																									
0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																
I	30%	2.3	2.5	2.7	3.0	3.2	3.4	3.6	3.9																																																																
II	100%	7.5	8.3	9.0	9.8	10.5	11.3	12.0	12.8																																																																
天井 【構成比5%】 A	○天井 天井板、仕上げ、下地材																																																																								
	$C \times \frac{\text{損傷面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷面積割合C</th> <th>0.50</th> <th>0.55</th> <th>0.60</th> <th>0.65</th> <th>0.70</th> <th>0.75</th> <th>0.80</th> <th>0.85</th> <th></th> <th></th> <th>⑤損傷率 (A×B×C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損傷程度B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0%</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>30%</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>100%</td> <td>2.5</td> <td>2.8</td> <td>3.0</td> <td>3.3</td> <td>3.5</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> <td>4.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			⑤損傷率 (A×B×C)	損傷程度B												0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			I	30%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3			II	100%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3														
	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			⑤損傷率 (A×B×C)																																																													
損傷程度B																																																																									
0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																
I	30%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3																																																																
II	100%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3																																																																
建具 【構成比 10%】 A	○建具 窓、出入口等住家の開口部あるいは各室の間仕切り箇所等の建具																																																																								
	$C \times \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷面積割合C</th> <th>0.50</th> <th>0.55</th> <th>0.60</th> <th>0.65</th> <th>0.70</th> <th>0.75</th> <th>0.80</th> <th>0.85</th> <th></th> <th></th> <th>⑥損傷率 (A×B×C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損傷程度B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0%</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>15%</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>100%</td> <td>5.0</td> <td>5.5</td> <td>6.0</td> <td>6.5</td> <td>7.0</td> <td>7.5</td> <td>8.0</td> <td>8.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(兵庫県)</td> <td>60%</td> <td>3.0</td> <td>3.3</td> <td>3.6</td> <td>3.9</td> <td>4.2</td> <td>4.5</td> <td>4.8</td> <td>5.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			⑥損傷率 (A×B×C)	損傷程度B												0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			I	15%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3			II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5			(兵庫県)	60%	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1		
	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			⑥損傷率 (A×B×C)																																																													
損傷程度B																																																																									
0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																
I	15%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3																																																																
II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5																																																																
(兵庫県)	60%	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1																																																																
設備 【構成比 5%】 A	○設備 水回りの衛生器具等の設備(台所の流し台、洗面台、便器、浴槽等の本体、配管等、給湯設備、電気設備等、冷暖房設備一式)																																																																								
	浸水により、上記設備機器が浸水により汚損、破損、変色及び機能喪失が見られる場合は、5%とする。 → ⑦損傷率 ※必要に応じ5%の範囲内で適宜判断し、割合を算定する																																																																								

住家被害調査表(浸水被害)「木造・プレハブ編(3/3)」

柱(耐力壁) 【構成比 20%】 A (地震被害を 参考に算 定)	○柱(耐力壁) ・外力を受けない被害程度の算定は、損傷程度Ⅰ又はⅡにより判断する。 ・外力を受けた場合の被害認定は、損傷程度Ⅰ～Ⅴにより判断する。 $C \times \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">損傷程度B</th> <th colspan="9">損傷面積割合C</th> <th rowspan="2">⑨損傷率 (A×B×C)</th> </tr> <tr> <th>0.50</th><th>0.55</th><th>0.60</th><th>0.65</th><th>0.70</th><th>0.75</th><th>0.80</th><th>0.85</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td>0%</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td><td>10%</td><td>1.0</td><td>1.1</td><td>1.2</td><td>1.3</td><td>1.4</td><td>1.5</td><td>1.6</td><td>1.7</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td><td>25%</td><td>2.5</td><td>2.8</td><td>3.0</td><td>3.3</td><td>3.5</td><td>3.8</td><td>4.0</td><td>4.3</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>Ⅲ</td><td>50%</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>6.0</td><td>6.5</td><td>7.0</td><td>7.5</td><td>8.0</td><td>8.5</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>Ⅳ</td><td>75%</td><td>7.5</td><td>8.3</td><td>9.0</td><td>9.8</td><td>10.5</td><td>11.3</td><td>12.0</td><td>12.8</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>Ⅴ</td><td>100%</td><td>10.0</td><td>11.0</td><td>12.0</td><td>13.0</td><td>14.0</td><td>15.0</td><td>16.0</td><td>17.0</td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 外力による被害が生じていないが、浸水による隠蔽部分の判断が不明のため、腐敗等を考慮し、以下の取扱いとする。 (1) 浸水高さが1メートル未満の場合 損傷程度Ⅰ:10% (2) 浸水高さが1メートル以上の場合 損傷程度Ⅱ:25%</p>	損傷程度B		損傷面積割合C									⑨損傷率 (A×B×C)	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85		0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		Ⅰ	10%	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7			Ⅱ	25%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3			Ⅲ	50%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5			Ⅳ	75%	7.5	8.3	9.0	9.8	10.5	11.3	12.0	12.8			Ⅴ	100%	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0		
損傷程度B				損傷面積割合C										⑨損傷率 (A×B×C)																																																																																
		0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85																																																																																					
0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																				
Ⅰ	10%	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7																																																																																					
Ⅱ	25%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3																																																																																					
Ⅲ	50%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5																																																																																					
Ⅳ	75%	7.5	8.3	9.0	9.8	10.5	11.3	12.0	12.8																																																																																					
Ⅴ	100%	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0																																																																																					
基礎 【構成比 10%】 A	○基礎 外力により影響を受けた場合、地震被害を参考に以下により算定する。 1 布基礎の場合 $\frac{\text{損傷基礎長} \text{ [] m}}{\text{外周基礎長} \text{ [] m}} \times \text{構成比 } 10 = \text{⑨損傷率 []}$																																																																																													
損傷率	<table style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>[①]</td><td>+</td><td>[②]</td><td>+</td><td>[③]</td><td>+</td><td>[④]</td> </tr> <tr> <td></td><td>+</td><td>[⑤]</td><td>+</td><td>[⑥]</td><td>+</td><td>[⑦]</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>[⑧]</td><td>+</td><td>[⑨]</td><td>=</td><td>全損傷率 [] → []</td> </tr> </table> <p>※合計数値は小数点以下を切り上げ、整数値とする。</p>	[①]	+	[②]	+	[③]	+	[④]		+	[⑤]	+	[⑥]	+	[⑦]			[⑧]	+	[⑨]	=	全損傷率 [] → []																																																																								
[①]	+	[②]	+	[③]	+	[④]																																																																																								
	+	[⑤]	+	[⑥]	+	[⑦]																																																																																								
		[⑧]	+	[⑨]	=	全損傷率 [] → []																																																																																								

b. 非木造

2006.2.21作成

住家被害調査表(浸水被害)「非木造編(1/2)」				整理番号	
住家所在地	兵庫県	市・郡	町	丁目	番地
所有者				調査日	年月日時分
居住者				調査員	
連絡先				氏名	

<1>

○ 浸水	※いずれか該当するものの□にチェックする	浸水高さ		チェック欄	備考
	・浸水が床上まで達していない	床下	cm	<input type="checkbox"/>	調査終了
	・浸水が床上まで達している	床上	cm	<input type="checkbox"/>	<2>へ
	・浸水被害に加え、物理的な被害が生じている	混合被害調査を実施		<input type="checkbox"/>	
特記事項	床面積	1階	2階	3階	合計

<2>

床(階除含む) 【構成比10%】 A	$C \times \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$											
	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			①損傷率(A×B×C)
	損傷程度B											
	O	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	I	25%	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0	2.2		
II	50%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3			
その他	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5			
外壁 【構成比5%】 A	$C \times \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$											
	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			②損傷率(A×B×C)
	損傷程度B											
	O	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	I	50%	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0	2.2		
II	100%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3			
内部仕上・天井 【構成比10%】 A	$C \times \frac{\text{浸水床面積} + \text{浸水天井面積}}{\text{延べ床面積} \times 2} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$											
	損傷面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85			③損傷率(A×B×C)
	損傷程度B											
	O	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	I	30%	1.5	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6		
II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5			

住家被害調査表(浸水被害)「木造・プレハブ編(2/2)」

建具 【構成比 10%】 A	○建具 窓、出入口等住家の開口部あるいは各室の間仕切り箇所等の建具 $C \times \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \text{損傷程度B} \times \text{構成比A}$																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">損傷面積割合C</td> <td>0.50</td><td>0.55</td><td>0.60</td><td>0.65</td><td>0.70</td><td>0.75</td><td>0.80</td><td>0.85</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">④損傷率 (A×B×C)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">損傷程度B</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">O</td> <td style="text-align: center;">0%</td> <td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I</td> <td style="text-align: center;">15%</td> <td>0.8</td><td>0.9</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>1.1</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>1.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td>5.0</td><td>5.5</td><td>6.0</td><td>6.5</td><td>7.0</td><td>7.5</td><td>8.0</td><td>8.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(兵庫県)</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td>3.0</td><td>3.3</td><td>3.6</td><td>3.9</td><td>4.2</td><td>4.5</td><td>4.8</td><td>5.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	損傷面積割合C		0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85		④損傷率 (A×B×C)	損傷程度B												O	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			I	15%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3			II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5			(兵庫県)	60%	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1		
	損傷面積割合C		0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85		④損傷率 (A×B×C)																																																													
損傷程度B																																																																									
O	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																
I	15%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3																																																																
II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5																																																																
(兵庫県)	60%	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1																																																																
設備 【構成比5% (10%)】 A	○設備 水回りの衛生器具等の設備(台所の流し台、洗面台、便器、浴槽等の本体、配管等、給湯設備、電気設備等、冷暖房設備一式) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 浸水により、上記設備機器が浸水により汚損、破損、変色及び機能喪失が見られる場合は、5%とする。 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">⑤損傷率</div> ※10%を用いる場合は、高架水槽、受水槽、屋外階段等特殊なものが含まれる場合とする。																																																																								
損傷率	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">①</td> <td>+</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">②</td> <td>+</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">③</td> <td>+</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">④</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td>+</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">⑤</td> <td>=</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">全損傷率</td> <td>→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※合計数値は小数点以下を切り上げ、整数値とする。</p>	①	+	②	+	③	+	④								+	⑤	=	全損傷率	→																																																					
①	+	②	+	③	+	④																																																																			
+	⑤	=	全損傷率	→																																																																					

②り災証明書

様

り災証明書

り 災 家 屋 等	所在地	佐用町
	用途	住宅
	り災の原因	平成21年8月9日発生した、台風第9号被害による
	り災の状況	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成21年 月 日

兵庫県佐用町長 庵 途 典 章

広報 さよう

平成21年8月

臨時号

台風9号豪雨による 応急対策などのお知らせ

豪雨によって被害を受けた皆さま
に対する応急対応などについてまご
ごましながら、すくなくお聞き下さいま
すので、くわしくは担当課、または
関係機関に必ずご相談ください。

被災された皆さまへのお見舞いと復興に向けて

台風9号による記録的な豪雨によって、想像を絶する大災害が発生して以来、苦しい日々が続いています。広く知られたことですが、行方不明の家族2名、家屋被害は1880棟にもおよび、田畑や山林、道路や上下水道などのライフライン、病院や公共施設など、あらゆるものに甚大な被害が発生し、市民の平穏な生活が一瞬のうちに破壊されてしまいました。

亡くなられた方がたのご冥福と、行方不明のお二人が一刻も早く見つかることをお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆さまに心からお見舞い申し上げます。

町といたしましては、災害の規模があまりにも大きく、お一人おひとりに思うような対応ができません。申し訳なく思っておりますが、行方不明の家族の捜索と被災された皆さまの生活支援を第一に、全職員が一丸となって対策に取り組みしております。この支援は、一つの町の対応力をはるかに超えており、悪夢を覚えているような現状ですが、勇気をはじめ、自衛隊や警察、消防、県内外の自治体、多くの企業や団体、そしてボランティアの皆さまに連日協力を重ねつけていただき、行方不明の家族の捜索やライフラインの復旧、家財や遺体の片付けなどに積極的な活躍をいただいておりますこと、本当にありがとうございます。助け合いながら必死に頑張っていた方がたを、ことごとく心から敬意と感謝を申し上げます。

町も皆さまの必死の努力によって、被害の色彩も徐々に、復旧・復興に向け、歩みを進めたように感じるところです。町としましては、国、県の支援をいただきながら、被災された皆さまが一日も早くこれまでどおりの生活を取り戻せるよう、できる限りの支援を行います。住民の創造的復興に全力を上げて取り組んでまいります。

災害で奪ったものが数倍、以上に増して戻し、安全で住みよい町に復興するため、町民の皆さまのより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。最後になりましたが、全国からの皆さまのお言葉、たくさんのお義捐金や数々の支援活動をいただきましたこと心から感謝し、今後とも更なる温かいご支援を願いますようお願い申し上げます。取り急ぎの報告といたします。

平成21年8月31日 記 佐南町長 堀尾 典幸

義捐金 300万円
お問い合わせ
 災害復興課 086-8755 (上月)
 082-2460 (他月)

災害復旧資金貸付金
 被災者やそのご家族が被災した、住居の欠損・半壊の被害に対し、生活再建に必要となる資金を貸付します。(貸付期間があります)
申請限度額 350万円
お問い合わせ
 災害復興課 086-8755 (上月)
 082-2460 (他月)

ひょうご住宅復興ローン
 被災者が住宅の建設、購入、修繕を行うためのローンです。貸付利率は2%です。
申請限度額 100万円～500万円
 (借付は400万円)
お問い合わせ
 住宅政策課 0878(362)3611

住民生活復興貸付利子補給
 被災者が住宅の建設、購入、修繕を行うためのローンに対する利子補給制度です(補助率2%)
お問い合わせ
 災害復興課 086-8755 (上月)
 082-2460 (他月)

高齢者住宅再建支援
 世帯主である65歳以上の被災者で、被災を被り購入する住宅に、費用の一部を助成します。
申請期間 100万円
お問い合わせ
 災害復興課 086-8755 (上月)
 082-2460 (他月)

住宅再建にももう一押し高齢者支援
 被災住宅の再建のため、一押しに災害復興住宅に入居する場合は、家賃の一部を助成します。
お問い合わせ
 災害復興課 086-8755 (上月)
 082-2460 (他月)

奨学助成金
【大学】 各大学に申請ください(学力・家計基準があります)。
【高校】 通学の費用を行います。給付額などがあるが、所得による制限があります(所得制限があります)。各高校にご確認ください。

災害復旧住宅給付
 災害によって、住宅が被害を受けた方への給付金。購入費または建設費の補助の申込みを受け付けています。
お問い合わせ 住宅金融支援機構 0370(0860)33

天災融資制度
 被害を受けた農林漁業者に対し、再生産に必要な経営資金を助成する制度です。
お問い合わせ 農林課 082-0667

日本政策金融公庫の農林業者に対する資金貸付
 災害で売り上げが減少し、現金繰りに苦戦を来している場合に、資金貸付を行います。
お問い合わせ 日本政策金融公庫 0120-959015

災害復旧資金貸付
 事業所復旧のための融資が受けられます。
お問い合わせ 日本政策金融公庫 0120-959015

経営円滑化貸付(災害復旧特)
 災害復旧に必要な設備投資、経費削減が対象です。
お問い合わせ 商工課 082-0670

減免制度
【住民税額・固定資産税・国民健康保険税】
 被災者の負担軽減を図るため、町税などの一部、または金額が減免されます。
お問い合わせ
 町民課・固定資産税課 082-0662

「防災防衛」に記載されている被害の程度で、適用される制度が多くなります。「防災防衛」の取得がまだの方は、お早めにお知らせください。
申請期間 毎週月2件まで上限あり
受付日時 午前9時～午後5時
 土・日・祝日を除く

支給制度
災害補償金
 災害で亡くなられた方のご遺族に支給いたします。

区分	支給金額
生計を維持されていた方	500万円
上記以外の方	250万円

お問い合わせ 住民課 082-0660

災害復旧金および緊急見舞金
 被災者や世帯に、被害の程度によって、災害復旧金および緊急見舞金を支給します。

区分	復旧金の額	見舞金の額
住居	20万円/世帯	10万円/世帯
大規模半壊	10万円/世帯	10万円/世帯
全壊	10万円/世帯	5万円/世帯
床上浸水	5万円/世帯	2万円/世帯

お問い合わせ 住民課 082-0660

被災者生活再建支援
 住宅の全壊、大規模半壊するなど、生活再建に苦しむ被害を受けた方等に対して、支援金を支給する制度です。
申請要項

世帯の状況	大規模半壊	床上浸水
世帯主が被災者	10万円	5万円
世帯主が被災者でない	5万円	2万円

※床上浸水は床下の被害の程度に応じて支給されます。一人世帯の場合は、全壊、大規模半壊の基準は異なります。43%3になります。

国民健康保険料の減額
 082-0660

所得割 災害で住宅や家財などに被害を受けた場合、平成21年度の課税所得と所得割の一部、または金額が軽減されます。
お問い合わせ
 税務課 0879(23)0237

特別 被災状況によって、納税の額や減額などが適用されます。
お問い合わせ
 国民健康保険課 0879(63)3128
 自動車取得税は国民健康保険課 0879(233)8260または0261

保育料
 被害の程度によって、本年8月から10月、または来年1月まで、保育料の一部、または金額を減免します。
お問い合わせ 福祉課 082-0661

高校の給付補助
 授業料の滞りや給付補助があります。各高校へお問い合わせください。

国民健康保険の医療費の一部負担
 被害の程度によって、特別3か月(最多6か月)の間第一、または金額を減免します。社会保険の方は、各保険者にお問い合わせください。
お問い合わせ 住民課 082-0660

介護高齢者医療の保険料と一部負担
 災害の程度によって、保険料は本年8月から来年7月まで、一部負担金は特別3か月(最多6か月)の間第一、または金額を減免します。
お問い合わせ 福祉課 082-0661

住宅費・大規模半壊住宅の再建などに適用される加算制度

住宅の状況	減額	適用	減額
再建済	購入	100万円	50万円
未建済	購入	100万円	50万円

※半壊半壊の減額も対象になることがあります。
お問い合わせ
 災害復興課 086-8755 (上月)
 082-2460 (他月)
 税務課 0878(362)4339

フェニックス共済
 条件によって最高600万円の給付を受けることができます。加入者がおられない、(株)共済協会の共済社員からお知らせがあります。
お問い合わせ
 (株) 協栄共同共済会 082-2424

小中学校の学用品などの支給
 災害による経済的な理由で、学用品の確保が困難な児童を対象に、学用品などを支給します。
お問い合わせ 教育委員会 082-2424

雇用保険の支給など
 災害で業務所が閉鎖を理由に休業し、一時的に失業する場合、失業保険の基本手当が支給されます。
お問い合わせ
 ハローワーク 0879(63)8881

公的融資制度
被災者生活復興貸付金の貸付
 (災害復興貸付金) 災害で住宅や家財などに被害を受けた方等に対して、支援金を支給する制度です。
お問い合わせ 0879(63)8881

被災者生活復興貸付金の貸付
 (災害復興貸付金) 災害で住宅や家財などに被害を受けた方等に対して、支援金を支給する制度です。
お問い合わせ 0879(63)8881

水源地料
 災害で被害、または自然水として使用できなかった箇所は、9月課税分の基本料金を免納します。また金庫からの上水道までの「防災用」によって、10月と11月の基本料金を超過する料金を免納します。
お問い合わせ 水源地課 086-1212

下水道料金
 災害で被害を受けた方等に対して、9月課税分を免納します。
お問い合わせ 下水道課 086-1213

その他
タクシー助成等の追加貸付
 災害で住宅や家財などに被害を受けた方等に対して、支援金を支給する制度です。
お問い合わせ 福祉課 082-0661

災害のみ
 災害で住宅や家財などに被害を受けた方等に対して、支援金を支給する制度です。
お問い合わせ 福祉課 082-0661

介護高齢者医療の保険料と一部負担
 災害の程度によって、保険料は本年8月から来年7月まで、一部負担金は特別3か月(最多6か月)の間第一、または金額を減免します。
お問い合わせ 福祉課 082-0661

手数料の無料化
 住民課、ほか各課など、災害手続きに関する手数料は無料です。窓口でお申し出ください。
お問い合わせ 住民課 082-0660

5) 鹿児島県さつま町

【被災災害】平成18年7月鹿児島県北部豪雨（平成18年7月21日）

【被害規模】全壊219棟 半壊361棟 一部損壊6棟 床上浸水114棟 床下浸水115棟
（平成19年3月15日現在）

調査棟数 約1,000棟（非住家を含む）

【自治体規模等】

○人口：25,972人（平成18年3月31日現在）

○世帯数：10,805世帯（平成18年3月31日現在）

資料）被害規模は鹿児島県ウェブサイト

<http://www.pref.kagoshima.jp/bosai/saigai/h1807/index.html>

自治体規模等は総務省「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数」

I. 被害認定調査の実施体制

1. 調査計画の策定と体制の設立

①担当部署の確定

調査には各課職員が参加したが、取りまとめは総務課（現安全安心対策課）の防災担当が担当した。

②被害情報の収集

災害対策基本法に基づく被害状況等の報告を目的に、被災5日目である7月26日に、外観から明らかに全壊である建物の棟数は把握した。

被害認定調査以前に、保険のためのり災証明書の発行申請に対応するために、職員2人1組で2日間かけて全世帯を回り、外観目視調査（床上・床下の判定）を行った。

被害認定調査は、災害発生後、各被災世帯を個別に訪問する唯一の機会であるため、「家屋の被害認定調査」と併せ、被災者の様々な実態（安否情報・避難先・浸水高・土砂流入状況・家財の被災状況・復旧に対する要望など）を把握する方針を定め、独自の調査票を作成し調査を行った。

③関連情報の収集

当時は内閣府の運用指針に水害に特化した箇所がなかったため、建築部局からこれまでの水害に関する資料をもらった。

④調査方針の設定

a) 調査対象

市街地が浸水被害を受けたため不在家屋もあったが、その場合は外観目視調査のみ行った。

非住家に関しては、当初、義援金配分のため床上浸水かどうかの調査のみ行ったが、後に非住家についても住家と同様に被害認定調査を行った。非住家も災証明書の発行対象となるため、2010年になっても、発行申請がある。結果的に非住家も同時に調査を行って、非常に良かった。

b) 調査対象地域

川内川本・支川で浸水した地域の全棟を調査対象とした。

c) 調査区分

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水の区分とした。

d) 調査結果の伝達方法

り災証明書発行申請時に伝達した。

e) 調査手法（地震の場合のみ）

当時は内閣府の運用指針に水害に特化した箇所がなかったため、調査の様式は内閣府から提供いただいたものを使用した。

壁材については、半分以上浸水した場合には100%とみなすことにした。ただし、外壁がトタンなど、洗えば使用可能な材質の場合には損壊には含めなかった。

復旧後、被害認定時には考慮していなかったカビや悪臭などの被害が発生した。また、復旧後しばらくして、天井まで浸水はしていないが湿気によりだめになり天井を取り替えたという相談もあった。こうした復旧後問題になった点について、事後的に損傷として加算するなどの対応はしていない。応急修理において、部材が完全に乾燥する前に処置した場合などに、カビが生えることがあった。

さつま町の場合、30時間以上も浸水が続いたため、汚泥が多量に蓄積していた。汚泥を除去するために床をはがしたなど、復旧のための取り壊しは、内閣府の指導通り被害に含めた。

⑤調査件数の想定

事前の外観目視調査(7/26, 27)で被災地域を確認した結果、調査棟数を概ね1,000棟と想定した。

⑥全体スケジュールの確認・調整

7月22日に災害を受け、7月23日に水が引いた。調査のノウハウを得るため7月27日に内閣府からレクチャーを受けた。内閣府の指導の後、7月27日、28日の2日間で、全ての調査対象(1,000棟以上)について内部立入調査を行った。同時期にボランティアによる復旧活動が始まっていた。外観調査で被害が認定できなかった住宅については再調査を行った。

さつま町では、24日にはり災証明書の発行申請を受けた。その際は、床上浸水のみを判定し、全壊や半壊の判定は後から出すという形で対応した。被災後最初の18日間で、被災住家全体の3割程度のり災証明書を発行した。住民からは復興に向け迅速な対応を求められるため、できるだけ早く調査できる体制・り災証明書を発行できる体制を構築することがとても大切である。

⑦被害認定調査の体制の設定

調査結果を各課に振り分け、2人1組の調査・調査後の入力作業まで依頼した。

調査の総括・指揮は、総務課(現安全安心対策課)が担当した。

2. 人員手配

①人員計算

調査時間が昼前から16時ごろまでと短かったこともあり、1班の1日の調査棟数は20～25棟程度であった。さつま町の場合、高齢者も多く被災者の話を聞く時間も長かったため、1棟を調査するのに要する時間は2人1組で長いと30分程度かかった。さつま町は旧運用指針に従い調査を行ったが、運用指針の改訂により、調査部位も増えたため必然的に調査時間も長くなると考えられる。ただ、その分納得のいく調査結果が出やすく、業務が円滑に進みやすくなると思われる。

②庁内での人員確保

被災地域では、被害家屋の後片付け等が進行しており、調査対象家屋も約1,000棟と多いことから、町長の指示のもと、迅速に調査を遂行するため全職員に協力を呼びかけ、対応できる約100人の職員が参加し、外観調査を行った。

③応援人員の手配

3. 資機材等の調達

①空間の確保

a) コーディネーターの作業スペース

b) 調査員の作業スペース

c) ミーティングスペース

②調査機材の調達

役場で被災世帯の状態、被害認定調査の前に行った外観目視調査に基づく浸水深、住家か店舗付住家かの区分などを1枚にまとめた資料を作成した。その資料を持って行き被害認定調査を行った。

被害認定調査時に写真撮影を行っていなかった。写真は被災状況の証明のみならず、再び水害が起こった際に、被害が過去の水害によるものか当該水害によるものかを区別する際に大いに役立つため、記録しておけば良かったと考えている。

a) 調査済証

調査済証は特に作成しなかった。結果として、同一住家を重複して調査するケースがあった。ただ、屋根まで浸水した住家も多く、片付けや洗浄作業中であったため、調査済証を被災家屋に貼り付けるまたは表示することは困難と思われる。

b) 調査員証

調査員証は特に作成しなかったが、役場のネームまたは身分証明書を着用して行った。

③移動手段の確保

公用車または私用車の公用使用で対応した。

4. 広報

①被害認定調査実施に関する広報

被災者への広報は特にしなかった。

②支援制度や災証明書発行スケジュール等に関する広報

り災証明書については被災者の関心が高い。被災者同士で情報交換も行っているようで、特に支援内容を提示した後は数多くの問い合わせがあった。

り災証明書の発行時期の告知について、防災行政無線が浸水被害を受けたため使用できなかった。

保険について、保険(共済)会社の被害調査と、被害認定は判定方法が異なるため、トラブルがあった。さつま町では保険(共済)会社のほうが、調査基準がより厳格であることが多く、住民や保険(共済)会社から役所は基準が甘いのではないかと指摘された。住民へは個別の説明を基本としていたが、最終的には「り災証明書」と保険(共済)会社の損害の基準が異なる点を、町長名で文書により住民に広報し、ご納得いただいた。また、保険(共済)会社からも、自治体による被害認定と、民間保険会社による被害認定が大きく乖離していることにより、全壊の判定根拠の提示を求められるなど、問い合わせも受けた。

③マスコミの対応

マスコミへの対応は特にしていない。県や被災者からの問い合わせは、防災担当に集中したため、その後は総務課の別の係で対応した。

5. 都道府県の役割

①市町村間調整

被災当時、県との間に協定が締結されていなかったこともあり、県からスムーズに協力を得ることができなかった。近隣自治体とは多少は連絡を取っていたが、お互いに非常に忙しいため、被災市町村自身で、調査方法や調査対象について調整するというのは非常に難しい。市町村間の調整は是非、県の役割としてお願いしたい。

②市町村からの相談対応

③人員手配

④資機材調達

⑤被害認定調査のサポート

II. 被害認定調査の実施計画

1. 調査全体の管理

①人員管理

②地域割の決定

③調査の進行管理

調査のレクチャーを受けたのが被災後の5日目であった。被災地では、既に家屋の解体や後片付けが進行しており、2日間で集中して調査せざるを得ない状況であった。したがって、被害認定調査が一巡のみで、調査員により判定内容が若干異なるケースもあった。二重チェック等ができればよかった。

④調査員間の情報共有方法の決定

a) 伝達ミーティング

b) 情報共有ミーティング

c) その他の情報共有手段

⑤一日のスケジュールの設定

真夏であり長時間の調査は困難であったことから、昼前から16時ごろまでが調査時間であった。帰庁後、調査内容を「調査結果入力システム」(アクセスにて自前で作成)へ入力してもらった。

2. 地域割方針の決定

①調査対象地域の確認

②調査順序の設定

各調査対象間を歩いて移動できるようにブロック割を行った。

③地域割の見直し

3. 班編成方針の決定

①班編成の考え方の決定

a) 班編成の考え方

b) 1班あたりの人数

1班あたり班長と班員の2名で班を編成した。班長には、内閣府からレクチャーを受けた職員を充てた。

②班編成の見直し

4. 研修の実施方針の決定

①研修内容の決定

内閣府による研修を行った。

②研修方法の決定

各調査班の班長(50名程度)が内閣府から研修を受け、その内容を班員にフィードバックし、調査手法などを共有した。

a) 研修担当者

内閣府及び役場建設課建築担当職員

b) 研修対象者

各課・係へ呼びかけた。(班長予定者、約50名)

c) 開催頻度、開催時間

1回のみ。

5. コーディネーターの日々の業務

①調査地域のコーディネート

②班編成のコーディネート

③調査員への研修の実施

④調査員への問い合わせ対応

大規模半壊という用語が全壊や半壊に比べなじみがないため、住民に説明するのに苦労した。大規模半壊と全壊の区分について、疑問を持つ住民には個別に繰り返し説明した。

2階以上の住家について、損壊割合が小さくなる傾向があるが、水周りなど生活の中心が1階にある場合には、判定に不満をもつ住民もいた。

商店で、1階部分が商店で、2階部分が住宅になっている場合、浸水により商品はすべて駄目になっており、生計手段が奪われるため、1階部分の被害を考慮しないことに対する苦情が多数寄せられた。また、1階が商店で2階が住家である建物の場合、被害の測定の際に、1階は浸水高の確認のみを行い、細かい部材については見ていない。

さつま町では急激に水位が上昇したため、着の身着のまま避難した人もいた。その場合、浸水により、畳、電化製品、着物など家にある全てのものが使用不可能となることもあり、家財を認定対象としないことに対する不満があった。住家の被害認定は、住家の躯体に対する認定であるということを説明したが、説明には苦慮した。

⑤調査結果のチェック

調査班にチェックまでしてもらったが、調査内容の習熟度合いがまちまちであり、**防災担当等で全件チェック**を行った。

⑥情報共有

⑦翌日の調査準備

⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

調査は居住者本人が在宅しているときに実施し、**不在の場合はポストに連絡票を入れ連絡を待つか、知人等のつてをたどり本人と連絡を取った上で、調査を行った。**

III. 調査の実施

1. 調査員の一日の流れ

①調査員の一日の流れ

②一日のスケジュール

午前又は午後から調査を開始し、調査終了後、「調査結果入力システム」に入力。

2. 伝達ミーティング

①伝達ミーティングの実施

3. 現地調査

①調査対象の確認

a) 地図情報との照合

住宅地図を用意し、被災者及び被災家屋の照合を行った。

b) 聞き取り調査

被災者宅を訪問し、世帯の状況、人・建物の被害状況等について聞き取り、実測を行った。

c) 調査対象範囲の確定

調査対象を住家、住宅兼用店舗、店舗、非住家、機械商品等とした。

d) 調査対象範囲の記録

②写真撮影

写真撮影はしなかった。後で被害状況の確認や判定根拠等にもなるため、写真撮影は必要。

③調査結果の記入

④調査済証の貼付

調査済証の作成・貼付はしなかった。屋根まで浸水した住家も多く、片付けや洗浄作業中であったため、調査済証を被災家屋に貼り付けまたは表示することは困難だった。

⑤住民対応

被害認定調査時点でも、極力被災者の声を聞くように努めた。また、各種支援等の相談についても、総合相談窓口を設置して対応した。

⑥調査結果のチェック・報告

4. 情報共有ミーティング

①情報共有ミーティングの実施

a) 情報共有ミーティングの実施

b) 対応方針の情報共有

5. 調査結果の整理

①写真データの管理

②調査票の整理とデータ入力

調査結果の台帳管理については、当時、雛形がなく、エクセルで入力した被害状況や建物の状況をアクセスでデータベース化し、エクセルに入力された損害割合を自動で取り込み、半壊・全壊の判定ができるようにした。データベースがすべてのもとになる。これを早く作成しないと、迅速なり災証明書の発行もできない。

6. 翌日への準備

①翌日の調査準備

IV. り災証明書の発行について

1. 発行体制の整備

①発行部署の決定

地域防災計画では、り災証明書の発行は総務課（現安全安心対策課）防災担当となっているため、**防災担当**で発行業務を行った。

②発行のための人員確保

災害対策本部が継続中だったため、防災担当だけでは人員の確保が困難だった。調査結果を電算でデータベース化することで、だれでも対応できる体制をとった。

③発行手順の決定

a) 発行対象者

居住者世帯主と所有者。

b) 発行枚数

申請数分発行した。

c) 発行方法

役場及び総合相談窓口（会場）。

d) 会場数

総合相談窓口は**1箇所**。

e) 発行時期

特に定めなかった。被災直後（翌日）から現在まで発行申請がある。

f) 発行手数料

無料とした。

④り災証明書等の様式

a) り災証明申請書

b) り災証明書

り災証明申請書と証明書を1枚の「り災証明願」にまとめ、申請者の住所氏名、日時、原因、場所、物件、り災程度、り災者の住所氏名を記載する。

2. り災証明書発行台帳の作成

①り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得

被害認定調査の独自のシステムでデータベース化したことにより、被害家屋のデータを取得できるようにした。

②り災証明書発行台帳の作成

被害認定調査結果入力システムのデータにより、総務課(現安全安心対策課)防災担当において、発行期日・申請人・発行件数を記録。

3. り災証明書発行の広報

①り災証明書発行のための手続きの広報

総合相談窓口を設置する際、り災証明書発行についても広報した。

②支援措置の広報

各種支援策を掲載した「被災者支援制度(お知らせ版)」を作成し、被災者等に配付した。

4. り災証明書の発行

①り災証明書発行会場と必要資機材の確保

り災証明書発行だけに限らず、総合相談窓口として町社会福祉施設を会場とした。
会場に被害認定調査の結果を入力したパソコンを持ち込み、り災証明書を発行した。

②り災証明書発行会場の設営

会場の証明書発行場所は1箇所のみで対応。

③り災証明書発行業務の流れ

- a) 申請者の誘導・整理
- b) 申請書の記入
- c) 申請書の受理
- d) 判定結果の探索
- e) 被災度の確認
- f) 再探索の実施
- g) り災証明書の発行
- h) 第2次調査申請(地震の場合)

④調査結果の確認申請

調査棟数約1,000棟(非住家も含む)のうち、28日以降に再調査を行ったものは50～60棟(住家のみ)である。隣接自治体と比較して全壊が多かったことが、住民からの調査結果の確認申請が他自治体に比べ少なかった一因であるかもしれない。再調査の申請のほとんどは、大規模半壊の住家からであった。同じ浸水深でも住家の材質などの状況で、被害認定結果が異なることがあった。その場合に調査結果の確認申請が住民から多くあり、住民に納得してもらうのが困難だった。

再調査において、カウントしていない損傷部位があった、計算間違いがあったといった場合には判定が変わったものもある。ただし、安易に判定を上げるようなことをすると、「主張したもの勝ち」との風評が流れ、かえって事態が収拾できなくなるため、精査の上、損傷の見落としや計算ミスがない限りは、最初の調査時の判断を尊重した。

5. 被災者支援総合台帳の作成

①被災者支援総合台帳作成の有無の検討

②被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得

a) 建物に関する情報

b) その他支援り災世帯や個人に関する要支援情報など

③被災者支援総合台帳の作成

簡易な被災者ごとの各種支援状況の一覧表を作成した。

● 人員内訳 ●

幼児	0
小学生	0
中学生	0
高校生	0
一般	0
高齢	1
合計	1

世帯ID: _____

交付番号: _____

交付日: _____

06/07/29 13:44:23

